

令和7年第4回（12月）坂城町議会定例会会期日程

令和7年12月1日

| 日次 | 月 日 | 曜日 | 開議時刻 | 内 容 | |
|----|--------|----|-------|---|----------|
| 1 | 12月 1日 | 月 | 午前10時 | <ul style="list-style-type: none"> ・町長招集あいさつ ・監査報告 ○本会議 ・専決処分事項報告 <li style="padding-left: 20px;">質疑 討論 採決 ・議案上程 ○委員会 ・社会文教 | |
| 2 | 12月 2日 | 火 | | ○休 会 （一般質問通告午前11時まで） | |
| 3 | 12月 3日 | 水 | | ○休 会 | |
| 4 | 12月 4日 | 木 | | ○休 会 | |
| 5 | 12月 5日 | 金 | | ○休 会 | |
| 6 | 12月 6日 | 土 | | ○休 会 | |
| 7 | 12月 7日 | 日 | | ○休 会 | |
| 8 | 12月 8日 | 月 | 午前10時 | ○本会議 ・一般質問 | |
| 9 | 12月 9日 | 火 | 午前10時 | ○本会議 ・一般質問 | |
| 10 | 12月10日 | 水 | 午前10時 | <ul style="list-style-type: none"> ○本会議 ・一般質問 ○委員会 ・総務産業、社会文教) | |
| 11 | 12月11日 | 木 | | ○休 会 | |
| 12 | 12月12日 | 金 | 午前10時 | ○本会議 ・条例案、補正予算案等 | 質疑 討論 採決 |

付議事件及び審議結果

12月1日上程

| | | | |
|--------|---|--------|----|
| 専決第10号 | 令和7年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について | 12月1日 | 承認 |
| 陳情第2号 | 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書 | 12月12日 | 採択 |
| 議案第48号 | 上田地域広域連合規約の変更について | 12月12日 | 可決 |
| 議案第49号 | 坂城町下水道条例の一部を改正する条例について | 12月12日 | 可決 |
| 議案第50号 | 坂城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について | 12月12日 | 可決 |
| 議案第51号 | 坂城町公の施設の指定管理者の指定について | 12月12日 | 可決 |
| 議案第52号 | 令和7年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について | 12月12日 | 可決 |
| 議案第53号 | 令和7年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について | 12月12日 | 可決 |

12月12日上程

| | | | |
|--------|---|--------|----|
| 議案第54号 | 坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について | 12月12日 | 可決 |
| 議案第55号 | 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について | 12月12日 | 可決 |
| 議案第56号 | 坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について | 12月12日 | 可決 |
| 議案第57号 | 令和7年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について | 12月12日 | 可決 |
| 議案第58号 | 令和7年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について | 12月12日 | 可決 |
| 発委第2号 | 医療・介護分野の処遇改善と報酬引き上げを求める意見書について | 12月12日 | 可決 |
| 発議第5号 | 柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に反対する意見書について | 12月12日 | 否決 |

令和7年第4回坂城町議会定例会

目 次

第1日 12月1日（月）

| | |
|----------------------------|----|
| ○議事日程 | 2 |
| ○会議録署名議員の指名 | 2 |
| ○会期の決定 | 2 |
| ○町長招集あいさつ | 3 |
| ○監査報告 | 9 |
| ○報告第3号の上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決 | 11 |
| ○議案第48号～議案第53号の上程、提案理由の説明 | 12 |

第2日 12月8日（月）

| | |
|----------------|----|
| ○議事日程 | 16 |
| ○一般質問 宮入 健誠 議員 | 17 |
| 大森 茂彦 議員 | 27 |
| 中村 忠靖 議員 | 40 |
| 星 哲夫 議員 | 49 |

第3日 12月9日（火）

| | |
|----------------|----|
| ○議事日程 | 58 |
| ○一般質問 水出 康成 議員 | 58 |
| 大日向進也 議員 | 70 |
| 塚田 舞 議員 | 79 |

第4日 12月10日（水）

| | |
|----------------|-----|
| ○議事日程 | 88 |
| ○一般質問 柵津 明子 議員 | 88 |
| 玉川 清史 議員 | 101 |

第5日 12月12日（金）

| | |
|-------|-----|
| ○議事日程 | 116 |
| ○諸報告 | 117 |

| | |
|-------------------------------|-------|
| ○陳情採決 | 1 1 7 |
| ○議案第 4 8 号～議案第 5 3 号の質疑、討論、採決 | 1 1 9 |
| ○追加議案上程、提案理由の説明、趣旨説明 | 1 2 5 |
| ○議案第 5 4 号～発議第 5 号の質疑、討論、採決 | 1 2 8 |
| ○閉会中の委員会継続審査申し出について | 1 3 2 |
| ○町長閉会あいさつ | 1 3 2 |

令和7年第4回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和7年12月1日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 12月1日 午前10時00分
4. 応招議員 13名

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1番議員 | 中 嶋 登 君 | 8番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 " | 大日向 進 也 君 | 9 " | 山 城 峻 一 君 |
| 3 " | 塚 田 舞 君 | 10 " | 柀 津 明 子 君 |
| 4 " | 水 出 康 成 君 | 11 " | 朝 倉 国 勝 君 |
| 5 " | 宮 入 健 誠 君 | 12 " | 滝 沢 幸 映 君 |
| 6 " | 中 村 忠 靖 君 | 13 " | 大 森 茂 彦 君 |
| 7 " | 星 哲 夫 君 | | |
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 13名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

| | | |
|-----------------|-------|-------|
| 町 長 | 山 村 | 弘 君 |
| 教 育 長 | 塚 田 | 常 昭 君 |
| 総 務 課 長 | 竹 内 | 祐 一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 長 崎 | 麻 子 君 |
| 会 計 管 理 者 | 竹 内 | 優 子 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 山 下 | 昌 律 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 鳴 海 | 聡 子 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 北 村 | 一 朗 君 |
| 建 設 課 長 | 高 橋 | 卓 也 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 細 田 | 美 香 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 北 沢 | 明 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 小 河 原 | 秀 昭 君 |
| D X 推 進 室 長 | 瀬 下 | 幸 二 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮 下 | 佑 耶 君 |
| 総 務 係 長 | 宮 嶋 | 和 博 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮 原 | 卓 君 |
| 財 政 係 長 | 川 島 | 徳 夫 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 橋 本 | 直 紀 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | 春 日 | 英 次 君 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | | |
| 子 ど も 支 援 室 長 | | |
| 代 表 監 査 委 員 | | |
9. 職務のため出席した者

| | | |
|-------------|-----|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 大 橋 | 勉 君 |
| 議 会 書 記 | 井 上 | 敬 子 君 |

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 3 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第 4 8 号 上田地域広域連合規約の変更について
- 第 7 議案第 4 9 号 坂城町下水道条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 5 0 号 坂城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 9 議案第 5 1 号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 0 議案第 5 2 号 令和 7 年度坂城町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 第 1 1 議案第 5 3 号 令和 7 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

11. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（中嶋君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 4 回坂城町議会定例会を開会いたします。

会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により、出席を求めた者は、理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

議長（中嶋君） 会議規則第 1 2 7 条の規定により、2 番 大日向進也議員、3 番 塚田 舞議員、4 番 水出康成議員を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第 2 「会期の決定について」

議長（中嶋君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 1 2 月 1 2 日までの 1 2 日間といたしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月12日までの12日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は、明日2日、午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定をしたとおりであります。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（中嶋君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） 改めまして、おはようございます。本日ここに、令和7年第4回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご出席をいただき開会できますことに心から感謝申し上げます。

さて、依然として物価高騰が家計や事業活動に影響を及ぼしており、原材料・エネルギー価格の上昇や物流コストの増加が中小企業・小規模事業者の収益を圧迫しております。加えて、主要国の通商政策や国際経済の先行きの不透明感と相まって、アメリカのいわゆるトランプ関税により、貿易・サプライチェーンの不確実性が高まり、為替や調達、価格設定への影響も懸念される状況にあります。

こうした中、国政におきましては、新たに高市内閣が発足し、地域の活力再生や物価高へのきめ細かな対応、さらには構造的な賃上げや投資促進など、地方の実情を踏まえた取組が期待されております。

また、長野県におきましては、阿部知事が全国知事会の会長に就任され、医療・福祉、子育て、産業振興、国土強靱化など多様な課題について、これまでのご経験と知見を活かし、国政との連携を一層深めていただけるものと期待しているところであります。

当町といたしましても、国・県の施策と連動しながら、町民生活の安定と地域経済の強化に向け、着実に進めてまいりたいと考えております。

こうした様々な情勢の変化が、今後、経済にどのような影響を及ぼすかは不透明な状況であります。民間の調査研究機関によりますと、各国の関税政策への対応やAI需要の拡大が下支えとなり、「世界経済は底堅い成長を維持している」とされております。

その中で、アメリカ経済の先行きは、高関税化の中でも堅調さを維持しており、「関税による景気下押し圧力が低・中所得層を中心に強まるものの、AI関連投資と富裕層消費の拡大が下支えとなり、底堅く推移する」としております。

また、ヨーロッパ経済は、堅調な内需を背景にプラス成長を維持しつつ、「アメリカの関税政策やフランスの政治不安が下押し要因となるが、産業競争力強化に向けた財政支援が経済活動を下支えする見通し」としております。

一方、中国経済は、景気刺激策の効果縮小などからして成長が減速しているとされており、

「過剰生産解消に伴う投資抑制などにより、成長率はさらに鈍化する見通し」としております。

次に、国内の状況であります。内閣府による10月の「月齢経済報告」では、「景気は緩やかに回復している」とされる一方、「アメリカの通商政策の影響による景気の下振れリスクや物価上昇による個人消費に及ぼす影響、金融資本市場の変動等に引き続き注意が必要」としております。

また、日銀松本支店が11月に発表した「長野県の金融経済動向」でも、「長野県経済は一部に弱めの動きが見られるものの、持ち直している」との観測が示されております。

当町におきましては、10月に実施いたしました町内の主な製造業20社の7～9月期の経営状況調査の結果では、生産量は、3か月前との比較でプラスとした企業が7社、マイナス6社、変わらないが7社となっており、売上げについてもほぼ同様で、企業間で差はあるものの、持ち直しの動きが続いている状況がうかがえるところであります。

また、来春（令和8年4月）の雇用につきましては、11社が増員予定で、5社が減員分の補充等を予定するなど、全体では104人の増員が見込まれております。国内外の環境変化が続く中、町内企業の皆様には、経済動向に注意を払いつつ、さらなる事業の拡大と発展に期待するところであります。

次に健康・安全面につきましては、季節の変わり目を迎え、感染症対策の徹底が重要となっております。長野県では、9月にインフルエンザの「流行期入り」が発表され、当町としても予防接種の助成や注意喚起を進めているところであります。

特に高齢者や基礎疾患のある方、乳幼児・学齢期のお子さんの重症化予防に向けて、学校・保育・福祉・事業所と連携した情報提供と予防行動の定着に努めてまいりたいと考えております。町民の皆様お一人お一人の健康を守るため、早めのワクチン接種、手洗い、せきエチケット、体調管理の徹底にご協力をお願いいたします。

さて、町では令和8年度から12年度までの5年間を計画期間とする「坂城町第6次長期総合計画後期基本計画」及び令和8年度から10年度までの事務事業を取りまとめた実施計画の策定を進めております。先月25日には「総合計画審議会」を開催し、中嶋議長、玉川総務産業常任委員長にもご参画いただく中で、後期基本計画の素案についてご審議をいただくとともに、実施計画案についてもご説明させていただきました。

委員の皆様からいただいた意見等を踏まえつつ調整を進め、住民説明会やホームページ等による意見募集を経て、年度末の策定に向けて取りまとめてまいります。

また、「第2期坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、各分野の代表者で構成される検証委員会において、3回にわたる事業検証を実施し、令和3年度から令和6年度における第2期総合戦略の総括と、令和6年度の事業評価を行い、第3期総合戦略に向けた提言やご意見などを幅広く寄せていただきました。

第3期総合戦略につきましては、検証委員会の評価を踏まえ、後期基本計画と一体的な策定に向けて作業を進めているところであります。

こうした中、町の大きな取組の一つであります新複合施設建設事業につきましては、昨年度の基本設計を踏まえ、職員ヒアリングや利用団体との協議を重ねながら詳細な実施設計を進めております。加えて、建設委員会における協議のほか、8月には建設予定地周辺の皆様を対象とした住民説明会を開催し、工事へのご理解とご協力をお願いしたところであり、寄せられたご要望等につきましては検討を進めているところであります。

現在は、今月末までの計画で埋蔵文化財の発掘調査を進めているほか、国への補助申請や都市計画法に基づく開発許可申請に向けた準備を進めており、先月26日には、中嶋議長さんとともに、国土交通省、財務省をメインに、新複合施設建設に向けた支援について要望をいたしました。

町としましては、引き続き、着実な事業進捗を図ってまいりたいと考えております。

また、町のDX推進につきましては、国の「新しい地域経済・生活環境創生交付金」を活用して、今年度構築を予定している事業のうち、町で提供する各種サービスやアプリを集約した「自治体統合アプリ」に関しましては、来年3月の運用開始に向けて、現在、構築事業者とデザインを含む全体設計の協議を進めているところであります。

また、公共施設の利便性向上と利用率の向上を目指した「スマートロックシステム」の導入につきましては、導入を予定する施設について現地調査に基づく必要な改修作業を行い、順次設置を進めているところであります。システム運用は来年1月中の開始を予定しており、改めて広報・ホームページ等を通じて町民の皆様にご周知してまいりたいと考えております。

この他、主な事業の進捗状況について申し上げます。

まず、水道事業の広域化につきましては、県企業局と長野市、上田市、千曲市、坂城町の5団体で構成する「上田長野地域水道事業広域化協議会」において、事業統合による広域化を行う場合の、業務運営、組織体制、財政運営などに関する基本的方針や事項をまとめ、今後さらなる検討を進める上で指針となる「基本計画」について、協議を重ねてきたところであります。

基本計画につきましては、本年7月の協議会で、これまでの意見募集や住民説明会などで寄せられた意見等を反映した「計画案」について確認し、所要の修正や各構成団体の調整を経て、11月4日開催の協議会において成案として合意・決定に至ったところであります。

また、11月13日には、協議会構成員である長野市長、上田市長、千曲市長、長野県公営企業管理者とともに、国土交通省に対して、広域化事業の交付金の時限措置撤廃または延長と、交付金事業の対象拡充などについて要望活動を行ってまいりました。

今後は、具体的な事業内容等を定める事業計画（案）の策定に取り組むとともに、各団体が

事業統合の是非を判断するための材料となる「重要協議事項」についても住民や議会の皆様のご意見を伺いながら調整を図り、できるだけ早期に広域化の方向性を決定できるよう協議を進めてまいります。

次に、国道18号バイパスの整備促進についてであります。8月に実施した県建設部及び長野国道事務所への要望活動に続き、10月8日には、中嶋議長さんとともに、千曲市、長野市、上田市と合同で、「新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会」として、県選出国會議員、国土交通省、財務省に対して、上田篠ノ井バイパスの早期完成に向けた建設促進等の要望を行ってまいりました。

さらに、先月26日には、「坂城町国道バイパス、県道整備促進期成同盟会」として、副会長である中嶋議長、鈴木町商工会長、理事・監事である町議会地域交通網対策特別委員会の朝倉委員長、宮入副委員長とともに、国土交通省、財務省をメインに、国道18号バイパス坂城町区間の早期完成に向けた整備促進等の要望をしてまいりました。

地域住民の思いをつなぐ国道バイパスでありますので、坂城町区間の早期整備について、引き続き、機会を捉えて積極的に要望してまいりたいと考えております。

次に、64号橋道路改良工事につきましては、役場入口手前のT字交差点付近から、いろかわ医院様前交差点までの延長約60メートルの工事を予定しております。国の補助金が追加で交付決定となったことから、年明け早々に発注したいと考えておりますが、工期の関係で年度内竣工が難しいことから、本定例会に上程する補正予算において、令和8年度への繰越事業としてお諮りする中で、来年5月末の完成を目指してまいりたいと考えております。工事期間中は、長期間の交通規制を予定しており、皆様には大変ご不便おかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、鉄の展示館であります。9月下旬からの外壁塗装工事がこのほど完了し、開館当時の深く落ち着いた色合いとなりました。現在、「全日本刀匠会設立50周年記念展」を来年2月1日までの会期で開催しております。伝統に裏打ちされた質の高い作品をぜひご鑑賞いただきたいと思っております。

さて、猛烈な暑さが一段落した10月以降、町内では様々なイベントが実施されました。

まず、10月3日、4日に、「2025さかきモノづくり展」が坂城テクノセンターにおいて開催されました。

コロナ禍を経て8年ぶりのリアル開催となった今回は、町内企業をはじめ、連携協定を締結している四つの大学や支援機関などを含む29の企業・団体が出展し、会場にはビジネス関係者をはじめ、町内の小中学生や坂城高校生など、2日間で約1,300人の方に来場いただき、技術・製品の発信とともに、児童生徒の学びにもつながったものと考えております。

また、さかきモノづくり展のタイアップ企画として、坂城町商工会工業部会を中心とする実

行委員会により、「さかきオープンファクトリー」が、町内企業18社の参加の下開催されました。2日間で約300名の皆さんが、ふだん立ち入ることができない工場内の見学やワークショップなどを通じて、ものづくりの現場を体験されました。

今回のモノづくり展では、町内企業が持つ高い技術力や強みの発信とともに、子どもたちのモノづくりへの興味を培い、それぞれの企業の魅力を伝える機会になったものと考えております。

また、4日には、鼠橋運動公園マレットゴルフ場において「秋のスポーツ大会」を開催し、34チーム、134名が参加しました。真剣なプレーの一方で、笑顔と交流が広がる大会となりました。

続いて、18日には、ステキさかき観光協会が主体となり、「ONSENガストロノミーウォーキング in 信州さかき」が開催されました。

当日は、天候に恵まれ、参加された135名の皆さんは、坂城駅からびんぐし湯さん館までの約9キロのコースを自然や景観、街並みを楽しみながら巡り、途中のガストロノミーポイントでは、おしぼりうどんやおやき、ワインなど、坂城町ならではの味を堪能していただきました。

今回のイベントの参加者の中には、初めて当町を訪れる方も多く、町の自然・食・観光施設などの魅力発信につながったものと考えております。

また、同日は、東京麹町において東京坂城会の総会が開催され、中嶋議長、町商工会の関戸顧問、テクノハート坂城協同組合の佐藤理事長とともに私も来賓として出席し、町の近況をご報告申し上げました。ふるさとを思い、応援してくださる皆様の存在を心強く感じるとともに、一層のご発展を期待するところであります。

続いて、25日、26日の2日間にわたり、南条小学校をメイン会場として「第53回文化祭」が開催されました。「したしむ・つくる・ふれあう・ささえる」をテーマに、会場には書道・盆栽・生け花・絵画・写真など多彩な作品が展示されたほか、芸能公演には20団体が出演され、2日間で展示・芸能公演合わせて735名の皆さんにご来場いただきました。また、お茶席にも104名の皆さんにご参加いただき、豊かな文化の世界に触れていただく機会となりました。

また、文化祭の開祭式に先立ち、議員各位にもご列席いただく中で挙行的いたしました「町表彰式」では、これまで長年にわたり、各分野において地方自治の振興と町の発展にご尽力いただいた皆様を表彰し、「功労表彰」を1名の方に、「功績表彰」を7名の方々に贈呈させていただきました。

あわせて、ものづくりの分野における優秀な技能者、新技術を創出された方々を表彰する「坂城WAZAパワーアップ事業表彰」として、「優秀技能者表彰」を1名の方に、また、

「新技術・発明表彰」を1名の方に贈呈させていただいたところであります。

受章された皆様のご尽力に改めて感謝申し上げますとともに、町発展に向けて、今後も一層のご指導とお力添えをお願いするところであります。

また、26日には、坂城駅前多目的広場及び中心市街地コミュニティセンターを会場に、恒例の「鉄道フェスタ in さかき」を開催し、約600名の皆様にご来場いただきました。当日はあいにくの雨模様ではありましたが、169系電車保存会やJR貨物をはじめ、多くの団体のご協力をいただく中、記念硬券の配布、ボンネットバスの町内無料周遊、鉄道模型の走行展示、写真撮影会、グッズ・飲食物の販売など盛況でありました。町内外の会員で構成される169系電車保存会や関係団体の皆様は、積極的な情報発信も担う重要な関係人口でありますことから、今後とも連携を図ってまいりたいと考えております。

月が替わり、11月6日には、文化センターにおいて「戦没者追悼式」を挙行いたしました。今年には戦後80年の節目にあたり、先の大戦における戦没者に謹んで哀悼の誠をささげるとともに、不戦と恒久平和の誓いを新たにいたしました。

また、8日には、村上小学校拠点に「青少年ウォークラリー大会」が開催されました。すがすがしい青空の下、37チーム183名の皆さんが参加し、コース内には、チェックポイントとして村上にちなんだ謎解きやミニゲームが設けられ、子どもたちは、育成会役員の方々や交通安全協会村上支部の皆さんに見守られながら、チームで力を合わせて全員が完走することができました。

続いて、9日には、「ねずみ大根まつり」が、さかき地場産直売所「あいさい」及び坂城インター線沿いの畑で3年ぶりに開催されました。ねずみ大根をはじめとする農産物の販売に加え、大学と地元企業のコラボ商品の披露や、長野県町村会の協力によるタレント2名が参加され、会場を盛り上げていただきました。また、ねずみ大根の収穫会場にも県外を含む約200名が来場し、収穫体験を楽しんでいただきました。

また、15日には、坂城テクノセンターにおいて、女性団体連絡会及び男女共同みんなの会で構成する実行委員会が主体となり「女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかき2025」が開催されました。

「すべての女（ひと）と男（ひと）が輝くまち」をテーマに、元NHK「ためしてガッテン」専任デスクの北折一さんを講師に迎え、「ガッテン流！健康長寿の裏技！教えます～介護になって家族に迷惑をかけるのはいやだ！スペシャル～」と題してご講演をいただきました。約100名の方が聴講され、健康長寿や介護予防の実践、歯科検診の重要性、人との交流の意義などについて、ユーモアを交えながら、大変有意義なお話をお聞かせいただきました。

また、今週末6日には、坂城テクノセンターにおいて「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会」を開催いたします。人権週間に合わせた啓発活動の一環として毎年開催しているも

ので、今年、坂城小学校児童による人権学習の発表と、高橋美江さんによる「わたしのヤングケアラー～障がいのある両親の元に生まれて～」と題した講演を予定しております。

共に支え合う人権感覚を養い、明るく住みやすいまちづくりに向けて、多くの皆様にご来場いただきたいと思います。

さて、12月に入り、本格的な冬を迎えます。町では、主要道路の凍結や降雪時に迅速に対応できるよう、町内建設事業者等との委託契約に向けた事前協議を進めております。積雪がおおむね10センチ以上の場合には委託業者による除雪を実施し、関係機関と連携して道路の安全確保に努めてまいります。

続きまして、12月補正予算の主な内容について申し上げます。

まず、歳入につきましては、障がい者への法定のサービス給付に係る負担金について、事業の執行状況に応じた国及び県の支出金等を増額するとともに、財政調整基金等からの繰入金について増額いたしております。

一方、歳出につきましては、令和6年度の精算額確定に伴う後期高齢者医療給付費負担金や、事業の執行状況を踏まえて障がい者の法定サービスとなる介護・訓練等給付費のほか、複合施設建設に係る一部設計変更に伴う委託料、防火水槽の修繕及び撤去費用など、各種事業における所要の経費を計上したところであります。

以上、令和7年度の主な事業の進捗状況及び12月補正予算の主な内容について申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、専決報告が1件、広域連合規約の変更が1件、条例の制定及び一部改正が2件、公の施設の指定管理者の指定が1件、一般会計及び特別会計補正予算が2件の計7件でございます。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎日程第4「諸報告」

議長（中嶋君） 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期事務監査が実施され、監査委員より報告書の提出がありました。監査委員の審査所見を求めます。

代表監査委員（春日君） それでは、過日実施いたしました定期事務監査の結果について、ご報告申し上げます。

お手元に配付されております令和7年度定期事務監査報告書として取りまとめてあります。

この意見書は、11月25日に地方自治法第199条第9項の規定に基づき町長、議長にそれぞれ提出してございます。

今回の定期事務監査は、地方自治法第199条第4項の規定により行うものであります。ま

た、監査はこの意見書の7ページ以降につづられております坂城町監査基準に基づいて実施いたしました。

監査の対象は、坂城町一般会計、坂城町国民健康保険特別会計、坂城町介護保険特別会計、坂城町後期高齢者医療特別会計並びに坂城町下水道事業会計でございます。それぞれの会計について、令和7年度の9月30日現在の執行状況について監査いたしました。また、定期事務監査に併せて地方自治法第199条第5項の規定による、令和7年度中に施工中または施工済みの工事箇所について、実地検分による監査を行いました。

監査期間は10月16日から24日にかけて、坂城町役場庁舎内において実施いたしました。

監査の方法は、令和7年度坂城町一般会計、特別会計並びに公営企業会計の歳入歳出計算書等を基に、関係各課等により予算執行の状況及び主要事業の進捗割合の状況等について説明を受け、質疑形式により監査を実施しました。

町の監査基準では、監査等の範囲は財務監査及び行政監査とされています。

地方自治法の規定に基づいて、次の事項を主眼に監査を実施しました。住民福祉の増進に役立っているか。最小の経費で最大の効果を上げているか。執行機関の組織や運営が合理的、効率的に行われているか。予算の執行や事業の取組は予定どおり行われているかであります。

監査の結果でございますが、各所管における財務に関する事務処理及び事業の契約、執行等については、関係法令、条例、規則に準拠して適正に執行されているものと認めました。

次に、2ページになりますが、事務及び事業の状況についてご報告申し上げます。

令和7年度の予算については、実施計画に沿って執行されており、主要事業の執行状況については、物価の高騰等による影響は引き続き見られるものの、町全体の事業としては積極的な取組がされております。

また、事務事業の内容及び年間計画とその執行状況は、地方自治法に定める住民福祉の増進に重点を置き、執行されているものと受け止めました。

次に、1の令和7年度の予算執行状況について表にしております。

一般会計は、収入済額の予算現額に対する割合は49.4%で、前年比4.5ポイントの減。支出済額の予算現額に対する執行率は42.4%で、前年比5.0ポイントの減。

特別会計の合計は歳入予算に対する割合は36.9%で、前年比0.2ポイントの増。歳出の執行率は38.9%、前年比0.8ポイントの増となっております。

一般会計及び特別会計全体の歳入の予算に対する割合は、歳入が45.9%、歳出の執行率は41.4%となっております。

また、下水道事業会計は、歳入の予算に対する割合は45.9%で前年比5.3ポイントの増、歳出の執行率は25.0%で前年比2.8ポイントの減となっております。

事業の執行状況はおおむね予定どおり行われております。

次に、3ページになりますが、2の令和7年度の町税の賦課徴収状況であります。

9月末の徴収実績について、町税全体の収入済額は19億4,267万円で、前年比2,473万1千円の増となっております。

主な税目の町民税は、個人町民税の収入済額は現年度分が4億2,259万7千円で、前年比5,828万1千円の減。法人町民税は、収入済額の現年分が4億8,859万6千円で、前年比7,663万7千円の増となっております。

固定資産税は、現年度分調定額が13億674万3千円で、前年比1,222万9千円の増。収入済額は9億704万6千円で、前年比459万9千円の増となっております。

3の主要事業とその執行状況については、おおむね事務事業の年間計画に従い執行されておりますが、物価高騰などの影響を受けている部分も一部見受けられます。

4の工事の執行状況については、工事等検査箇所の一覧として、報告書6ページにつづられております。それぞれ現地に赴き検分いたしました。おおむね予定どおり執行されていることを確認いたしております。

次に、4ページから5ページに監査の所見がまとめてございます。

監査を通じて各課の担当に対応をお願いした案件についてまとめたものです。一般会計については各課ごとに、特別会計及び公営企業会計については会計ごとに記述にしてあります。

記述に至らなかった事項については、その場でその都度口頭にて検討をお願いしてあります。個々の補足は省略いたしますが、お目通しをいただきたいと思っております。

以上で定期事務監査のご報告といたします。

議長（中嶋君） 審査所見の報告が終わりました。

次に、本日までに受理した陳情は、お手元に配付のとおりでございます。所管の常任委員会に審査を付託しましたので、報告いたします。

議長（中嶋君） 日程第5「報告第3号 町長の専決処分事項の報告について」を議題といたします。

職員に報告を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長（中嶋君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、専決第10号「令和7年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,199万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を76億3,246万4千円といたしましたものであります。

歳入の内容といたしましては、財政調整基金からの繰入金1,199万1千円を増額したものであります。

一方、歳出の内容につきましては、確定申告に伴う法人町民税等の税償還金・還付加算金150万円、県・町の制度資金の借入れに対する保証料補給金700万円、ドッジボールの全国大会に県選抜として出場する小学生への激励金3万円、食育・学校給食センターのフードスライサー購入費346万1千円をそれぞれ増額したもので、急を要することから専決といたしましたものであります。

以上、専決処分事項につきましてご報告いたします。

議長（中嶋君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時37分～再開 午前10時47分)

議長（中嶋君） 再開いたします。

◎日程第5「報告第3号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第10号「令和7年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

議長（中嶋君） 引き続きまして、日程第6「議案第48号 上田地域広域連合規約の変更について」から日程第11「議案第53号 令和7年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」までの6件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

(議会議務局長朗読)

議長（中嶋君） 朗読が終わりました。

次に、提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第48号から53号まで、ご説明申し上げます。

まず、議案第48号「上田地域広域連合規約の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、上田地域広域連合が計画する資源循環型施設の建設に向け、広域連合規約において、関係市町村の負担割合を新たに定める必要があるため、上田地域広域連合規約の一部を変更するものであります。

変更の主な内容といたしましては、規約の別表のうち、「15 ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務」に、「(4) 統合クリーンセンター（資源循環型施設）」を追加し、関係市町村である上田市、東御市、青木村、長和町の負担割合を定めるとともに、算出の方法を定めるものであります。

次に、議案第49号「坂城町下水道条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

す。

本案は、国の技術的助言である標準下水道条例が改正されたことに伴い、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、災害その他非常の場合において、円滑な復旧工事の実施を図るため、町長が他の市町村長が指定した事業者にも排水設備工事等を行わせる必要があると認めるときは、その実施を可能とするものであります。

次に、議案第50号「坂城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、児童福祉法の一部改正により、内閣府令で定める基準に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

条例の内容といたしましては、条例の趣旨や乳児等通園支援事業者の一般原則のほか、事業の区分、設備の基準、職員の配置基準などが主なものであります。

次に、議案第51号「坂城町公の施設の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

本案は、令和3年4月1日から指定管理者による管理運営を行っている町内8施設につきまして、令和8年3月31日をもって各指定管理者の指定期間が満了することに伴い、同年4月1日からの当該施設に係る指定管理者を指定することについて、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第52号「令和7年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,183万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を77億429万5千円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、国庫支出金1,278万2千円、県支出金643万1千円、繰入金5,135万7千円をそれぞれ増額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、複合施設建設事業に係る実施設計委託料264万円、後期高齢者医療療養給付費負担金1,632万3千円、介護・訓練等給付費2,500万円、小網沈砂池浚渫工事200万円、防火水槽修繕及び撤去費342万2千円をそれぞれ増額し、繰越明許費といたしましては、橋梁修繕事業64号橋について、国の交付金の追加要望により、工事の着工が遅れたため、令和8年度に事業繰越しをするものであります。

また、令和8年度の一般廃棄物収集運搬等業務について、年度当初から円滑に業務を行うため、令和7年度から8年度を期間とする債務負担行為につきましても、併せてご審議を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、議案第53号「令和7年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ96万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億3,397万6千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、国庫補助金33万4千円、一般会計繰入金63万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容につきましては、総務管理費66万9千円、介護認定審査会費29万5千円をそれぞれ増額するほか、事業の実施状況に応じ一部予算の組替えを行うものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（中嶋君） 提案理由の説明が終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日12月2日から7日までの6日間は、議案調査等のため休会にしたいと思います。

ご異議ありますか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしと認めます。

よって、明日12月2日から7日までの6日間は、議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は12月8日、午前10時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

（散会 午前11時00分）

1 2月8日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 13名

| | | | |
|------|--------|------|-------|
| 1番議員 | 中嶋登君 | 8番議員 | 玉川清史君 |
| 2 " | 大日向進也君 | 9 " | 山城峻一君 |
| 3 " | 塚田舞君 | 10 " | 柰津明子君 |
| 4 " | 水出康成君 | 11 " | 朝倉国勝君 |
| 5 " | 宮入健誠君 | 12 " | 滝沢幸映君 |
| 6 " | 中村忠靖君 | 13 " | 大森茂彦君 |
| 7 " | 星哲夫君 | | |

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

| | |
|----------|--------|
| 町長 | 山村弘君 |
| 副町長 | 臼井洋一君 |
| 教育長 | 塚田常昭君 |
| 総務課長 | 竹内祐一君 |
| 企画政策課長 | 長崎麻子君 |
| 会計管理者 | 竹内優子君 |
| 住民環境課長 | 山下昌律君 |
| 福祉健康課長 | 鳴海聡子君 |
| 商工農林課長 | 北村一朗君 |
| 建設課長 | 高橋卓也君 |
| 教育文化課長 | 細田美香君 |
| 収納対策推進幹事 | 北沢明君 |
| まち創生推進室長 | 小河原秀昭君 |
| D X推進室長 | 瀬下幸二君 |
| 総務課長補佐 | 宮下佑耶君 |
| 総務係長 | 宮嶋和博君 |
| 総務課長補佐 | 宮嶋和博君 |
| 財政係長 | 宮原卓君 |
| 企画政策課長補佐 | 宮原卓君 |
| 企画調整係長 | 宮原卓君 |
| 保健センター所長 | 川島徳夫君 |
| 子ども支援室長 | 橋本直紀君 |

4. 職務のため出席した者

| | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 大橋勉君 |
| 議会書記 | 井上敬子君 |

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) 空き家対策についてほか | 宮 入 健 誠 議員 |
| (2) 町の温暖化防止計画はほか | 大 森 茂 彦 議員 |
| (3) 子育て支援の充実についてほか | 中 村 忠 靖 議員 |
| (4) ドローンの防災活用についてほか | 星 哲 夫 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（中嶋君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議に入る前に、総務課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

総務課長（竹内君） おはようございます。大変貴重なお時間を頂戴いたしまして、誠に申し訳ございません。本定例会初日に上程をいたしました議案第52号「令和7年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について」一部訂正がございます。歳入歳出補正予算事項別明細書7ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目6隣保館運営費の右側説明欄に記載の誤りがございました。隣保館運営一般経費「324」を「356」に、通信運搬費「48」を「80」に訂正をお願いいたします。お手元に正誤表を配付させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

議長（中嶋君） お諮りいたします。ただいまの説明のとおり訂正することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしと認め、ただいまの説明のとおり訂正することに決定いたしました。

◎日程第1「一般質問」

議長（中嶋君） 質問者は、お手元に配付したとおり9名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、初めに5番 宮入健誠議員の質問を許します。

5番（宮入君） おはようございます。ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問をいたします。

今年最後の12月定例会において、一般質問を行うに際し、初日の1番ということではささか緊張はしております。

さて、9月の定例会の頃までは、連日のように猛暑に関するニュースが報道されておりましたが、10月に入りますと7月20日実施されました第27回参議院選挙の結果を踏まえ、約3か月の政治空白の後、10月4日に自由民主党の総裁選挙が、10月21日に衆参両院の本会議にて、第104代首相に高市早苗さんが指名され、新しい内閣が発足し、政治のニュースが中心となりました。

そして、11月になりますと、今度は連日、熊による人身被害の報道がなされ、今日においても被害並びに目撃情報については途切れることなく続いております。

11月15日付の日本経済新聞は、熊による人的被害の深刻化を受け、政府は14日、改定版の被害対策パッケージを公表したと報じました。被害対策パッケージの概要としては、1、緊急的な対応として、警察によるライフル銃を使った駆除など。2、短期的な取組として、電気柵による防護強化や、誘因物の撤去など。3、中期的な取組として、ガバメントハンターの育成などが織り込まれております。

以上のことから、個体数の削減や管理の徹底により、さらなる被害の抑止を急ぐとし、かつては保護に軸足を置いておりました熊を駆除対象と明確に位置づける体制の整備を加速させるとの内容でした。

12月6日の信濃毎日新聞は、環境省の速報値として、今年4月より11月までの熊による人的被害が230人であると報じました。このことは、記録が残る2006年度以降、過去最多とのことであります。坂城町においても、人身被害の発生を未然に防ぐ方策の一つとして、現在、取扱店でも品薄状態となっております熊よけスプレーの備蓄や目撃情報の地域への支給等、新たな対策の検討をお願いしたいと思っております。

さて、これより一般質問に関連したことについて述べたいと思っております。

まず最初は、空き家対策についてであります。前回の9月の令和7年第3回議会定例会において、山村町長より招集挨拶の中で空き家問題については、全国で問題となっており、町においても例外ではなく、空き家の適正な管理や解消に向けて取り組んでいるとの見解が示されました。

また、寒さが厳しくなりました11月18日に、大分市佐賀関にて発生した大規模火災は、182棟が焼失し、お一人の方が亡くなるという深刻な事態となる被害をもたらしました。11月28日には半島側の鎮火が宣言され、発生から11日目をもって一つの区切りを迎えました。被災されました方々には、謹んでお悔やみとお見舞いを申し上げます。

今回の大規模火災において、大分市の調査によると、被災した建物のうち空き家は約70棟で全体の4割を占めると見られている。そうした中で空き家専門家の間では、空き家の多さが火災を広げた可能性の一つであると指摘する声もありました。手入れが行き届かない空き家は、庭の草木も含めて火が移りやすく、拡散しやすい。また、建物の傷みは飛び火で延焼しやすいおそれがあると見られている。

11月29日には防災担当大臣が現地を視察し、全国で空き家が増える中、どういう形で火災予防できるかは大きな課題とし、関係省庁と連携して空き家対策に取り組む姿勢を示したと朝日新聞が報じました。

また、佐賀県に精錬所を構える企業グループが、100年以上にわたり地域の人に支えられ、事業を続けてきた恩に報いるため、総額10億円を寄附するという報道が大分放送から配信されました。このことは、支援を待っている方々に一刻も早く行き渡ることを祈念するところがあります。

さて、一般質問の前に、空き家対策の必要性の確認等について述べたいと思います。少し古いですが、2024年9月19日に発行された政府広報オンラインでは、空き家の活用や適切な管理などに向けた対策が強化。トラブルになる前に対応をと発信しております。

内容としては、今、日本では空き家が増え続けており、使用目的のない空き家は、ここ20年間で約2倍に増加している。適切に管理されず、放置された空き家は損傷しやすく、台風で外装材や屋根材が飛んだり、地震により崩壊したりする危険性が高くなります。また、ネズミや害虫などが大量発生する、ごみの散乱や外壁の破損・汚れが放置されるなど、衛生上や環境上の問題をもたらすおそれがある。さらに、腐敗したごみの放置による悪臭の発生や、不法侵入者の出入りによる周辺地域の治安の悪化につながるほか、木立の枝のはみ出しにより周囲の建物を傷つけるなど、近隣住民の生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあるとされています。

次に、今回の一般質問を行うに際し、11月21日に同僚議員と東御市を表敬訪問し、空き家の状況、空き家への取組についての概要をお聞きしました。訪問所要時間は90分と十分時間を確保いただき、こちらからの問いについても事細かく説明をしていただきました。その内容として大変関心を持った点3点を紹介したいと思います。

1として、令和7年4月発行の「東御市空き家の手引き」が作成されており、全20ページにわたり事細かく書かれており、空き家に関する疑問、管理方法、売却、賃貸、解体、補助事業に至るまで広範囲に網羅されておりました。

2として、この後の一般質問でも取り上げますが、最大の関心事は空き家を除却した土地の固定資産税等の減免についてであります。対象並びに対象者については、いくつかの制限はあるものの、あくまで空き家対策の促進及び市民の安全・安心の確保に寄与することを目的とし、申請により固定資産税等の減免措置を行うものでした。減免の内容は、空き家を除却し、住宅

用地特例が適用されなくなった年度から3年間、住宅用地特例が適用された場合の税額との差額を減免するものであります。

3として、移住者の拡大と空き家対策をセットにした取組の方法の考え方でした。U I J ターンと定住の促進と題し、移住希望者の多様なニーズに沿った移住定住施策の促進として、令和7年度の東御市の6項目からなる重点事業の一つに掲げられており、その一例として東京銀座NAGANOにおいて移住セミナーなどを開催と明記されておりました。

以上の内容について、坂城町においてもさらなる取組を行う上で参考にさせていただければと思います。

前置きが少し長くなりましたが、これより一般質問を行います。

1. 空き家対策について

イ. 空き家の実態について

1、直近3年間の分類ごとの推移は。（分類としては、通常空き家、管理不全空き家、特定空き家をお願いします。）

2、直近3年間の空き家の売却状況の推移は。

3、直近3年間の空き家に対する住民からの苦情件数及び内容は。

4、特定空き家への対応。

ロ. 空き家対策への取り組みについて

1、この3年間に取り組んできた施策は。

2、空き家所有者の連絡先等の確認はできているか。

3、空き家の解体費用に対する補助金の考えは。

ハ. 空き家対策への課題について

1、対策を推進する上での新たな施策は。

2、空き家バンクの状況とさらなる推進は。

3、移住者拡大に向け、空き家除却の固定資産税減免と空き家利用の推進をするお考えは。

以上の質問について答弁をお願いいたします。

住民環境課長（山下君） 1. 空き家対策についてのご質問に、イ. 空き家の実態についてから順次お答えいたします。

まず、直近3年間の空き家の分類ごとの推移ですが、いずれも年度末の件数といたしまして、令和4年度末では、特定空き家が3件、管理不全空き家が3件、その他の空き家が292件、うち適切な管理がされている空き家は193件。

5年度末は、特定空き家3件、管理不全空き家3件、その他の空き家292件、うち適切な管理がされている空き家は196件。

6年度末は、特定空き家4件、管理不全空き家2件、その他の空き家288件、うち適切な管

理がされている空き家は194件であります。

続きまして、直近3年間の空き家売却状況ですが、町で把握可能なものとしたしましては、町の空き家バンクを通じて成約となった件数になります。令和4年度は売却（同日「売買」に訂正あり）が3件、賃貸が3件、5年度は、売買4件、賃貸ゼロ件、6年度は売買ゼロ件、賃貸が1件であります。

なお、7年度は、すみません。

議長（中嶋君） 間違っていたら、訂正して答弁願います。

住民環境課長（山下君） すみません、令和4年度は売買が3件、賃貸が3件、5年度は売買4件、賃貸がゼロ件、6年度は売買ゼロ件、賃貸1件であります。

なお、7年度は、11月末現在、売買5件、賃貸1件、計6件の成約がありました。

次に、直近3年間の空き家に対する住民からの苦情件数につきましては、令和4年度は14件、5年度は6件、6年度23件であります。

苦情の内容といたしましては、草木繁茂による空き家から自宅の庭に草木が侵入してくる、道路上に出ており、通行の支障となっているなどの相談が最も多い状況であります。そのほか、空き家への不法投棄や窓ガラスの破損、蜂の巣、建物等に傷みが見られることに対して、不安を感じているといった趣旨のご相談もありました。

次に、特定空家への対応であります。特定空家とは、平成26年に制定された空家等対策の推進に関する特別措置法第2条において、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家」とされております。

町では、特定空家の所有者等に対して、町の判定マニュアルに沿って特定空家に認定した判定結果や具体的な改善箇所のほか、現在の状況が続いた場合にどのようなデメリットがあるかなどを示した資料を郵送し、今後の対応等について住民環境課へご連絡いただくようお願いしているところでございます。

次に、ロ．空き家対策への取り組みについてのご質問にお答えいたします。

まず、この3年間に取り組んできた施策といたしまして、町では、空き家の所有者や管理者に対して、空き家等の放置や相続登記をせずに世代を重ねることのリスクを知っていただくとともに、問題意識や利活用意識の高揚による適切な管理の促進と、空き家の流通促進や将来の空き家発生の抑制を図ることを目的として、長野県空家等対策支援専門家派遣事業を活用した講座や相談会を開催してまいりました。

具体的には、司法書士や宅地建物取引士といった専門家を講師に迎え、空き家の利活用や空き家にするもののリスクなどを知っていただく空き家対策住民啓発講座、司法書士や宅地建物

取引士、解体工事業者、町の空き家担当職員が相談をお受けする個別相談会であります。

また、賃貸や売却を希望する空き家所有者の方に対しましては、町ホームページ等を活用し、空き家の利用を希望する方への情報提供を行う空き家バンク制度、町内にある空き家の利活用の活性化を目的として、空き家バンクの登録物件を対象に、住宅内にある家財道具等の片づけや、住宅の改修工事に対して補助を行う空き家バンク利用促進補助制度を実施してきたところでもあります。

空き家バンク利用促進補助金につきましては、令和6年度までに家財道具片づけ費用補助が13件、リフォーム費用補助が19件、計32件956万円の補助を行ったところであります。

次に、空き家所有者の連絡先等の確認につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法において、町が保有する固定資産税の課税情報などの情報を必要な範囲において利用することができ、また、他市町村に対しても空き家の所有者等の把握に必要な情報提供を求めることができることとされており、この規定に基づき把握に努めているところであります。

続いて、空き家の解体費用に対する補助金の考えであります。空き家は私有財産のため、解体・撤去を含む管理につきましては、原則として所有者等の責任となることから、費用についても所有者等が負担するものと考えております。

また、家屋におきましては、住家、空き家に関わらず、解体・撤去の生じる場合がございしますので、家屋を管理する所有者等の公平性といった点からも、空き家取壊し費用に対する町の一部負担につきましては、現状では慎重に判断するべきものと考えております。

次に、ハ、空き家対策への課題についてのご質問にお答えいたします。

まず、対策を推進する上での新たな施策でございますが、本年度は、長野県空家等対策支援専門家派遣事業を活用し、町で認定している特定空家への対応等について、町の担当職員から司法書士などの専門家に相談する機会を設けたところでございます。

空き家対策に関しましては、多岐にわたる専門的な知識と制度理解が必要となり、担当課のみで対応することの難しさもあるため、今後も必要に応じて専門家への相談機会をつくり、対応策の検討などに活かしてまいりたいと考えております。

また、令和5年の法改正により、相続放棄等により管理者が存在しない空き家に関して、これまで管理者の利害関係人のみであった財産管理人の選任請求を、市町村長も裁判所に対し、申立てすることが可能となっております。

相続放棄等により管理者が存在しない空き家に関する相談も増加傾向にあることから、こうした制度の活用についても近隣市町村の状況を踏まえ、研究してまいりたいと考えております。

次に、空き家バンクの状況とさらなる推進といたしまして、町では、空き家を有効活用し、定住人口の増加と地域の活性化を図ることを目的に、平成27年から坂城町空き家情報バンク事業を実施しているところであります。

空き家バンクにつきましては、町内の現に居住者のいない住宅（空き家）とその敷地について、空き家の所有者が売買や賃貸を希望する場合に、物件の情報を登録していただき、町が空き家の利用希望者に登録された物件の情報を提供し、売買や賃貸につなげていくことにより、空き家の解消を図る制度であります。

また、長野県宅地建物取引業協会上田支部と協定を締結し、利用者が希望する場合は、空き家の取引を協会加盟の不動産業者が媒介する仕組みを設けております。

平成27年度から本年11月末現在までの累計では、延べ93件の空き家の登録があり、そのうち売買38件、賃貸16件、計54件の空き家の利活用が図られております。

なお、11月末現在、15件の空き家が登録されており、空き家利用希望者の登録は49人となっております。

空き家バンクにつきましては、単に空き家を解消するだけでなく、移住・定住を促進し、持続可能な地域コミュニティを形成するという面においても効果が期待されますので、町といたしましては、引き続き、一層の利用促進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

空き家バンクに登録された物件の情報につきましては、町の空き家バンクホームページに掲載するだけでなく、長野県が運営する県内への移住希望者向けサイト「楽園信州空き家バンク」や、国が運営支援する「全国版空き家・空き地バンク」にも情報を掲載し、県内外の方に向けても情報提供を行っております。

このほか、町が実施する空き家対策セミナーにおいても、空き家バンク制度をPRするとともに、物件登録に必要な手続について、個別相談を実施しているところであります。

引き続き、関係部署が連携しながら、空き家所有者、利用希望者の双方に向けた効果的な情報発信の方法を検討し、制度周知に努めてまいりたいと考えております。

また、空き家バンク利用促進補助金のほか、町内住宅を新築する場合には、移住定住促進補助金として、1件当たり10万円の補助も実施しており、空き家購入者の建て替えにも活用できることなど、空き家バンク制度と併せて各種の補助制度等、空き家所有者、利用希望者にとって有用な情報も含めた周知に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に移住者拡大に向けた空き家除却の固定資産税減免と空き家利用の促進をする考えについて、お答えいたします。

土地、家屋、償却資産に対して毎年1月1日の所有状況により課税する固定資産税は、住宅用地に対しては税負担を軽減することを目的として、200平方メートル以下の住宅用地を小規模住宅用地として、課税標準額を6分の1、200平方メートルを超える部分を一般住宅用地として課税標準額を3分の1とする特例措置がございます。

県内市町村の中には、土地の課税について、住宅用建物が除却された後に、住宅用地の特例が適用された場合の税額の差額分を数年間分減免するとした要綱等を設けている市町村がある

と聞き及んでいます。

こうした減免措置により、空き家の除却を促進させ、移住者への住宅地の供給につなげるなど、移住定住施策としての狙いもあろうかと思いますが、一方で、他の更地との税負担の公平性の観点から、慎重な対応が必要であると捉えているところであります。

いずれにいたしましても、空き家の解消につきましては、短期間で解決するものではないことから、町では、これまで申し上げました取組を継続的に実施することで、空き家の所有者や管理者による適正管理や利活用の促進に努めてまいります。

5番（宮入君） ただいまは各項目について丁寧な答弁をいただきました。

現在、空き家の解体並びに空き家解体後の跡地の利活用として、費用に対する補助金については、近隣市町村でも実施されており、長野市については、長野市老朽危険空き家解体事業補助金が最大で120万円、令和4年度から補助金を拡大中。その他に長野市空き家解体跡地の利活用事業補助金が最大100万円の制度があります。東御市においても、東御市老朽危険空き家解体事業補助金があり、補助金対象の経費の2分の1（上限75万円）となっております。両市ともに補助金の対象になるための条件を満たすこと、予算が満了となり次第、今年度の受付を終了することとなっている。

空き家対策の結びとして、11月14日の信濃毎日新聞は、商工会議所が空き家を管理と題しまして、内閣府は13日、2025年の地方分権改革方針案を公表しました。空き家の売買の相談に乗ったり、マッチングをしたりする空き家管理活用支援法人の指定対象を広げ、商工会議所などが担えるようにする。12月に閣議決定をし、法改正が必要な項目は、来年の通常国会に関連法案を提出する。

空き家対策に民間の力を借りるため、市区町村が管理者を指定する制度はありますが、一般社団法人やNPO法人に限られていた。ただ、維持管理や修繕、利活用などを包括的に行える法人が少ないとの声が自治体から上がっていた。不動産業や建設業など幅広い業種の企業が加盟する商工会議所が担うことでワンストップで空き家対策が期待されると報じました。坂城町においても、これからの空き家対策の取組につながればと思います。

また、町の主観的な取組ではありませんが、11月22日の日本経済新聞によると、相続した不要な土地を国が引き取る相続土地国庫帰属制度の利用が急増している。この制度は、2023年4月に始まり、申請件数は2025年9月末で4,374件、審査には8か月程度かかるのが目安で、審査済み2,179件のうち、帰属が決まったのは2,039件と9割強であると報じました。

このことは、直接、町の空き家対策には結びつかないかもしれませんが、法務省民事局発行のパンフレットを役場内にも設置するとともに、相続空き家の放置は長期間保有するほどコストが膨らむことについて、相談者への提言等にしていいただければと思います。

以上で空き家対策に関する質問を終わり、次の質問に移ります。

2. 主要地方道坂城インター線について

事業着手から9年の年月を経て、国道18号線から町道A09号線まで、全長400メートルの主要地方道坂城インター線が完成し、昨年3月25日の供用開始から1年8か月余りが経過しました。このことで、上信越道坂城インターチェンジからテクノさかき工業団地までの区間が直接つながり、車の流れにも変化が見られるようになってきました。限りなく近い将来と期待しつつ、この主要地方道坂城インター線は、都市計画道路坂都5号線として、千曲川を渡り国道18号バイパスに直結する計画となっております。

現在、坂城町には、小さな町でありながら、一級河川である千曲川に、上流より鼠橋、大望橋、坂城大橋、昭和橋、そして笄橋と5本の橋が架けられております。昭和橋と大望橋においては、水害による被災・流出など幾多の困難を乗り越えて現在に至っております。そして、今回の国道18号バイパスに向かう橋として、6本目の橋が架かることとなります。

以上のことを踏まえまして、これまでの経過、現在の状況、今後の事業計画について伺います。

イ. 一部供用開始後の状況について

1. 利用状況と利便性について。
2. 供用開始後、住民からの要望とその対応は。

ロ. 事業の状況について

1. 中之条～網掛間の全長と橋の長さは。
2. 令和6年度の実施状況は。
3. 令和7年度の事業計画と実施状況は。

ハ. 今後の事業計画について

1. 令和8年度以降の主な計画は。
2. 12月5日に開催されました住民説明会の概要は。

以上の質問について答弁をお願いします。

町長（山村君） 宮入議員さんから、二つ目の質問としまして、主要地方道坂城インター線についてのご質問をいただきましたので、イ、ロ、ハ順次お答え申し上げます。

坂城インター線につきましては、県道の中でも高速道路や国道と一体となって広域交通を担う重要路線である主要地方道に位置づけられており、平成10年（1998年）の長野オリンピック開催に合わせ整備が行われた上信越自動車道小諸インターチェンジと更埴ジャンクションの間の開通に先立ち、平成8年9月に坂城インターチェンジと国道18号を結ぶ、約1.4キロの区間が供用開始となりました。

また、国道18号からテクノさかき工業団地までの約400メートルの延伸区間につきまし

では、県事業として平成27年度に事業化され、地元説明会や用地取得、しなの鉄道と立体交差する中之条跨線橋工事などを経て、令和6年3月に供用開始されたところであります。

ご質問のイ、一部供用開始後の状況についてであります。利用状況といたしましては、延伸部分の開通により、町が整備してまいりました町道A09号線と接続したことから、テクノさかき工業団地への通勤車両や物流トラックに加え、坂城町と上田方面を結ぶ道路として、利便性もよく、多くの方にご利用いただいている状況であります。

また、本路線の開通は、南条地区の国道18号の迂回路としての機能も有しており、通勤時間帯の渋滞解消に役立っているところであります。

次に、地域の皆様からの要望とその対応といたしましては、坂城インターチェンジへのアクセスがよくなり便利になった、道路が広くなり通行しやすくなったなどのご意見をいただく一方で、交通量が増えたことにより、交通事故を心配する声もいただきました。

そうした中、通行車両の増加に対応するための交通安全対策といたしまして、警察など関係機関と協議し、町道A09号線と谷川と並行する町道0309号線の交差点に、カラー舗装や停止線、止まれの路面表示と標識などの交通安全施設を設置したところであり、開通以来、大きな事故が発生したという情報は入っていないという状況であります。

いずれにしましても、テクノさかき工業団地までの供用開始により、工業団地と坂城インターチェンジ間のアクセス向上と、国道18号を通行する車両の分散による渋滞緩和など、物流や交通機能の向上が図られたと感じているところであります。

続きまして、ロの事業の状況についてであります。テクノさかき工業団地から、さらに西側に延伸して、千曲川を渡り、現在整備中の国道18号坂城更埴バイパスに接続するまでの区間について、千曲建設事務所が事業主体となり、国道協議や河川協議、地形測量、道路や橋梁の予備設計、地権者や地元の皆様に対する説明会などを経て、令和6年度に事業認可されたところであります。

事業の概要といたしましては、全長約900メートルのうち、約450メートルが千曲川に架かる橋梁部分となり、道路幅員につきましては、両側に歩道を備える全幅14メートルで計画されております。

また、事業の実施状況につきましては、令和6年度は橋梁区間の予備設計や、河川管理者である千曲川河川事務所との構造協議のほか、地質調査などが実施され、令和7年度は引き続き、河川管理者との協議や地質調査に加え、新たに国道との交差点協議、路線測量などを実施するとともに、橋梁及び道路の詳細設計に着手されたと、お聞きしているところであります。

最後に、ハといたしまして、今後の事業計画についてであります。令和8年度は、引き続き河川管理者との構造協議や国道及び公安委員会との交差点協議、橋梁及び道路の詳細設計、用地測量、用地補償などが予定されており、令和9年度には、河川占用協議や道路詳細設計、

用地測量、用地補償などが予定されているとお聞きしております。

また、去る12月5日には、地域住民の皆様を対象に、事業主体である千曲建設事務所による道路計画説明会が役場講堂において開催されたところであります。

説明会では、坂城インター線の延伸部分における計画概要と、今後予定されている事業スケジュールに加えまして、新たに整備される橋梁について、仮称ですが、テクノ大橋として事業を進め、正式名称については、時期は未定であります。公募により決定することなどが説明されました。

坂城インター線につきましては、坂城インターチェンジから国道18号までの間が、災害発生時に、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のため、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線である緊急輸送道路に指定されているところであります。

また、延伸整備により、上信越自動車道や国道18号、国道18号バイパスといった緊急輸送道路や、安定的な輸送を確保するための重要路線である重要物流道路をつなぐ、これまで以上に大変重要な役割を担う路線となります。

町といたしましても、坂城インター線が延伸され、整備中の国道18号バイパスと接続することは、町内の交通混雑の緩和による利便性の向上をはじめ、当町の産業や経済の発展と地域の活性化に不可欠なものであるとともに、防災面からも、非常に重要な効果をもたらす事業であると認識しておりますことから、今後も地域や企業の皆様とも協力する中で、県をはじめとする関係機関と連携し、早期供用開始に向けた活動に取り組んでまいりたいと考えております。

5番（宮入君） ただいまは各項目について、町長より丁寧な答弁をいただきました。現在、18号バイパスについては、目に見えて盛土の工事が進んでおり、過日11月27日には、地域交通網対策特別委員会として、現地2か所の工区について事業説明会を実施いたしました。当日は、国土交通省、関東地方整備局、長野国道事務所の関係者並びに各工区の施工業者より工事の状況並びに工事の工法について、説明と質疑応答が行われました。

工事の工法としては、国土交通省が進めておりますi-Construction三大施策の一つである、ICTの全面的な活用を中心とした説明内容で、技術の進歩を改めて実感いたしました。

今回の貴重な体験から、主要地方道坂城インター線の工事においても、工事が始まりましてら年に1回の説明会の計画並びに実施を希望いたすところであります。

結びになりますが、先ほど町長よりお話がありました6本目の新しい橋、仮称ですが、テクノ大橋が完成した暁には、「輝く未来を奏でるまち」、安心・安全で健康で暮らせる町という観点から、現在の大望橋につきましては、中学生の通学路を中心といたしました、歩行者、自転車専用の橋となることを祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（中嶋君） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時46分～再開 午前10時56分)

議長（中嶋君） 再開いたします。

次に、13番 大森茂彦議員の質問を許します。

13番（大森君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問を行います。

1. 町の温暖化防止計画はについてであります。国連気候変動枠組条約第30回締約国会議、いわゆるCOP30が多国間協議に背を向けるアメリカのトランプ政権の米国が不参加の中、ブラジルで11月10日から21日の日程で行われました。最終日の合意文書には、化石燃料からの脱却や具体化する工程表をも断念、また、熱帯林保護への基金として総額1,250億ドル、約19兆円を創設しましたがけれども、日本の拠出の予定はありません。パリ協定の気温上昇を産業革命前の1.5度以内に抑えるという地球温暖化を克服する対策は、不十分な会議となりました。

また、長野県では、脱炭素社会の実現を目指す「県ゼロカーボン戦略」中間見直し案も公表しました。主な内容は、食とエネルギーの地産地消を軸とした環境負荷の少ない暮らし方と、そのための経済的な動機づけ、県内で排出される温室効果ガスを2030年度までに6割減らし、2050年度にゼロにする。再エネ生産量もそれぞれ倍増、そして3倍増とするとしています。

さて、我が坂城町では、町長の提案で長野地域連携中枢都市圏に参加する9自治体が共同して2050ゼロカーボン宣言を行いました。この宣言で、環境大臣からも感謝状が贈られています。

さて、20年前の2005年（平成17年）2月、坂城町地域新エネルギービジョン策定事業報告書が作られました。この第5章では、新エネルギー導入の推進が掲げられ、2010年度を目標年度として、町のエネルギー需要量の3%の導入として取組が始まり、今では家庭用太陽光発電システムの設置や蓄電池システム等の補助金制度や、あるいはテクノセンターのZEB化など、いろいろと実施してまいりました。さらに、事業所としての町がCO₂削減と再生可能エネルギーの導入などを進めてきております。

さて、そこでお尋ねいたします。

イといたしまして、ゼロカーボン宣言後の取り組みは。

1、長野地域連携中枢都市圏に参加する9自治体が共同してゼロカーボン宣言を発出しております。他自治体との取組についての情報交換はされているのかどうか、お尋ねいたします。

2といたしまして、事業所としての町役場の取組は。そしてその成果、またはその実績はどうなのか、お尋ねいたします。

ロといたしまして、今後の計画は。

事業所としての役場の温暖化対策実行計画が作成されていますけれども、町全体の対策はどうなっているのか。この間、町全体のエネルギー創出とCO₂削減の状況についてわかっておりません。町の気候危機打開の取組はどこまで進んでいるのか。具体的な資料は公表されておりません。そこでお尋ねします。

1、町の地域全体の対策計画はあるのかどうか。区域施策編を作成したらいかがかということで、第1回目の質問といたします。

企画政策課長（長崎さん） 1. 町の温暖化防止計画はのイとして、宣言後の取り組みはのご質問についてお答えいたします。

近年、世界中で異常気象が頻発し、数十年に一度と言われる規模の台風や豪雨が繰り返し発生するなど、地球温暖化がもたらす深刻な状況が、私たちの生活に甚大な影響を及ぼしております。

また、気温の上昇や猛暑日の増加、大雨、強風の頻発などによる生態系や農林水産業への被害、熱中症など健康面にも大きな影響を及ぼしております。

こうした状況を踏まえ、衆・参両議院や長野県をはじめ、全国の複数の自治体など様々な団体が気候変動が異常な状態であると認識し、緊急かつ積極的な地球温暖化対策の推進を宣言する、「気候非常事態宣言」を発出しております。

また、当町も参加している長野地域連携中枢都市圏において、長野地域の9市町村が共同で2050年ゼロカーボン宣言を発出し、圏域としてスケールメリットを活かした脱炭素化を図るとともに、この極めて重要な課題に対して、強い危機意識を持ち、地球環境に貢献する取組を連携して実施しているところでございます。

将来にわたり持続可能な地球環境を次世代に引き継ぐためには、住民・事業者・自治体が同じ方向を向き、脱炭素に向けた意識を共有し、行動につなげていくことが不可欠であると考えております。

こうした中、当町におきましても、これまでも様々な取組を進めてまいりました。

まず、エネルギーの効率化と再生可能エネルギーの導入促進については、住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助制度の実施により住民の皆様の設備の導入を支援しているほか、役場庁舎や小学校・文化センターに、太陽光発電設備及び蓄電設備を備えた自立分散型エネルギー施設を整備し、CO₂排出量の削減と災害時の電力の確保を図っております。

さらに、役場庁舎では、冬期間の電力消費の抑制や、発電時のCO₂の削減のため、ペレットボイラーを導入しております。

また、坂城テクノセンターでは、施設のエネルギーの効率化等を目的として実施したZEB化事業により得られたノウハウや実証データを活用し、企業及び地域全体の脱炭素化、さらにはものづくりのまちのゼロカーボン化に向けた取組などを進めているところでございます。

なお、現在実施設計を進めております新複合施設におきましても、太陽光発電設備及び蓄電設備を整備し、有事の際には福祉避難所として機能するための電力確保をするとともに、エネルギーの効率化を図ったNearly ZEBとして、平常時には省エネルギーの推進や電気料金の節減などを図ることとしております。

ご質問の長野広域の他自治体との情報交換につきましては、当町を含む長野地域連携中枢都市圏を構成する9市町村においては、ゼロカーボンに向けた各自治体の取組を共有しながら連携して事業を展開する脱炭素化推進連携創出事業として、再生可能エネルギーの活用や低炭素・資源循環型の形成に向けた取組を実施しており、担当者会議を定期的で開催し、情報公開や課題の共有を行っております。

具体的な連携事業としては、当町を含む9市町村と日産グループ3社との間で、電気自動車を活用した脱炭素社会の実現と災害対応力強化に係る連携協定を締結し、災害等による大規模停電が発生した際に、日産グループから貸与される電気自動車を電力源として活用することや、9市町村間でお互いが保有する電気自動車を融通し、相互に給電できる体制を整えております。

また、果樹剪定枝・薪ストーブ活用推進事業として、農家の方が処分に困っている果樹などの剪定枝と、薪を必要とされる住民の方とをつなぐ仕組みを連携して実施しております。

さらに、9市町村それぞれにおいても、地域の実情に応じた様々な事業の取組が行われており、庁用車への電気自動車導入や、環境に関する講演会の開催、また、住宅用太陽光発電システム及び蓄電システムの設置や、生ごみ処理機購入、ペレットストーブ購入などの脱炭素に向けた補助事業、ごみのリユース・リサイクル等資源化推進による焼却ごみの削減に向けた事業など、多様な施策が実施されており、これらを共有することで新たな連携事業の創出にもつながっているものと考えております。

脱炭素化・ゼロカーボン化は、持続可能な未来を築くために地球温暖化への対応として、不可欠な世界共通の目標とされております。

当町といたしましても、町単独での取組のみならず、長野地域連携中枢都市圏を構成する市町村や民間企業など、広域連携を活かした脱炭素化を推進することが重要であると認識しており、今後も各自治体の特性を活かした温暖化対策や連携事業を推進しつつ、圏域全体で脱炭素化を推進してまいりたいと考えております。

今後も国や県及び長野地域の各自治体と密接に連携しながら、持続可能な社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

総務課長（竹内君） 1. 町の温暖化防止計画は、イ. 宣言後の取り組みはのご質問のうち、町役場の取組と成果についてお答えをいたします。

町では、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、町役場を一つの事業者として捉え、町が行う事務及び事業に伴い発生する温室効果ガスの排出量削減を目指す坂城町役場

地球温暖化対策実行計画を令和4年度に策定しております。

この町実行計画では、町第6次長期総合計画やSDGsと同じく令和12年度を最終年度とし、町の事務事業においても最も排出の比率が高い温室効果ガスである二酸化炭素の排出量を令和4年度対比で37.7%削減することを目標としております。

この計画策定後、町においては、文化センターへの太陽光発電設備導入や、公用車への電気自動車やハイブリッドカーの導入、二酸化炭素排出係数の少ない電力への転換といったハード面での取組のほか、脱炭素に資する消費行動の実践や、節電、リサイクルの推進といったソフト面での取組を継続してきたところであります。

こうした取組の成果といたしましては、毎年度、町の事務事業における二酸化炭素の排出状況を町ホームページで公表しているところであり、令和6年度におきましては、基準年度である4年度と比較して、二酸化炭素排出量が29%削減されたところであります。

町が行う事務事業について、温室効果ガスの排出削減に向け率先して行動することは、町内の事業所や家庭に対する普及・啓発につながり、地域全体における地球温暖化対策が一層推進されることが期待されることから、今後もこうした取組を着実に進めてまいりたいと考えております。

住民環境課長（山下君） 1. 町の温暖化防止計画は、ロ. 今後の計画はのご質問にお答えいたします。

国では、令和7年2月に閣議決定された地球温暖化対策計画を策定し、国全体で2030年度までに温室効果ガスを、2013年度比で46%削減するという目標を掲げ、さらに、2050年には脱炭素社会の実現を目指すという長期的な目標を示し、これらの目標達成に向けて、エネルギー分野における徹底した省エネルギーの推進や、再生可能エネルギーの導入拡大を加速させるとともに、産業・運輸・家庭といった各部門においても、脱炭素化に向けた取組が求められており、森林による二酸化炭素の吸収源対策の強化などの取組も進められているところであります。

ご質問の地方公共団体実行計画（区域施策編）は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づき、地方公共団体が策定することができる計画であり、策定する地方公共団体の区域全体の事業者・住民等による取組も含めた温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策に関する計画となります。

この区域施策編の策定についてですが、町では、第6次長期総合計画第4章第6節において、地球温暖化対策を課題として位置づけ、再生可能エネルギーなどの新たなエネルギー導入と省エネルギー化を推進し、地域全体で脱炭素社会の実現を目指し、各種施策を進めることとしております。

町としましては、総合計画で掲げる施策を確実に実行し、地球温暖化対策を進めていきたい

と考えておりますが、国や県の動向や近隣市町村の状況も踏まえて、区域施策編の策定については、引き続き研究をしてみたいと考えております。

13番（大森君） ご答弁いただきました。今後の計画の中の地域施策編ですけれども、これは総合計画の中にあるから、では、これまで公表されていますか。町は今どこまでCO₂削減が進んでいるのか、新エネルギーがどこまで進んでいるのか、公表されていない。計画がなければ何も検証できないんじゃないですか。

中枢都市圏の参加自治体と交流をしているというお話ですが、こういう計画書を作っているところは、恐らくご存じだと思うんですが、作っていないところはどこどこでしょうか。ご答弁願います。

議長（中嶋君） ちょっと今調べておりますので、ここで暫時休憩をいたします。

（休憩 午前11時16分～再開 午前11時19分）

議長（中嶋君） お待たせいたしました。ただいまより再開いたします。

住民環境課長（山下君） ただいまの再質問につきまして、お答えいたします。

長野広域内で作成していない市町村ということですが、作成していないのは坂城町と小川村（同日、「坂城町、小川村、信濃町」に訂正あり）になります。

13番（大森君） 先ほど企画政策課長からご答弁で、町と町民と事業所が同じ方向を向いてという答弁をいただきました。まさしく、これを作ることが大事なことじゃないですか。事業所としての町の進み方、これも大事なことです。町民全体でやらなければ、国全体のCO₂削減にはならないんじゃないですか。これを作らない理由について、町長、ご答弁願います。

住民環境課長（山下君） ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の中にもございました、町としましては、総合計画で掲げる施策を確実に実行し、地球温暖化対策を進めていきたいと考えておりますが、国や県の動向や近隣市町村の状況も踏まえて、地域施策編の作成については引き続き研究をしてみたいと考えております。

13番（大森君） 町長がゼロカーボンの提案をしたわけですよ。それを提案したところの言い出しっぺが、坂城町の地域施策編を全く作らないで進めていると。じゃあこの5年間でどのくらい前進したんですか。そういう調査はできますか。公表できますか。計画だって初めてここまで進んだ、これが非常に遅れている。ここに力を入れなければという政策が出てくるじゃないですか。その点について、町長が作らない理由を述べていただきたいと思います。

町長（山村君） 今、担当課長からもお話ししましたように、作らないとは誰も言っていないんです。今検討しますと言っています。作らないと誰が言いました。私は作らないと言も言っていないです。そういう勝手なことを言わないでください。

もう一つ言うと、確かに坂城町では、大手の企業の皆さんが本当に工夫して、省エネ、ゼロカーボンの努力をやっています。ですから、それは全体の取組として進めるためのやっぱり指

標は必要だと思いますから、それは検討して作っていきますけれども、私は作らないとは一言も言っていませんので、ご理解いただきたいと思います。

13番（大森君） 私は作らないと言いましたけれども、これまでに作っていないということです。ところが、ほかのところはみんな作っているんです。何でこんなに遅いんですか。研究研究、検討するだけでは進んではいけないと思います。

さて、時間もちょっと余分にロスしてしまいました。これからの質問は、ただ答弁をいただくだけで終わってってしまうということは非常に残念ですが、提案というか質問を出しておりますので、進めたいと思います。

2といたしまして、子ども・子育て事業。

イ. こども誰でも通園とはということで、子どもの支援拡充策として、来年度から本格的に実施することになります。これは保護者の就労に関係なく、生後6か月から2歳までの乳幼児ということで、直接契約、それから事業所などと打合せをして、一時的に預けることができるようになるということでもあります。当町においては、民間事業所がないので、町立保育園で対応することになるかと思えます。

この点について、一つが、受入れ体制は大丈夫でしょうか。保育士の負担は大丈夫なのか、お尋ねいたします。

また、町には一時預かり等が現在行われております。それと併せて誰でも通園というものが始まりますと、これを併用して使えるのかどうか。その点について、ご答弁願いたいと思います。

ロといたしまして、子ども・子育て支援金についてです。

少子化対策の財源として子ども・子育て支援金、これはどんな制度設計なのか、お尋ねいたします。ご答弁も求めます。

子ども支援室長（橋本君） 2. 子ども・子育て事業のイ. こども誰でも通園とはのご質問にお答えいたします。こども誰でも通園制度は、全ての子どもの育ちを応援し、就労の有無等に関わらず全ての子育て家庭に対して支援をするとともに、保護者の孤立感や不安感の解消、育児に関する負担感の軽減等を目的に、令和8年4月から全国の自治体で実施される制度であります。

このこども誰でも通園制度は、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育園等を利用できる仕組みとして、ゼロ歳6か月から満3歳未満の保育園等に通っていない子どもを対象に、市町村の認可基準を満たした保育園や認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業所等の施設で実施できるものとされております。

また、多様な主体の参画を認める観点から、それら施設に限らず、認可基準を満たし、適切に事業を実施できる施設であれば実施が可能であるとされており、本議会に認可基準を定める

条例案を上程させていただいたところであります。

今後、希望する事業者が認可基準を満たし、適切に事業を実施できる施設があれば、町が認可し、事業を行っていただくこととしております。

ご質問の受け入れる体制についてであります。現時点では町内で実施する事業者は決まっておりませんが、町が町立保育園において実施する場合は、今後、対象児童数及びニーズ調査における利用希望割合などを考慮する中で、利用見込みを想定し、その利用見込みの受皿を提供できるよう、保育士の配置や設備等の受入れ体制の検討を進めてまいりたいと考えております。

また、こども誰でも通園制度は、全ての子どもの育ちを応援する新たな制度として期待されておりますが、一方、この制度においては、多くの子どもと短時間の関わりを繰り返すなど、通常の保育と異なる点があります。町立保育園において実施する場合は、こうした点に十分配慮した上で、認可基準による適切な保育士配置はもちろんのこと、保育士へ負担が生じることがないように、園長などが随時ヒアリングを実施し、必要に応じた対応を行うなど、制度に直接携わる保育士をはじめ、現場の支援を行う必要があると考えているところであります。

続きまして、一時預かりとこども誰でも通園制度の併用についてであります。まず、結論から申し上げますと一時預かりとこども誰でも通園制度は併用ができることとなっております。

ただし、一時預かり事業が、保護者の就労や疾病など保護者の立場からの必要性が生じたときに、保育園で子どもを一時的に預かる事業であるものに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために預かるものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、子どもが成長していくように、子どもの育ちを応援することが主な目的であるといった、その趣旨や目的に違いがありますので、そうした趣旨や目的に応じてそれぞれの制度を利用していたいただければと考えているところであります。

福祉健康課長（鳴海さん） 2. 子ども・子育て事業のうち、ロ. 子ども・子育て支援金とはのご質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援金制度は、国の少子化対策として、令和5年12月22日に閣議決定されたこども未来戦略の加速化プランに盛り込まれた施策を、着実に実行するための財源の一つとして創設された制度で、令和8年度から開始となるものです。

この支援金は、少子化対策の抜本的強化にあたり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとしており、全世代・全経済主体により、加入する医療保険の保険料を合わせて拠出することとされ、その用途は、国会で審議され成立した子ども・子育て支援法に定められた項目に充てるものであります。

法律により充てられる事業は、既に開始されている児童手当の拡充や、今年4月から制度化された妊産婦のための支援給付、来年4月からスタートするこども誰でも通園制度に加え、

10月からは国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置など、具体的に定められております。

このような給付を賄うためには、財源の確保として、国では既定予算の最大限の活用を行うほか、徹底した歳出改革と賃上げによって生み出された公費節減効果や、実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせるとしており、制度の導入による社会保険負担率の上昇の効果がこれを超えないようにすることとしております。

また、法においては令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収すること、及び医療保険者は支援納付金を納付する義務を負うことが定められております。

この支援金の徴収方法としましては、全国健康保険協会や健康保険組合、共済組合の被用者保険のほか、国民健康保険や後期高齢者医療保険制度の保険者が、個人の公的医療保険の保険料に上乗せして徴収し、国へ納付する仕組みとなっております。

加えて、国民健康保険や後期高齢者医療保険においては、医療保険制度と同様の軽減措置を行うこととし、国民健康保険においては、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、子どもに係る支援金の均等割額は全額軽減するほか、低所得者に対する軽減措置として、加入する世帯員の均等割・平等割について、7割軽減、5割軽減、2割軽減を行うことに加え、支援金の上限額を設ける措置等、医療保険制度に準ずる形で実施することが示されております。

いずれにいたしましても、支援金に係る個人の拠出額につきましては、加入する医療保険制度、また所得や世帯状況により異なりますが、支援納付金全体では、5割を国庫負担としており、残り5割を医療保険と合わせて徴収されます。

少子化と人口減少は、我が国が抱える深刻な課題であり、社会・経済への大きな影響が懸念されていることから、医療保険制度を含む社会保険制度の持続可能性を高めるため、世代を越えた支え合いの仕組みが重要となっております。

国では、子ども・子育て支援金制度により、子育て世帯への支援を行い、少子化に歯止めをかけ、社会全体で子どもや子育て世帯を応援する機運を高めるなど、若い世代の方々が将来に展望を持てるよう、経済施策を実施することとしております。

町におきましては、国民健康保険の保険者として、今後、国保に加入する皆様に向け制度のわかりやすい説明や周知に努めてまいりたいと考えております。

13番（大森君） ご答弁いただきました。こども誰でも通園ですが、一時預かりとの違いについて、子どもの育ちを中心としたということですが、これを本当にやるとすれば、1時間だとかおまけでじゃなくて、希望する保護者の全員を入園させて、きちっと対応することがそもそも大事なことはないですか。それも1か月に何時間と制限されて、そういうものではないと思います。子育てする子どもを入園させるということについては、誰でも通園ということについて、[・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・]

．．．．．] 子どもに対して、きちんとした最初からの保育をしてあげることが最もふさわしいことではないかと思えます。

また、子どもの支援金でありますけれども、国民健康保険にも加算して軽減措置もあるということですが、それがあっても国保はもともと逆進性の強い保険制度です。ここへこれをまた上乘せするということが自体は、逆進性をより強めることになるということで、こんなことはやるべき内容ではないと思えます。

それよりも、現在軍事費をGDPの2%、3%にしようというふうなお話があります。この一部を削れば十分に合う予算であります。こういう子育て支援金というものについて、やはり断固これは認めるわけにはいかないというふうに思えます。

次に、それに関連してですが、3といたしまして、国保の子どもに均等割をゼロにということとで求めたいと思えます。

国は、2022年に未就学児の均等割を半額にしております。11月28日のしんぶん赤旗の記事によれば、対象年齢を拡充して、高校1年生代（18歳）まで拡充する計画だというふうに報道しました。全国知事会や市長会、町村会などの要望にも応えたものではないかというふうに思いますが、子どもの医療費と同じようにですね、国保でも子どもの均等割について、全額公費負担にすべきではないかというふうに考えます。その点で、子どもの均等割の負担はゼロにできないか、ご答弁を願います。

福祉健康課長（鳴海さん） 3. 国保の子どもの均等割をゼロにのご質問にお答えいたします。

国民健康保険制度は、全ての国民が公的医療保険に加入することを義務づける国民皆保険制度で、加入する被保険者の疾病、負傷、出産等に関して必要な給付を行い、社会保障、国民保健の向上に寄与することを目的とした制度となっております。

また、国民健康保険につきましては、財政の安定化、市町村事務の効率化、医療費抑制の取組の推進など、県が統一的な運営方針を定め、国の制度に基づき運営しております。

町は保険者として、県が示す納付金を納めるために標準保険料率を参考に税率を決定するほか、資格管理、医療費等の支払いに関わる保険給付、保険税の賦課・徴収を行っているところであります。

町において決定する賦課方法につきましては、今年度より固定資産の価値に応じて計算する資産割を廃止し、世帯に属する被保険者の所得に応じて賦課する所得割と、子どもを含めた被保険者の人数に応じる均等割、世帯ごとの平等割による3方式としております。

国民健康保険については、平成30年に財政運営の責任主体が市町村から県に変わり、それ以降も様々な見直しが行われてきましたが、国における全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布により、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、令和4年より未就学児に係る均等割額を5割軽減し、残り5割を公費負担とすること

を定める国民健康保険法と地方税法の一部改正が行われました。

この軽減の対象範囲につきましては、6歳に達する日以後の最初の3月31日まで、すなわち就学前の子どもとしております。

また、この他にも、国保に加入する世帯の所得状況に応じて、世帯員の均等割、平等割について、7割軽減、5割軽減、2割軽減を講じているところであります。

ご質問の、子育てに係る均等割保険税の軽減措置拡充についてでございますが、国保制度の抱える課題として、他の医療保険と比べて被保険者の年齢層が高いことや、加入者数の少ない市町村などが多く、財政運営が不安定になるリスクが高まっていることが挙げられます。

子どもに係る負担軽減策を拡充していくことも考えの一つではありますが、財政運営上の制約が大きいことも実情であり、国の負担割合を引き上げることや対象範囲を拡大することを、地方団体からも要望しているところであります。

また、先月、厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会医療保険部会においては、国民健康保険制度の取組強化の方向性として、子育て世帯のさらなる負担軽減のため、これまで未就学児を対象とした軽減措置を、高校生の年代まで拡大する案が提示されたところでもあり、今後におきましても、国の施策に関する情報収集を行うとともに、その動向に注視し、県との連携により検討してまいりたいと考えております。

13番（大森君） ありがとうございます。そういう中でありながら、18歳まで実質負担ゼロにする自治体があるんですよ、現に。熊本県の芦北町、それから岩手県の宮古市、それから兵庫県の加西市、近くでは群馬県の甘楽町ですかね。ここでは、ホームページにもその内容について詳しく出しております。

納入した子どもの均等割分については、年度末に補助として支払うというふうには、もうきちっと書かれている。やる気があれば当然できるということです。ぜひそういう方向に向かっていきたい。ただ、国・県ということもありますけれども、それでも町独自の施策としてやっぱり進めていっていただきたいというふうに思います。

大分2回目の質問をすることがいっぱいあるんですけども、残念ながらちょっと今回はできませんけれども、次回に回したいというふうに思います。

次に、4として町の農業政策についてお尋ねします。

イ．オーガニック・ビレッジの推進を

食料・農業・農村基本計画が決定されました。令和の米騒動は、いまだに収まっていません。小泉前農水大臣が米の作付を拡大すると表明、しかし、高市政権になって就任した鈴木農水大臣は、市場価格の維持のため、減作を推進する、市場任せにするというふうに宣言しております。僅か数か月で方針がくるくる変わるという国の農業政策、これについてはついていけないのではないのでしょうか。町独自の農業政策を打ち出す必要があるというふうに考えております。

さきの質問で、地域温暖化対策のCO₂削減に最も有効な地産地消と家族農業の推進、そしてオーガニック農業への転換、これが必要ではないかというふうに考えております。

まず、1といたしまして、国の施策に頼らず、町独自の農業政策をつくるべきではないか。どうでしょうか。ぜひこれをつくっていただきたいというふうに思います。

それから、すぐにオーガニック農業ということで取り組むことにはならないにしても、低農薬や無農薬などを推奨し、町の農家を支援するために、「あいさい」で販売する。そしてまた、量的に増えてくれば学校給食などにも使用することという使い道も明確にしていく必要があるかと思えます。こういう点について、どうお考えでしょうか。

3といたしまして、今後オーガニック農業講習の参加等を促す呼びかけ文についての注文がありますが、これからの坂城町の農業政策を明確に表示して、取り組んでみるかと思えるような文言にして、多くの農家の皆さんの参加を呼びかけてはどうかということの提案でございますが、これについてのご答弁を願います。

町長（山村君） ただいま、大森議員さんから4番目の質問としまして、町の農業政策について、イ、オーガニック・ビレッジの推進をのご質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

まず、国の施策に頼らない、町独自の農業政策のご質問であります。当町では水はけのよい土壌と昼夜の寒暖差や標高差を活かして、ブドウ・リンゴを中心とした果樹栽培が盛んに行われる傍ら、水稲や町特産のねずみ大根をはじめとする野菜、花卉栽培など、土地の条件を活かした多様な農業が行われております。

町の農業政策といたしましては、第6次長期総合計画第3章第1節において、特色ある地域農業として位置づけ、担い手の確保・育成、農地の集積・集約化の推進、生産を支える基盤・環境整備、特産農産物の生産振興と高付加価値化などを柱に、様々な取組を進めております。

そうした中で、大森議員さんもよくご存じでありますけれども、町独自の農業施策として、例えばワインブドウの栽培とその産地化を推進するため、平成26年度にワインぶどう産地化補助金を創設し、ワインブドウの苗木の購入やブドウ棚資材の購入に対して、その一部を助成しているほか、町の特産品であり信州の伝統野菜にも認定されているねずみ大根についてもF1種子の栽培から販売に至るまで生産者団体への支援を行うとともに、「ねずみ大根まつり」の開催による知名度の向上や消費拡大に向けた支援も行っているところであります。

また、新規就農者に対する支援策として、平成28年度には新規就農者支援事業補助金を設け、新規就農から5年以内の認定新規就農者及び認定農業者に対し、新たな担い手を確保し、円滑な就農と定着化を促すことを目的に、家賃や農機具購入等の補助を行っております。

その他にも、令和5年度には農作物等災害見舞金制度を設け、昨今、頻発する台風などの自然災害やイノシシや熊など野生鳥獣による農業被害が発生してしまった場合に見舞金を給付する制度も整備したところであります。

町といたしましては、これまでも、将来の町の農業を見据える中で、農業振興に資する政策的な支援と農家のニーズに即した補助事業等を実施してきたところであり、今後につきましても、農家の皆様のご意見をお聞きしながら新たな施策について研究してまいりたいと考えております。

次に、低農薬、無農薬などを推奨し、「あいさい」での販売や学校給食に使用することについてのご質問であります。低農薬、無農薬の野菜などを学校給食で使用するにあたっては、指定日に必要量を確実に納品していただくこと、調理業務の作業性の観点から、規格がそろっていることなどが必要となることから、現状では難しいものと考えております。

また、「あいさい」での販売につきましては、運営組合の判断となっております。組合員になっていただき、出荷条件等をクリアしていただければ、小ロットでも出荷、販売は可能であるものと考えております。

最後に、今後のオーガニック農業講習の参加を促す呼びかけのご質問にお答えいたします。

町では有機農業を進めていくためには、まずは、農家の機運の醸成を図ることが必要であると考えており、来年1月に県の支援をいただく中で、有機栽培や環境負荷低減型の農業に関する研修会を計画しております。

先ほども申し上げました、町の第6次長期総合計画の特色ある地域農業においては、慣行肥料（従来型の肥料）、農薬の低減を推進し、環境負荷軽減に配慮した農業を推進するとしており、現在、見直し作業を行っております後期基本計画においても、この文言を継続していく方向で検討しております。

また、研修会に参加を呼びかけるチラシ等には、こうした文言を入れていきたいと考えており、まずは研修会に参加してみるかと思っただけのよう工夫し、参加された方の中から取り組んでみるかと思う方が増えるように努めてまいりたいと考えております。

数か月前でありますけれども、私は熊本県の山都町で、山の都の町と書きますけれども、ここは日本一有機栽培をやっている有名な町なんですけれども、そこに視察に行つて勉強してまいりました。日本一の有機農業ということなんです。話を聞けば聞くほどなかなか大変な事業であります。そのための助成策というものをいろいろやっておられますので、そういうことも勉強する中で進めていきたいというふうに思っています。

町では、今後も県や関係機関等の協力を得る中で、有機栽培や環境負荷低減型の農業に対して、町民の皆様の関心を高める取組を行つてまいりたいと考えております。

13番（大森君） 町長より、オーガニックについての方向性についてご答弁をいただきました。自治体名の記憶をなくしちゃったんですが、先ほど町長がおっしゃったところは、地域ぐるみで、そしてそれぞれの地域が生産組合をつくって、それぞれの状況を報告し合つて、一覧表をつくって、どのくらい販売したかということも含めて、地域ぐるみで取り組んでいるというこ

とだというふうに理解しているんですが、やはりそういうところまで進んでいる自治体もあるわけです。

この近くで驚いたのは、農水省のホームページを開きましたら、オーガニックビレッジ宣言の自治体に長和町が新たに入っていました。ここのホームページを開いてみましたら、長和町は、まだオーガニックビレッジ宣言というふうに言っていないけれども、この読書文が、長和町ではオーガニックビレッジを推進していく、そのための研修会を開くということ声をかけして、そしていろんな研修をする上での対象者、家族だけで食べる市民農園の方も参加してほしいということや、あるいは自家消費だけの方、販売農家だけではなく、そういう方もみんな含めて参加していただきたいということと呼びかけもしております。そういう点ですね、坂城町においても、そういう方向性に向けた、将来的にはオーガニックビレッジに向けた方向で農業も進めていくと。そして果樹にしても、いろんなものについてもですね、やはりオーガニックやることによって土地を豊かにしていく。こういう中での農業政策、そして地球に優しい農業という方向をぜひ今後進めていっていただきたいというふうに思います。

ちょっと早口になり、あるいは述べたいことが述べられないときもありましたけれども、今後に、またこの足りない分は一般質問で取り上げていくということにいたしまして、本日の一般質問については、これで終了といたします。大変ありがとうございました。

議長（中嶋君） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午前11時52分～再開 午後 1時30分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

一般質問に入る前に、住民環境課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

住民環境課長（山下君） 大変貴重なお時間を頂戴し、誠に申し訳ありません。本日の大森議員さんの一般質問のうち、1. 町の温暖化防止計画の中で、長野広域の市町村のうち区域施策編を策定していない市町村との再質問において、坂城町と小川村と答弁いたしましたが、信濃町においても策定されておりましたので、未策定の市町村は、坂城町、小川村、信濃町に訂正をいただきたく、よろしく願い申し上げます。

議長（中嶋君） 大森議員、今、手を挙げましたか。

13番（大森君） 信濃町の第3次環境基本計画（信濃町地球温暖化防止実行計画 区域施策編）令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの記述があります。また、第4次信濃町地球温暖化防止実行計画、これは事業としての町の取組についてですけれども、この2点が出ているはずで。

住民環境課長（山下君） ただいまのご意見でございますが、私どものほうの資料によりますと調査時点が令和6年10月1日時点の調査で、策定されているかないかという調査の中での

答弁でございます。

13番（大森君） 古い資料ということじゃないですか。だから、今日一般質問したわけですから、昨日までの時点、そこまで言うところとちょっと広いですが、せめて11月いっぱいまでにどういふ計画がつけられているかということは、当然調べる必要があると思います。

住民環境課長（山下君） 私どものほうで調べたものでありますが、これにつきましては、環境省の公表によるものの調べでありまして、これの最新のものが令和6年10月1日の調べというところで出ているものでございます。

議長（中嶋君） 大森議員、よろしゅうございますね。

13番（大森君） やはり今後一般質問をやる上でですね、やっぱり最新のものと、それから実際のその町のホームページ開いて、こういう結果があるかどうかを確認すべきだというふうに思います。あるいは、長和町が無農薬の関係で取り組んでいるというのは、9月のホームページの更新であります。やっぱり新しい資料を使いながら議論しないと議論が進まないと思うんですね。環境省だけの確認をされたということですから、やむを得ないとしても、その点については今後注意を払っていただきたいと思いますが。

副町長（臼井君） ただいま、資料の時点のお話でご意見を頂戴いたしましたけれども、最初の計画のお話につきましては、再質問の中でいただいたという状況でございます。事前に通告ですとかでいただければ、当然、よその市町村の状況も調べてご答弁をさせていただくところですけども、そういった急なご質問というような中で、そこまでちょっと資料が整ってなかったという状況でございます。

ただいま住民環境課長のほうから答弁いたしましたのは、全国に公表されている最新の時点の状況ということでご説明をさせていただいたところでありまして、その点については、ご理解をいただければというふうに思います。

議長（中嶋君） それでは、皆様にお諮りいたします。ただいまの説明のとおり訂正することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしと認め、ただいまの説明のとおり訂正することに決定いたしました。

それでは、引き続きまして、一般質問を再開していきたいと思っております。

6番 中村忠靖議員の質問を許します。

6番（中村君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

まず初めに、6日土曜日、テクノセンターで行われました「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会～共に認め合い、共に支え合う社会をめざして～」では、一つ目に、坂城小学校4年生代表による発表から、「人権の花を育てる活動、点字の学習、デフリンピックの学習、

ブラインドサッカーの学習などを通し、学んだこと。それは思いやりの心です。」とありました。

次に、「わたしのヤングケアラー～障がいのある両親の元に生まれて～」では、講師の高橋美江さんからの講演会。ここで私の心に残った言葉は、「普通にながらみだつた」とのお話でした。そして講演会の最後に、ヤングケアラーだつたからの肯定感について、まず親に頼れなかつたことでは、自分で何でもできるようになる。次に、親の面倒を見なければならないことでは、どんなことも逃げない責任感を持てる。そして、親の心配をしていることでは、指示がなくても、自分が率先して動ける、気づける、声をかけられる、人の気持ちに寄り添えるなどなど。

さらに、私が伝えたいこととして、3点お話がありました。解決してやろうとは思わないでください。二つ目に、ご自身の価値観、正しさを疑ってください。そして、どうか押しつけないでください。三つ目に、人間関係を形成してから、それぞれの支援を一緒に導き出してくださいとありました。

それでは、今回の質問について。一つ目に、子育て支援の充実について、2点質問させていただきます。そして二つ目は、産前・産後の支援について、2点質問させていただきます。

1. 子育て支援の充実について

厚生労働省の人口動態調査などによると、令和6年の我が国の出生数は、一昨年に続いて過去最少を記録し、70万人を割り込むことになると見られています。女性が生涯に産む子どもの数を推計する合計特殊出生率も、過去最低だつた前年の1.20をさらに下回り、1.15を割り込む見込みとなっております。

結婚・出産する年代の人々が産みたい子どもの数、希望出生率を国は1.8と推計しています。国民が子どもを産み育てることの幸せを実感できる国でありたいと切に思うものですが、現状を見る限り、希望と現実の差は広がり続けています。

こうした状況を克服し、子どもたちが安心して健やかに育つ、こどもまんなか社会を目指して、こども家庭庁が発足し、こども基本法が制定されました。国を挙げてこの取組を着実に進め、さらに加速することが極めて大きな課題となっております。こうした認識に基づいて、本町の子ども・子育て支援の取組についてお尋ねします。

昨年4月、こども基本法制定に併せて改正された児童福祉法の改正内容の多くが施行されました。各市町村では、従来の児童福祉法に基づく子ども家庭総合支援拠点と、母子保健法に基づく子育て世帯包括支援センターのそれぞれの機能や意義を活かしつつ、母子保健と児童福祉の縦割りの壁を乗り越え、新たに全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関である、こども家庭センターの設置をすることが努力義務となりました。

子育て支援のうち、特に出産前後のサポートは、母子保健事業による対応が重視されてきま

した。保健師など医療系の専門職による保健指導が主なものでした。しかし、産後ケアなどの母子保健法の事業では、保健指導としてケアはできても、対象者に直接的な支援を提供する取組はできません。そこで、この母子保健と直接的なサービス提供を行う児童福祉の取組とを連携強化することが求められたのです。

このこども家庭センターでは、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関するあらゆるチャンネルからつながった相談を受けて、関係機関や各種の地域資源と連携して、総合的な支援を行うためのサポートプランの作成などのケースマネジメントを担うとされています。

改正児童福祉法では、以下のことが市区町村の行わなければならない業務と位置づけられました。

一つは、支援を要する子ども・妊産婦へのサポートプランを作成と支援の実施。これがこども家庭センターが中心となって担う役割です。

もう一つが、新たに子育て世帯訪問支援事業の実施が市区町村の努力義務となりました。法施行を受けて、昨年3月には子育て世帯訪問支援事業ガイドラインについてという通知がこども家庭庁成育局長から各都道府県知事宛てに発出されています。

出産年齢が上がり、出産に伴う心身の負担が大きくなっています。高齢で初産の母親が増える中、不妊治療の普及に伴い多胎児が増えると言われていています。

また、少子化の時代に生まれ、少人数の世帯で暮らす家庭が増え、孤立した子育てが増えていきます。女性の就労の向上とともに共働きの世帯が増え、家庭での家事・育児の負担も相対的に増えています。男性の家事・育児への参加もまだまだ不十分な状況にあります。様々な課題を抱え、疲弊した子育て家庭を支えていく上で、家事・育児の直接的な支援が極めて重要な意味を持つようになってきています。

通知によると、この事業の目的は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐことにあります。

先行する自治体が、同様の趣旨の事業を既に取り入れ、過度的な段階ではありますが、大きな成果を上げていると聞いています。

出産による大きな負担を抱え、家に帰り、押し寄せる怒濤の家事・育児に押し潰されそうになりながら、孤立し、誰かの助けを求めている母親は少なくないのです。人間形成の基礎は、母親や身近な養育者との間の心の通い合いやコミュニケーションから生まれる愛着形成に始まります。出産直後の時期から母子の愛着形成につまずくことは、虐待の芽につながり、子どもの成長にも影を落とすことにつながります。

この事業ガイドラインでは、出産直後のみならず、家事・子育てなどに対して不安や負担を

抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を対象としています。そして、単なる家事・育児の手伝いによる一般的な負担解消だけでなく、家事・子育て支援を通して、支援対象の家庭が自立して生活できるように支援対象者の環境を整えていくことが最終的な目標像であるとされています。

そこで、まずイとして、児童福祉法改正を受けての子育て支援について、2点お聞きします。

1、こうした法改正を受けて、新たな子育て支援の中核となるこども家庭センターの設置に関して、町の考えは。

2点目に、子育て世帯訪問支援事業に代表される訪問型支援について、町の考えは。

以上2点について、答弁をお願いいたします。

町長（山村君） ただいま、中村議員さんの1番目の質問としまして、子育て支援の充実についてご質問をいただきました。順次お答えします。

我が国においては、核家族化や地域社会の変容等を背景に、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきていると言われており、乳幼児期、とりわけ未就園の場合は、子育て家庭が社会からの支援につながらずに地域の中で孤立しがちな傾向にあり、また、就学期以降においても、家庭内での子育ての困難や不適切な養育環境に対して、社会が具体的な支援を届けることができないなどにより、虐待が深刻化する場合があります。

このような状況の中で、平成28年の児童福祉法改正において、児童の身近な場所において福祉的支援を行う市町村の責務が明確化されたことに合わせて、母子保健に関する各種の相談に応ずる等の事業を行う子育て世代包括支援センターを設置するように努めなければならないことが、母子保健法に盛り込まれました。

当町におきましても、令和3年4月に、主に妊産婦及び乳幼児を対象に、妊娠、出産、産後子育て期間を通じて実情の把握をはじめ、妊娠、出産、子育てに関する各種相談や情報提供、保健指導に加え、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療や福祉、教育に関する機関との連絡調整を行う子育て世代包括支援センターを、保健センター及び子育て支援センター内に設置したところであります。

また、同じく、平成28年の児童福祉法改正により、市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、相談指導などの必要な支援を行うための子ども家庭総合支援拠点の整備に努めなければならないことが定められたことから、令和5年3月に、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら、子どもや妊産婦等に関する相談支援をはじめ、必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務など、子どもや妊産婦等に対する支援全般を担う坂城町子ども家庭総合支援拠点を子育て支援センター内に設置したところであります。

その後、国における検討の中で、乳幼児の子育てに困難を抱える家庭に対する相談支援など、

両機関が行う業務や機能には一定の重なりがあるにもかかわらず、児童福祉法と母子保健法それぞれの根拠規定に基づく異なる機関であり、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が円滑になされにくいなどの課題が生じてきたことから、児童福祉法及び母子保健法が改正され、市町村は、令和6年4月から子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能を維持した上で、組織を見直し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターの設置に努めることが、児童福祉法に定められたところであります。

当町におきましては、現在、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の両機関が並置されており、保健センターと子育て支援センターは、日頃から緊密に連携し、随時の情報共有をはじめ、定期的な連携会議の実施や保健師と子育て支援センター相談員による家庭訪問など、妊娠からの切れ目のない、子育て家庭や妊産婦の総合的な支援に努めているところであります。

ご質問のこども家庭センターの設置に関する町の考えであります。今後、母子保健機能と児童福祉機能のさらなる一体的な運営を図り、妊産婦及び乳幼児の健康保持、増進に関する包括的な支援や、子どもや子育て家庭の福祉に関する支援を、より切れ目なく提供するため、こども家庭庁及び県が主催する研修会への参加をはじめ、設置要件の確認、人員配置など、こども家庭センターの設置に向け、ただいま検討を進めているところであります。

続きまして、訪問型の子育て支援についての町の考えであります。少子高齢化及び核家族化の進行や共働き家庭の増加など、社会環境の変化や価値観の変化による、地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域社会の子育てを支える力が弱くなっているとされており、冒頭に申し上げましたとおり、全国的には、子育て家庭が社会からの支援につながらずに地域の中で孤立しがちな傾向にあり、家庭内での子育ての困難や不適切な養育環境に対して、社会が具体的な支援を届けることができない中で、児童虐待などが発生する場合があるとされており、

こうした背景を踏まえまして、令和4年に児童福祉法が改正され、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする子育て世帯訪問支援事業について令和6年4月から市町村が実施に努めることとされたところであります。

この事業は、単なる家事・育児の手伝いによる一時的な負担解消だけではなく、支援対象の家庭が自立して生活できるように支援対象者の環境を整えていくことが最終的な目標とされており、

当町における訪問型の子育て支援といたしましては、乳児家庭全戸訪問事業を実施しており、生後4か月を迎えるまでの全世帯の乳児と保護者に対して、保健師が自宅を訪問し、乳児の発育状態の確認、保護者の健康・育児相談及び子育てに関する情報提供を行い、適切なサービスが受けられるよう支援しているところであります。

また、先ほど申しあげました子育て世代包括支援センターの事業として、保健センターの保健師と子育て支援センターの相談員が、支援の必要な妊産婦等の自宅を随時訪問し、妊娠、出産、子育てに関する相談、必要な情報の提供、助言及び保健指導などを行っているところであります。

さらに、今年度からベビーシッター利用支援事業を創設し、仕事や用事により一時的に保育を必要とする、小学6年生までの児童の保護者が、ベビーシッターを安心して利用できる環境を整え、育児負担の軽減など子育て家庭の支援施策としているところであります。

また、保育園の一時預かりをはじめ、児童福祉施設等で休日や夜間などでお子さんを預かる子育て短期支援事業や、町社会福祉協議会で行っているファミリーサポートセンター事業の利用促進など、町といたしましては、「坂城の子は坂城で育てる」との理念の下、訪問型の子育て支援に限らず、様々な子育て支援施策を用意し、社会環境が変化する中、子育て家庭が孤立し、児童虐待等につながることはないよう、引き続き、支援してまいりたいと考えているところであります。

6番（中村君） ただいまは、町長より答弁をいただきました。詳細な説明について理解いたしました。

次の質問に移ります。2. 産前・産後の支援について

妊娠・出産を取り巻く環境は年々変改し、産前産後の時期に生じる課題は多岐にわたっています。まず、産前では、つわりや貧血、腰痛など身体的負担が大きい中、妊婦健診の通院や仕事との両立が難しいという声が多くあります。特に核家族化が進む地域では、近くに相談できる人が少なく、初産婦を中心に不安や孤独感が高まりやすい状況です。また、制度や支援メニューが複雑で、どこに相談すればよいかわかりづらいという情報面の課題も指摘されています。

一方、産後は出産による身体の回復が追いつかないまま育児が始まり、夜間の授乳や睡眠不足が続くことで、産後鬱のリスクも高まります。地方では里帰り支援が得にくいケースも多く、頼れる人がいないことがより深刻な負担となっています。加えて、授乳トラブルや泣きやまないことへの不安など、育児スキルや情報不足も大きなストレス要因です。さらに、出産・育児用品の購入や休業による収入減など、家庭の経済的負担も軽視できません。

こうした課題を背景に、産前産後の支援は、医療、家庭、地域の三つをつなぐ包括的な仕組みづくりが求められています。支援サービスは存在しても、必要なときに必要な支援につなが

らない隙間が依然として残っているのが現状です。妊娠期から産後まで継続的に寄り添い、安心して子育てを始められる環境整備が急務であります。

国は、切れ目のない子育て支援を掲げ、産後ケア事業の拡充や子育て世代包括支援センターの機能強化を求めています。

町としても、産前から産後までの相談・支援を一体的に提供する体制をより明確にし、特に産後の生活支援については、助産師によるケアと家事・育児支援の双方を充実させる必要があります。

例えば産後ドゥーラや民間ヘルパーの利用補助の拡大、訪問型産後ケアの柔軟な活用、保健師による継続フォローの強化など、町独自の支援の幅を広げることが考えられます。

ここで何点か施策について提案をしたいと思います。

一つ目に、妊娠期から産後まで一貫した伴走型支援の強化では、妊娠届出時の面談と産後の継続フォローを同一担当者制または少人数チームで実施。妊娠期・産後のリスク要因を早期に把握し、切れ目なく支援につなげる。

二つ目に、産後ヘルプ、産後ケアの利用拡大では、利用が少ない理由（知らない、申込みが面倒、料金負担）を分析。利用促進のための紹介制、助産師が必要としたら即案内。一部利用料助成や初回無料クーポンなどの後押し策も検討。

三つ目に、相談・支援へのアクセシビリティ向上では、LINE相談、オンライン面談、チャット型相談の導入。夜間・休日の相談ニーズへの対応（近隣自治体と協働する広域体制）。ちなみに、アクセシビリティとは、年齢や身体能力、利用環境などに関わらず、誰もが製品やサービス、情報などを支障なく利用できる状態を指します。

四つ目に、多様な家庭の状況に応じた支援では、里帰りできない家庭、単身赴任家庭、実家が遠い家庭への重点フォロー。妊娠後期から産後2か月までの訪問を原則化し、支援につながりにくい層を確実に把握。

そして五つ目に、支援体制を見える化したわかりやすい情報提供では、妊娠から1歳までの支援ナビ（紙とかウェブ）を作成。支援メニューを点ではなく流れで示し、必要な手続や相談窓口を一目で理解できる構成などに。などなどが考えられるのではないのでしょうか。

そこで、支援について、2点お聞きします。

1点目に、妊婦に対して、町としてどのような支援をしているか。

2点目に、産後の孤立防止や産後鬱予防の観点から、町としてどのような取組をしているか。

以上2点について答弁をお願いいたします。

保健センター所長（川島君） 2. 産前・産後の支援について、イ. 支援についてのご質問に順次お答えいたします。

妊娠や出産は、妊婦の心身の状態や生活などに大きな変化を及ぼし、特に、実家が遠く自分

の親等の親族から距離的に離れたところで妊娠・出産をする方や、親子関係に様々な事情を抱え、親からの援助を得られない方、また、障がいのある方や外国人の方などについては、不安や悩みを抱えることが多いことから、生活している地域の自治体や関係機関等が連携して支援をし、孤立を防ぐことが重要とされております。

ご質問の、妊婦に対して行っている町の支援につきましては、全ての妊婦の方が安心して出産・子育てができるように、妊娠期から出産・子育ての見通しを立て、気持ちに寄り添い、不安解消を支援するための面談を行う伴走型の相談支援を町保健センターの保健師により実施しております。

この伴走型の相談支援は、妊娠届の提出時から出産後まで継続して実施され、妊娠届を提出に来庁された妊婦に対して母子健康手帳の交付に合わせ、保健師が面談により健康状態や家庭環境などを確認するところから始まり、支援が必要な場合には、定期的に自宅訪問や電話連絡などを行っております。

また、妊婦の健康状態や胎児の発育状態を定期的に確認していただくため、医療機関による健康診査を健診料金自己負担無料として実施しているところであり、健康診査の結果により、心配されることがある妊婦の方については、医療機関との連携により、個々の支援を行っております。

加えて、妊娠中はホルモンバランスや食生活の変化、つわりなどの体調の変化により丁寧な歯磨きが難しくなるため、虫歯や歯周病の発生または進行するリスクが高く、これらの病気は早産や低体重児出産にも関係があると言われていたことから、歯周疾患検診を自己負担無料として実施しているところでもあります。

その他、妊娠中や出産後の妊婦の身体や食事などについて夫婦が共に学習し、また、出産を控える方同士が情報交換をする場として、保健師や栄養士による両親学級を開催し、妊娠・出産の知識の習得について支援をしているところであり、妊婦の方が心身とも健康で不安なく出産できるよう、保健師を中心に関係機関等が連携し、総合的な支援に努めております。

続きまして、産後の孤立防止や産後鬱予防のために行っている取組についてお答えいたします。

産後鬱は、産婦の方が気分が落ち込んだり、無気力になるなど精神的に不安定な状態になる病気で、出産された方の10%から15%の方に起こるとされており、産後3か月以内に発症するケースが多いと言われております。

町では、妊娠8か月頃の妊婦の方に対して、最近の精神状態を確認するためのアンケートを実施する中で、産後鬱や乳児虐待のリスクの有無を保健師が判断すると同時に、リスクが認められる方については面談を行い、産前産後の過ごし方や利用できるサービス等を確認・検討するなど、出産後の支援プランを相談しながら作成しております。

出産後につきましては、産後2週間と1か月頃の産婦の方を対象に、医療機関による健康診査を健診料金の自己負担を無料で実施しており、この健診時に産後鬱のリスクを確認した場合は、医療機関との連携により支援を行っております。

町では、出生届を提出に来庁された際に、乳幼児健診や予防接種などの案内に併せて、保健師により産婦の方の日々の生活状況や子育てについて聞き取りを行うとともに、生後4か月を迎えるまでには保健師が自宅を訪問し、産前産後の母子の状態を確認する乳児家庭全戸訪問事業を実施し、産婦の孤立防止に努めているところであります。

この乳児家庭全戸訪問事業では、産婦の健康と乳児の成長発達を確認しながら、育児などに関する心配事や悩みを聞き、産後鬱など精神的に不安定な様子が見られる場合には、医療機関の受診をご案内しております。

また、助産師による専門的な支援が必要な場合には、契約している医療機関や助産所において実施している産後ケア事業について、心身の状態に応じた保健指導、生活面や育児に関する指導・相談などの支援の利用をお勧めしております。

この産後ケア事業は、医療機関等に宿泊して助産師等によりケアを受ける短期入所型と、助産師等が産婦の自宅を訪問する居宅訪問型、産婦が助産師等にいる施設に出向く通所型の三つの形態があります。

出生後4か月以降についても、乳幼児の健康診査や健康相談の際に、保健師や栄養士による保健指導・相談を実施しており、また、子育て支援センターにおいても、子育ての悩みや家庭環境など広く相談に応じているところであります。

妊産婦の支援につきましては、保健センターや子育て支援センターなど関係機関が連携し、妊娠期から出産・子育て期にわたり切れ目のない支援を推進しており、妊産婦の方が孤立せず心身ともに健康で、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、引き続き保健師等による妊産婦の方に寄り添った支援に努めてまいりたいと考えております。

6番（中村君） ただいまは、保健センター所長さんより答弁をいただきました。詳細な説明について理解いたしました。

産前産後こそ、行政の伴走が最も求められる時期であります。支援はあるだけでなく、届くことが重要です。本町の実情に合わせた様々な対応、必要な支援を確実に届け、誰一人取り残さない体制の構築をお願いしたいと思います。

最後に、今年4月から費用助成、約3割程度の自己負担となりました带状疱疹ワクチン接種につきましては、テレビ報道などもありますが、65歳、70歳などの対象年齢の皆様には、明年3月31日までのこの機会に予防接種をお願いしたいと思います。

明年、町民の皆様が健康で、災害・事故が少ない一年となりますことを念願し、私からの一般質問を終わります。

議長（中嶋君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時12分～再開 午後 2時22分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

7番 星 哲夫議員の質問を許します。

7番（星君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問をさせていただきます。

1点目、ドローンの防災活用について。

近年、全国的に災害の大型化・頻発化が進み、地震、豪雨、台風、土砂災害といった自然災害が毎年のように発生しています。その中で、空から見える防災として、ドローン技術の活用が全国の自治体で注目されています。消防庁や総務省も、令和6年度よりドローンを防災行政無線の補完手段として活用する方針を打ち出し、ガイドラインの改定を進めています。

私たちは、過去の災害から多くの教訓を得ています。東日本大震災では、積算被害額が約16兆円に上がり、未曾有の経済損失を生み出しました。また、能登半島地震では、僅か一つの地域で最大2.6兆円規模の積算被害が報告されています。

さらに、私たち長野県においても、令和元年の台風19号により、豊野・長沼地区を中心に農業被害だけでも約226億円、住宅やインフラを含めると総被害額は1千億円を超えるとされています。

これらの数字が示すのは、防災にかかる事前投資こそが最大の経済的防御であるという事実です。ある研究では、防災に1を投じることで被害を7減らすことができるという報告もあります。つまり、備えに使う費用は、失う費用のほんの一部で済むということです。

坂城町は千曲川に隣接し、過去にも水害の危険にさらされた地域です。また、浅間山の噴火の影響圏内にもあり、火山灰による広域被害や交通網の寸断も想定されます。さらに、町を支える製造業、物流、商工業が集中していることから、もし災害が発生すれば、住宅被害だけでなく産業活動への影響が甚大になる可能性があります。

このような中、初動対応の遅れや情報伝達の混乱を防ぐには、空からの迅速な被害確認と避難支援を可能にする防災ドローンの導入は、非常に現実的で効果的な選択肢だと考えます。

イ. ドローンの具体的な活用場面について

ドローンの用途は非常に広く、単なる空撮機材ではありません。例えば避難誘導、人命捜索、水害監視、火災確認、道路や橋梁のインフラ点検など、あらゆる場面で活用が可能です。特に赤外線温度カメラを搭載したドローンでは、夜間の人命捜索や被災地の熱源確認が可能となります。また、スピーカーを搭載すれば、避難指示の伝達や孤立地域への音声呼びかけもできます。こうした先進技術を坂城町としてどのような活用シーンで想定しているか、具体的にお伺いします。

ロとして、防災ドローンの導入の検討の状況について。

全国では、既に多くの自治体がドローンを防災に取り入れています。例えば岐阜県では、県内全域の防災情報収集をドローンで行う空の防災ネットワークを構築しています。また、千葉県佐倉市や兵庫県三木市などは、災害時にドローンが現場映像を対策本部にリアルタイムに送信する仕組みを導入しました。

坂城町においても、防災行政無線の補完手段や災害現場の空撮・被害情報収集に関して、どのように検討が行われているか、伺います。

ハとして、災害時における民間事業者との連携体制について。

災害発生時には、危険地域の確認や避難支援など迅速な初動対応が求められますが、役場職員や消防職員の皆様は、それぞれ本来の業務が最優先となり、ドローン運用まで手が回らない状況が想定されます。このような中で、災害初動の空撮や情報収集を行政単独で担うには限界があると考えます。

今年の坂城町防災訓練では、町内企業がドローンでも協力を行い、住民の皆様からも大きな関心と反響をいただきました。実際に空撮映像が防災本部に共有され、避難者や参加者の方々からも、上空からの視点がわかりやすい、ドローンがあることで安心感が増すとの声も寄せられました。

こうした実績は、町内企業との協働によって行政ではカバーし切れない部分を補完できる可能性を示しています。災害時に即応性を高めるためにも、民間事業者と連携した官民一体型運用体制を構築することは非常に有効と考えます。坂城町として、こうした官民連携体制などをどのように整備していくか、考えを伺います。

住民環境課長（山下君） 1. ドローンの防災活用について、順次お答えいたします。

近年は、ドローン技術の発達に伴い、自治体におけるドローンの活用は年々広がりを見せており、有人の小型航空機と比べると低い高度で運用でき、雲が入り込むこともなく高精度・高画質な写真や映像が撮影可能であることから、コスト・効率の両面からメリットがあると期待され、平時、非常時を問わず活用が進んでおります。

平常時では、橋梁や道路などのインフラ施設や公共施設等の点検、維持管理、山林や傾斜地における将来的な危険箇所の把握、鳥獣被害の確認など、また災害時には、土砂災害発生箇所の状況把握、道路寸断箇所の確認、行方不明者捜索、山林火災の延焼状況の監視など、様々な分野での業務効率化や業務における安全確保に役立てられている状況であります。

職員や消防団員が災害現場に近づくことが危険、または困難な場合に、上空から災害状況の把握を行えるドローンは、短時間で広範囲にわたり情報収集が可能であるため、初動対応の迅速化に大きく寄与するものと考えており、千曲坂城消防組合をはじめ、多くの消防機関で導入が進んでいるところであります。

ご質問のドローンの活用の想定といたしましては、こうした実際に活用されている事例を参考に、町においても同様の活用が想定される場所とあります。

次に、導入の検討と、町内業者や専門企業と連携した、災害発生時に迅速にドローンを活用できる仕組みの構築についてであります。災害発生直後の被害状況の早期把握は、その後の避難判断や応急対応、被害の拡大防止に大きく影響することから、ドローンの活用については、町の防災力向上といった観点からも重要な要素であると考えているとあります。

令和5年4月に発生した町内の林野火災においては、千曲坂城消防組合がドローンを活用し、延焼状況や被害状況の把握を行った事例があり、災害時におけるドローンの有用性が示された場所とあります。

町といたしましては、災害発生時などの非常時においては、引き続き、千曲坂城消防組合と連携し、ドローンの迅速な運用を含めた災害対応を図ってまいりたいと考えております。

また、既にドローンの操縦技術や関係法令の知識を持つ民間事業者も存在することから、そうした事業者との連携についても、今後、研究を進めてまいりたいと考えております。

7番（星君） ただいま、担当課長からの意見を参考にいたします。ありがとうございました。

災害はいつ起こるかではなく、いつ起きてもおかしくない時代に私たちは生きています。坂城町は、長年にわたり精密加工や高度な技術を支える最先端なものづくりの町として発展してきました。その誇るべき技術力と地域の団結力を、これからの防災にぜひとも生かすべきだと考えます。ものづくりで全国をリードした坂城町だからこそ、防災においても最先端の取組を率先して導入し、町民の命と産業の未来を守る先進自治体となるべきであります。

空からの状況を把握し、空から人を守る。こうした新しい防災の形を、ぜひ坂城町から全国に先駆けて構築していただきたいと強く期待しております。どうか防災ドローンの導入と運用体制の整備を前向きにご検討いただき、ものづくりの町坂城を防災先進モデルの町坂城へとさらに進化させていただきますようお願い申し上げます。以上で質問を終わります。

続きまして、エレベーター設置の件にいたします。

2点目、テクノさかき駅へのエレベーター設置について。

坂城町は、ものづくりの基盤とする地域経済の中核を担っており、多くの製造業、先端技術産業の企業が集積しています。近年、こうした企業においては、法定障害者雇用率の達成が重要な経営課題として位置づけられており、特に昨年2024年4月からは、企業の法定障害者雇用率が2.3%から2.5%へと引き上げられました。さらに、来年2026年7月には、2.7%への段階的引上げも予定されており、これは町内企業にも大きな影響を与える政策変更です。

企業は、単に雇用率を満たすだけでなく、働きやすい職場環境の整備、そして障がい者の通勤・生活支援を含む効果的な取組が求められています。

このような背景から、今や障がい者雇用は単なる制度対応ではなく、企業の持続可能性や社会的評価に直結する戦略的課題となっています。特にテクノさかき駅周辺には多数の事業所が集中しており、ここを利用する障がい者や高齢者の通勤者も少なくありません。

しかし、現状、テクノさかき駅には常設のエレベーターがなく、代替として階段脇に昇降機が設置されていますが、これは事前予約制で駅員の操作が必要なため、実質的に自由な利用が困難であるという指摘が多くあります。

例えば、帰りの時間が読めない出張者や来訪者、突発的な体調不良を抱える方にとって、事前予約を前提とした昇降機の利用は選択肢になり得ません。加えて、町内の坂城駅には既にエレベーターが設置されていることから、利用者間で駅ごとに対応が異なることへの不公平感も高まっております。

このような公共交通インフラのバリアフリー格差は、町民の生活満足度だけでなく、障がい者雇用や企業イメージ、地域ブランドにも関わる問題です。本日は、こうした現状を踏まえ、町として、テクノさかき駅エレベーターの設置に関してどのような認識・方針を持っているのかを質問させていただきます。

イとして、現状設備の課題について。

テクノさかき駅には、現在、階段脇に昇降機が設置されておりますが、事前予約制かつ駅員による操作が必要なため、自主的に自由に利用できる設備とは言いがたい状況です。特に帰りの時間が読めない出張者や来訪者、突発的な体調不良を抱える方などにとっては、利用のハードルが非常に高く、設備はあまり使えないという状態にあります。

また、当駅は無人駅であるため、仮に事前予約を行っていても操作補助が受けられないリスクも残っています。このような状況下で、本来、移動の自由が保障されるべき障がい者や高齢者が不自由を強いられている現実について、町としてどのような認識をされているかをお伺いいたします。

ロとして、常設エレベーターの必要性について。

町内には、既に坂城駅に常設エレベーターが設置されており、これにより坂城駅ではバリアフリー環境が整っています。一方、テクノさかき駅にはそれが無いことから、利用者の間では同じ町内の駅によっては対応の差があるという不公平感が生じています。

このような公共インフラにおけるバリアフリー格差は、単なる利便性の問題にとどまらず、町のバリアフリー、政策の信頼性や住民満足度、企業イメージにも影響を及ぼすものと考えます。したがって、テクノさかき駅において常設エレベーターの整備が急務ではないかと考えますが、町としてその必要性についてどのように評価されているか、ご見解をお伺いします。

ハとして、企業活動への影響について。

テクノさかき駅周辺には工業団地が形成されており、多くの住民が当駅を通勤に利用してお

ります。昨今、障がい者雇用の法定雇用率の引上げに伴い、企業にとっても通勤環境の整備や、採用や定着における重要な要素となっております。テクノさかき駅にエレベーターが整備された場合、障がいのある方を含む幅広い人材の雇用を支える環境改善となり得ると考えます。町として、この整備が企業活動に及ぼす影響について、どのような認識をお持ちか、お聞かせください。

次に、

2位 観光や関係人口への波及効果について、町として、今後、観光人口や関係人口創出を引き続き推進していくとの認識もしております。このような中で、駅のバリアフリー化は車椅子利用者、高齢者、ベビーカーを利用する子育て世代など、あらゆる世代にとってアクセスしやすいまちづくりに直結する要素であります。町の玄関口とも言える駅の設備が整備されることによって、訪れる方々にとっての印象や利便性は大きく変わります。この点について、町はどのように波及効果を評価しておられるか、ご見解を伺います。

町長（山村君） だいま星議員さんから、2番目の質問としまして、テクノさかき駅へのエレベーター設置についてのご質問をいただきました。今までの状況を踏まえてお答え申し上げたいと思っております。

ご案内のように、テクノさかき駅につきましては、地域の皆様からの強い要望により、株式会社しなの鉄道開業以来、初の請願駅、地元の皆さんの要望ということで駅がつくられた請願駅として、平成11年4月1日に開業した経緯がございます。

坂城駅と西上田駅のほぼ中間地点に立地しており、同駅の開業により、中之条・南条地区及び村上地区などを含めた、町内各地区から最寄りの鉄道駅までの距離が、おおむね半径2キロメートル圏内、時間的には自転車でおよそ10分以内となるなど、通勤・通学をはじめとして、鉄道を利用される方の利便性が大きく向上したところであります。

ご質問にありました、テクノさかき駅の階段に設置されている昇降機につきましては、住民の皆様からの要望により、障がいがある方にも駅を安全にご利用いただけるよう、開業当初から設置されているもので、現在1～2か月に1回程度のご利用と、非常に少ない利用なんですけれども、その程度の利用だと聞いております。

昇降機の利用にあたっては、しなの鉄道駅員の介助が必要であり、開業当初は、駅に常駐する駅員が介助にあたることで容易に利用することが可能でありましたが、無人駅となった令和4年度以降につきましては、事前に管理駅である屋代駅への予約が必要となることから、ご不便をおかけしているものと承知しているところであります。

このことにつきましては、しなの鉄道に対しまして、これまでもより利便性の高い運用を要望してきたところでありますが、利用者の安全を優先する中で、ご理解をいただきたい旨の説明がなされてきたところであります。

私も、しなの鉄道の監査役で役員をしておりますので、何とかならないかということをお願いしました。例えば、あらかじめお使いになる方、例えば車椅子の方がおられて、お近くに健常の方で車椅子をサポートされる方がいるんだったら、その方に鍵を複数作っておいて、あらかじめ渡して、その方が何らかのトレーニングを受けて昇降機を使えるようにしたらどうかという提案も前からしているんですけども、なかなか安全上の管理ということで、やっぱり駅員じゃなきゃ駄目だということになっているわけでありまして。

続きまして、テクノさかき駅にエレベーターを設置することにより、通勤者や障がい者雇用を含む企業活動にどのような影響を与えると考えているかということがありますけれども、テクノさかき駅周辺には多くの企業が立地し、しなの鉄道を利用して通勤されている方もいらっしゃるわけでございます。

エレベーターを設置した場合、通勤や出張で利用される方などの利便性の向上につながるとともに、障がい者雇用という面からも、エレベーターの設置により駅利用の制約が減り、より使いやすくなるものと捉えているところであります。

次に、エレベーターの設置が観光客や町外からの来訪者に与える効果についてであります。これにつきましても、当町に観光目的で来られた小さなお子さん連れの方やご高齢の方、また、大きな荷物をお持ちの方などが、よりスムーズに駅をご利用いただけるようになり、さらなる利便性の向上といった点で、効果があるものと当然のことながら認識しているわけでありまして。

最後に、テクノさかき駅へのエレベーター設置の必要性についてであります。当町の二つの鉄道駅のうち、坂城駅につきましても、これも住民の皆様からの強い要望を受けて、平成26年にエレベーターを設置したところであり、最近1年間では、1日当たり約30～40回のご利用があるとお聞きしております。

また、テクノさかき駅におきましても、地域の方のエレベーター設置を希望する声を受け、駅を所管するしなの鉄道に対して、設置の検討を何度も依頼してきたという経過がございます。

しかしながら、しなの鉄道の見解としましては、既存のホームの延長ですとか、跨線橋とホームの位置関係など、構造的な面でエレベーターの設置が難しいとしているほか、エレベーターの新規設置にあたりましては、昇降機を含め、設備のない駅から優先的に順次設置していくことになるという回答をいただいているわけでありまして。

また、あわせましてご案内のとおり、しなの鉄道では、令和8年3月、来年の3月からのS u i c a が全駅に導入されます。現在準備が進んでいるところでありますけれども、今後は、S u i c a 導入をきっかけに、整備費用やランニングコストなどの負担が大きいエレベーターの設置に代わる、新たなバリアフリー対策についても検討していきたいと伺っております。

これは何のことかよくわからないんですけども、要するにS u i c a が導入されると、今までのような改札口ですね、例えばテクノさかき駅でしたら、ロータリーにあるあのような施

設はもう要らなくなって、導入口さえ造れば、そこにS u i c aの端末を置いて通っていけばいいということで、これはしなの鉄道の皆さんは明確には言っていないんですけれども、例えばテクノさかき駅の反対側にバリアフリーの道を造って降りてきて、そうすればそちら側にS u i c aの端末だけつけば入れるようになるということを書いたがっているようなんですけれども、よくわかりません。

いずれにしても、エレベーターをつけると同時に多分昇降機は取っちゃうでしょう。昇降機の撤去の費用とエレベーターをつけるのに比べれば、別の方法があり得るということでもあります。これは、私ももう少しどういふことなのか確認していきたいと思っておりますけれども、私はS u i c a導入は大賛成で、ぜひやれと前から言っておりましたけれども、その反対でS u i c aを導入するならサービスの向上をもっと図れというようなことを言っておりますので、これの中身に詰めていきたいと思っております。

したがって、このような現在では、テクノさかき駅におきましては、当面は既存の昇降機を安全にご利用いただくことも重要だと思っておりますので、屋代駅から来ようが、どこから来ようが、新しいスタイルができるまでは、事前に予約して積極的にもっと使っていただければというふうに思いますので、引き続き私の立場としても、しなの鉄道とともにいろいろ検討していきたいと思っております。

また、一方ですね、これは別の話になりますけれども、坂城町では、3年間の実証実験期間を経て、自宅と鉄道駅を含む町内49か所の停留所間を1回500円で利用できる、デマンド交通乗り合いタクシーについて、今年度から本格運用を開始したところであります。

乗り合いタクシーにつきましては、鉄道や循環バスと複合的にご利用いただくことで、地域公共交通の利便性が向上するものと考えており、鉄道駅の階段利用が困難な方につきましては、乗り合いタクシー、循環バスなどもご利用いただく中で、エレベーターを設置してある坂城駅のご利用も併せてご検討いただければと考えているところであります。

しなの鉄道につきましては、当町の地域公共交通の要として必要不可欠なものであるとともに、駅のバリアフリー化につきましては、企業活動や観光などの地域経済に与える影響も大きいことから、今後も引き続き、しなの鉄道をはじめ、県や沿線市町村とも連携しながら、より利便性の高い地域公共交通のあり方について、協議してまいりたいと考えているところであります。

7番（星君） ただいま、町長さんからバリアフリーという話がありましたけれども、本来は、今日はこのやつじゃなくて、バリアフリーのことを説明したかったんですけれども、たまたまそっちの話が遅くなりまして、今日はこっちの質問になったんですけれども、私もそうなんです。バリアフリーで、しなの鉄道もその方向だなという話をされておりますので、次の質問にはそのように書いて、これから答弁していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

以上です。ありがとうございました。

議長（中嶋君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日9日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

（散会 午後 2時51分）

1 2月9日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 13名

| | | | |
|------|--------|------|-------|
| 1番議員 | 中嶋登君 | 8番議員 | 玉川清史君 |
| 2 " | 大日向進也君 | 9 " | 山城峻一君 |
| 3 " | 塚田舞君 | 10 " | 柰津明子君 |
| 4 " | 水出康成君 | 11 " | 朝倉国勝君 |
| 5 " | 宮入健誠君 | 12 " | 滝沢幸映君 |
| 6 " | 中村忠靖君 | 13 " | 大森茂彦君 |
| 7 " | 星哲夫君 | | |

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

| | |
|----------|--------|
| 町長 | 山村弘君 |
| 副町長 | 臼井洋一君 |
| 教育長 | 塚田常昭君 |
| 総務課長 | 竹内祐一君 |
| 企画政策課長 | 長崎麻子君 |
| 会計管理者 | 竹内優子君 |
| 住民環境課長 | 山下昌律君 |
| 福祉健康課長 | 鳴海聡子君 |
| 商工農林課長 | 北村一朗君 |
| 建設課長 | 高橋卓也君 |
| 教育文化課長 | 細田美香君 |
| 収納対策推進幹事 | 北沢明君 |
| まち創生推進室長 | 小河原秀昭君 |
| D X推進室長 | 瀬下幸二君 |
| 総務課長補佐 | 宮下佑耶君 |
| 総務係長 | 宮嶋和博君 |
| 総務課長補佐 | 宮嶋和博君 |
| 財政係長 | 宮原卓君 |
| 企画政策課長補佐 | 宮原卓君 |
| 企画調整係長 | 宮原卓君 |
| 保健センター所長 | 川島徳夫君 |
| 子ども支援室長 | 橋本直紀君 |

4. 職務のため出席した者

| | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 大橋勉君 |
| 議会書記 | 井上敬子君 |

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|----------------------|------------|
| (1) 農業振興についてほか | 水 出 康 成 議員 |
| (2) 令和8年度の町の展望についてほか | 大日向 進 也 議員 |
| (3) こども誰でも通園制度について | 塚 田 舞 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（中嶋君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（中嶋君） 最初に、4番 水出康成議員の質問を許します。

4番（水出君） おはようございます。ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

初めに、昨夜8日、災害情報が2件飛び込んできました。現在も延焼していますが、群馬県の妙義山での山林火災、そして、昨夜23時15分頃、青森県東方沖の地震により、青森県で最大震度6強の地震が観測されました。早朝よりこの地震について、初めて後発地震注意情報を発表し、予想される地域へ防災対応を取ることを促しています。2件とも今後大きな災害につながらないことを祈念いたします。

この時期、個人におかれても何かと様々な行事やお付き合いが重なり、慌ただしいところと思います。今年を振り返り、よい年であった方も、悪かったなという方も、新たな年の抱負を考える方も、ほとんどの方がこの時期を1年の大きな節目と位置づけているのではないのでしょうか。

災害として振り返りますと、11月18日には大分県佐賀関で大規模な住宅火災が発生し、187棟が延焼し、発生から11日目の28日、住宅地がある佐賀関半島側の鎮火が宣言されました。12月4日現在の大分市の発表では、1名の方がお亡くなりになり、4日現在で55世帯78人の方がいまだに佐賀関市民センター内佐賀関公民館に身を寄せております。この場をお借りして、1名の亡くなられた方に謹んでお悔やみ申し上げます。そして、被災された皆様にお見舞い申し上げます。

また、国内では連日のように報道されておりますが、熊被害について人身被害も多発し、来年以降へ不安を残した年越しとなりそうです。

さて、日本の経済面を振り返りますと、今年の前半はいわゆるトランプ関税に踊らされた1年だったと思います。内閣府が11月17日に発表した2025年7～9月期の国内総生産（GDP）速報値では、物価変動の影響を除いた実質年率換算で1.8%減となり、輸出では1.2%マイナスの低迷が発表されていました。

町内企業様においては、今定例会の町長招集挨拶では、10月に実施しました町内の主な製造業20社の7～9月期の生産量について、3か月前と比較した状況の報告によりますと、プラス企業が7社、マイナス企業が6社、変わらないが7社、売上げについてもほぼ同様であり、持ち直しの動きが続いている状況がうかがえるが、経済動向に注意を払い、今後の発展を期待するとありました。

10月21日には高市内閣が発足し、現在まで大いに注目されております。今の国民の暮らしを守る物価高対策を早急に講じるとともに、日本経済の強さを取り戻すための経済政策をつくり上げるとの基本的な考えの下、第1に生活の安全保障・物価高への対応、第2に危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、第3に防衛力と外交力の強化を柱とした総合経済対策を策定する旨の発言があり、11月21日には「強い経済」を実現する総合経済対策が閣議決定されました。

そして、政府は28日、総合経済対策の裏づけとなる2025年度の補正予算案として、一般会計の歳出は、経済対策の1兆7,028億円に他の費用を加え、総額1兆8,034億円を決定し、年内の補正予算の成立を現在目指しております。

これからどんなスピードで我々の生活が支援され、良化に進めるのか、この年末から新年に向け注目していきたいところです。

それでは、今回の一般質問に入ります。一つ目の質問表題として、農業振興について。二つ目に、鳥獣被害対策について、2件の質問を行います。

まずは、農業振興について。日本国内の多くの地域で人口減少が進み、移住促進においては、人の奪い合いといっても過言ではないという方もあります。移住促進系の講演などでも、具体的にどこの地域のどのような人をターゲットに移住者を獲得するのか、仕掛ける戦略を明確にすることが必要との講演もあります。

当町は、工業の町坂城として、町外から当町の企業さんに通われている方も多く、よく昼間の人口と夜の人口が1千人近く違ふとされ、その通われている方々を町内に移住してもらえる施策が必要と言われる方もいます。

町では、移住に関する施策として、就労、子育て、教育、住居、農業、地域活動などに関する様々な施策を講じています。その中、県外へ仕掛けたプロモーションが行われました。

質問事項イとして、移住・就農相談会について。

10月9日に名古屋観光情報センター前において開催された、「信州さかき！農産物マル

「シェ&移住・就農相談会」の状況を中心に以下4点の質問を伺います。

一つ目に、今回開催された農産物マルシェ&移住就農相談会について、以前から開催がされていたのか。開催地は別として、過去の開催実績を伺います。

二つ目に、今回、名古屋地区で開催を行いました、展示内容と狙いについて伺います。

三つ目に、今回のイベント実績として、当町への関心や興味を示した内容、移住・就農に関する相談や引き合い状況を伺います。

四つ目に、今回得られた実績から、気づきを含め、今後の展開へ考えを伺います。

以上4点について答弁願います。

次に、質問事項口として、新規就農者状況について。

近年、町内でも農地から荒廃地へ変化している状況を多く目にするようになってきました。農業に関しては、生産者の高齢化、後継者不足による生産者の減少が加速しています。前述のように他地域から就農者を呼び込む移住定住施策の活用など、国はもとより県、自治体も危機感を持ち、農業振興に関する施策を様々に展開しています。その状況について、以下5点について伺います。

一つ目、長野地域では、リンゴやブドウ、桃など果樹の栽培が盛んで、花卉ではトルコギキョウも有名としています。就農を目指す方を対象に、就農にあたって必要な基礎知識や、就農までのステップなどのアドバイスを行う相談会を長野地域の長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村の9市町村を対象に、長野地域令和7年度就農相談会が4月から毎月2回開催されていますが、当町への引き合い状況を伺います。

二つ目に、新規就農者育成総合対策事業として、地方と連携して農業人材の呼び込みと定着を図るため、経営発展のための機械施設等の導入を親元就農も含めて支援するとともに、就農に向けた研修資金、経営開始資金の交付、地域における農地の受け手確保に向けた新規就農者の誘致環境の整備等の取組支援、農業大学校・農業高校等における農業教育、就農相談会の開催等の取組を支援しています。当町の新規就農者育成総合対策事業の活用状況を伺います。

三つ目として、町では地域農業をさらに維持発展していくため、定年帰農者やUIJターンを含めた新規就農者を確保・育成していく必要があることから、就農してから5年以内の新規就農者や就農を希望している方を対象に、賃貸住宅の住居費を補助や、農業機械等の購入費の一部を助成する新規就農者支援事業補助金を交付しています。その活用状況を伺います。

四つ目に、新規就農者を確保・育成し、地域農業を維持発展していくためには、地域内はもとより、町外からの新規就農者を積極的に増やしていく必要があります。また、新規就農を希望される方にとって、農業を始めるための実践的な技術の習得や、就農のための農地・住宅等を確保することは共通した課題とされています。このため、就農希望者の支援に積極的な熟練農業者の方を里親農業者として登録し、就農を希望する方に紹介して農業研修をサポートする

長野県新規就農里親制度により、県内での就農を支援しており、町としては、農業体験や里親研修を通じ農業技術等を指導していただける里親農家を募集しています。県の新規就農里親制度による就農支援を行っているが、当町の実績を伺います。

五つ目に、新規就農者を支援する制度として、前述の質問を含めて、町では15の事業を案内しています。これからの新規就農者のさらなる増加に向けた考えを伺います。

以上について答弁をお願いします。

商工農林課長（北村君） 1. 農業振興について、イ. 移住・就農相談会についてのご質問から順次お答えいたします。

農産物マルシェ&移住・就農相談会の開催実績のご質問であります。当該イベントにつきましては、昨年初めて町単独で名古屋市で開催し、今年が2回目の開催となります。

昨年は、10月10日に「信州さかき！フルーツマルシェ&就農相談会」として、名古屋市の中日ビル内にある長野県名古屋観光情報センター事務所前のスペースをお借りし、ブドウ、リンゴを中心とした坂城産の農産物や、農産物加工品のPR・販売に加え、当町での就農希望者に向けた就農相談会を開催いたしました。

昨年の実績といたしましては、長野県名古屋観光情報センターのご協力による事前告知に加え、東海3県で最も購読者の多い中日新聞にイベント告知記事を掲載いただいたこともあり、非常に多くのお客様にご来場いただき、坂城産農産物などのPR及び販売をすることができました。

一方、就農相談につきましては、残念ながら相談者はおられませんでした。町といたしましては、中京圏において当町の名前や農産物などの品質の良さを知っていただくよいきっかけとなったのではないかと考えております。

続きまして、名古屋開催に関して展示内容と狙いについてお答えいたします。東京都内において、JAなど農業関係機関や他の行政団体等が主催する農産物PR販売イベントや就農相談会は毎年開催されており、当町も他市町村とともに出展する機会がある一方で、名古屋市は市場規模も大きい上に、長野県からも比較的近く、移住や移住を伴う就農が期待できるため、昨年より町単独で出展を始めました。

展示の内容といたしましては、坂城町のポスターやのぼり旗でブースを装飾し、ブドウやリンゴに加え、ねずみ大根を原材料としたドレッシングや漬物などの加工品を展示し、販売を行いました。

続きまして、今回のイベントの実績状況についてお答えいたします。

今年、10月9日に名古屋市の中日ビルにおいて、「信州さかき！農産物マルシェ&移住就農相談会」と題して開催いたしました。今年もイベントの1週間ほど前に、中日新聞に告知記事を掲載していただいたこともあり、大変多くのお客様にお越しいただきました。

お客様の中には、昨年に引き続きお越しいただいた方もおられ、当日用意したブドウやリンゴがほぼ完売となるほど好評でありましたので、坂城町に関心や興味を示していただけたものと考えております。

また、移住相談、就農相談につきましては、将来に向けて、具体的な見通しを持った方の相談案件こそなかったものの、信州への移住を考えているという方がブースにお越しになりましたので、坂城町への移住や就農について、積極的にPRを実施したところでございます。

次に、今回の実績からの気づきを含めた今後の展開に関するご質問にお答えいたします。

2年にわたり、名古屋市においてイベントを開催してみまして、お越しいただいた方が当町の農産物を非常に高く評価していただいているということがわかりました。また、移住等を考えている方も、町で収穫された農産物がある場で販売されていることで、町のイメージが湧きやすいという利点もあるということに改めて認識いたしましたので、今後も引き続き、こうしたイベントを中京圏や首都圏などにおいて開催し、坂城産農産物のPR及び消費拡大を図っていくとともに、坂城町への移住や就農につなげていく場としても活用してまいりたいと考えております。

続いて、ロ．新規就農者状況について順次お答えいたします。

最初に、4月から毎月2回開催されてきた長野地域の令和7年度就農相談会の状況ですが、この相談会は、長野県長野農業農村支援センターが主催するもので、11月末時点の実績といたしましては、長野地域全体で71名の相談案件があったとお聞きしております。

そのうち、当町に関する相談者数は4名で、その都度、長野農業農村支援センターと町の担当者が相談に対応しております。

相談の内容といたしましては、生產品目や就農時期など具体的なビジョンをお持ちの方から、農業未経験で農業のイロハをご相談される方まで幅広いご相談となりますが、相談者とは、基本的に1回の面談にとどまらず、複数回面談を実施し、要望に沿った提案や助言を行い、町内で就農していただけるよう働きかけを行っております。

続きまして、新規就農者育成総合対策事業の活用状況についてお答えいたします。

新規就農者育成総合対策事業は、次世代を担う中核的農家になることを志す49歳以下の新規就農者に対し、就農準備段階や就農後の早期の経営確立を目的として資金を交付する国庫補助事業であります。

当町では主に経営開始資金と呼ばれる、新規就農してから最大3年間、年間150万円を給付する事業を行ってまいりました。

令和2年度から6年度までの5年間には5名の方がこの資金を受給され、早期の経営確立を目指し堅実な農業を営まれております。

この制度は、早期の経営安定化につながるものですので、引き続き積極的な活用を促し、新

規就農者の確保・育成に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、新規就農者支援事業補助金の活用状況についてお答えいたします。

この補助金は、新規就農から5年以内の認定新規就農者、認定農業者に対し、円滑な就農と定着化を促すことを目的に、家賃の一部補助もしくは農機具購入等の一部補助を行う町独自の補助事業で、当町に移住を伴って新規就農をした認定新規就農者の方に家賃の一部補助や農家には欠かせない軽トラックの購入、水源確保のための井戸の掘削費用など、令和2年度から6年度までの5年間では14名の方に交付いたしました。

町といたしましては、今後も新規就農者の早期の経営確立と、町内に定着して末永く農業を営んでいただけるよう支援を続けてまいりたいと考えております。

続きまして、県の新規就農里親制度による就農支援に関する当町の実績についてお答えいたします。

この新規就農里親研修制度、通称里親研修は、長野県が行っている支援事業で、里親として登録される熟練農業者の中で、就農希望者が農業の実践的な技術習得の機会を提供するものがあります。

現在、当町には果樹・米・花卉それぞれの栽培に携わる5名の熟練農業者が里親として登録されており、来年度、新規就農を希望する1名の方がこの制度による里親研修の受講を予定しております。

農業未経験者が就農するまでのプロセスは数多くございますが、地域の農業に精通し、就農支援に積極的な里親農業者の中で農業経営を開始するための知識・技術を習得する里親研修は、より実践的な研修でありますので、当該研修制度の周知に努めるとともに、希望者一人一人の実情に応じながら、円滑に研修が開始できるよう支援していきたいと考えております。

続きまして、新規就農者のさらなる増加に向けた考えについてお答えいたします。

昨今の農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化と減少が進んでおり、今後農業を守り維持していくためには若手の農業従事者の確保が喫緊の課題であると考えております。

町内の状況を見ますと、比較的採算性がよいと言われるブドウ農家については、世代交代による若手後継者の参入が見られますが、リンゴや米、野菜等については後継者や新規参入がなかなか見受けられない状況であります。

町といたしましては、これまで守り受け継がれてきた当町の農業を今後とも振興していくため、県や農協などの関係機関のお力添えもいただきながら、引き続き、就農相談会や県農業大学校への働きかけや情報交換等も行うなどの取組を進めまして、新規就農者の確保に努めてまいりたいと考えております。

4番（水出君） ただいま、担当課長よりご説明いただきました。坂城農業振興地域整備計画書（令和7年3月）マスタープランでは、土地利用の方向性に沿った施策を展開し、農業振興地

域制度及び農地法に基づく農地転用許可制度等の適切な運用を図りながら、優良農地の確保・保全に努めていくことが計画されています。今後も農用地の保全と確保が継続していくことを期待します。

そして、就農支援制度15事業をもっと積極的に紹介し活用を推進して、新規就農者の獲得をより促進していきたいところです。

その中、当町は地域の地形や産業特性もあり、農業経営として新たに土地を確保することは難しいところもあります。また、支援制度は新規に小規模農業や自給的農業者が活用する上では条件が厳しいところもあります。農業用地の有効活用や移住定住者を呼び込むために、農業施策だからといって農業経営者を呼び込むことに固執せず、むしろ視点を変えて、令和6年第3回定例会一般質問の中でも紹介させていただきましたが、農業と自分らしい仕事や社会活動(X)を組み合わせることで、生活全体に意味や喜びを見出すライフスタイル、半農半Xを売りにした移住・就農支援施策として取り組んでいただきたいと考えています。

特に当町は、新幹線、高速道と県外からアクセスが容易で、自然が豊かで比較的大きな災害も少ない土地柄です。近年、特にコロナ禍以降、自分らしい幸せな生き方を実現することが重要視され、ワーク・ライフ・バランスの充実が着目されております。高市首相の「働いて」を5回繰り返した昭和の象徴の表現も今年の流行語大賞になりましたが、ライフスタイルを意識した就労を求める傾向が現在の風潮と思います。

ライフスタイルなどのキーワードに反応する方や、都会生活から脱却して田舎生活にライフスタイルを求めるユーザーや、関係人口促進に関する取組などのユーザー層をターゲットに働きかける仕掛けとして、役立つ戦略の一つになるのではないのでしょうか。

半農半Xの先進地、鳥根県の市町村では、移住から定住までの各段階において総合的な支援を行うことにより、就農希望者の農村への定住・定着を促進し、県内農業・農村の担い手を確保・育成する半農半X支援事業を制度化しております。参考にされ、当町も今後、移住・就農の施策の一つに半農半X支援事業が加えられるよう研究を進めていただくことを要望しております。

それでは、次の質問表題に移ります。質問表題、鳥獣被害対策について。

質問事項イ、熊害対策について。

環境省は、5日、今年4月から11月の熊による人身被害者数が速報値で230人だったと発表しました。2023年度の年間被害者数219人を8か月で上回り、過去最多となりました。死者数では13人で、過去最多だった同年度6人の倍以上となったと発表しました。

人身被害は12月に入っても続いており、同省は引き続き注意を呼びかけています。多くの国民は、不安を持ちながらの年越しとなります。

人の生活圏では、熊による人身被害対策として、9月に改正鳥獣保護法が施行され、市街地

での銃発砲を一定の条件下で認めた緊急銃猟制度が導入されました。

緊急銃猟制度の概要は、熊、成獣のイノシシも含む、以下熊等。人の生活圏であっても、安全確保が可能な場所で、市町村長の判断で主にライフル銃を用いて、弾丸が人に当たらない安全が確保できた場合に銃猟ができるとしています。

当町の出没情報は、幸いなことに少なく、人への被害は発生していないと思いますが、今後十分発生はあり得ることであり、十分な備えが必要と思っております。そこで、改正鳥獣保護管理法に基づく緊急銃猟制度の運用について、以下4点の質問を伺います。

一つ目に、本年11月末現在において、前年度と比較して当町の熊出沒や目撃情報及び被害状況について伺います。

二つ目に、国の緊急銃猟制度のガイドラインでは、緊急銃猟の実施に備え、平時における事前準備が重要としているが、現在の町の準備状況を伺います。

三つ目に、報道ではライフル銃を用いることでのハンター確保や安全確保など様々な課題を伝えておりますが、銃猟が必要な状況になった場合、緊急銃猟の実施運用に関して考えを伺います。

四つ目に、いずれの自治体もまだ具体的な解決策に至っていない現状と思います。政府は、緊急的に行うこと、短期的に行うこと、中期的に行うこととして、クマ被害対策パッケージ（概要）、以下対策パッケージを発出しましたが、当町の状況に合ったさらなる対策検討は必要と思います。来年度以降の熊対策への考えを伺います。

次に、質問事項①、鳥害対策について。

町の中央を南北に千曲川が流れる豊かな自然の中で、技術と創造性を誇るものづくりのまちさかきとして、町の特性に紹介される千曲川です。過去は、アユの友釣りが盛んで、つけば小屋が何軒もありました。春から夏にかけて当町の川風景として、旅情豊かな一面がありました。

最近では釣り人を見かけなくなり、川岸や中洲は草木や雑木が茂り、荒廃している様子の風景がうかがえます。釣り客やつけば小屋の減少は、川魚の減少だけが原因ではありませんが、大きな要因の一つになります。

上小漁協の情報であります。千曲川や支流では、2009年頃からアユやハヤが外来魚のブラックバスに捕食される被害が目立つようになったそうです。そして、外来藻類の一種、ミズタケチビルケイソウの繁殖が確認され、アユの餌となる在来の藻やコケの減少により、アユの生育に影響が出るそうです。

さらに、最近では魚を丸のみする体長およそ80センチクラスの大型の水鳥、カワウやアオサギによる被害も増えており、放流したかなりの数のアユが食べられてしまったそうです。町内の方からも千曲川へ鳥やサギ等の飛来が多くなり、川魚の減少が危惧されていると声が寄せられました。

それぞれの被害起因別に対策も取られていますが、鳥の飛来はますます増加しており、私も埴科用水取入口から筭橋の間の川の浅瀬に大群で飛来しているカワウやシロサギを時折見かけたことがあります。そこで、鳥の被害対策について3点伺います。

一つ目に、千曲川の川魚が減少している状況を町はどう捉えているか伺います。

二つ目に、千曲川に飛来する鳥、鶺鴒やサギ等の駆除の状況を伺います。

三つ目に、漁協や猟友会と連携して、今後どのような取組を考えているのか伺います。

以上について答弁をお願いします。

町長（山村君） ただいま水出議員さんから、2番目の質問としまして、鳥獣被害対策についてのご質問いただきました。この熊害対策から以下順次をお答え申し上げます。

近年、有害鳥獣による農作物被害は増加傾向にあり、全国での被害額は、令和5年度において164億円となるなど、深刻な影響を及ぼしております。

また、今年は熊による人身被害が相次いでおり、環境省によると、10月末時点において、全国で12名の方が熊に襲われて亡くなり、統計開始以来最多であった令和5年度の2倍となる深刻な状況となっております。

国ではこのような状況の中、熊対策について、より予防的かつ迅速に対処するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正し、人の日常生活圏に熊等が出没した際、安全確保等の条件の下で、市町村が委託等した者による銃猟を可能とする緊急銃猟制度が新たに設けられました。

ご質問の、前年度を比較した当町の熊出沒の目撃情報及び被害状況につきましては、11月末現在で、目撃情報は昨年の14件に対して今年は9件と減少している状況であります。被害状況につきましては、昨年の14件に対して今年は21件の情報が寄せられており、増加している状況となっております。

目撃情報があった場所につきましては、比較的山あいの地域が多い状況ではありますが、南条地区の高速道路の側道付近や、村上地区の県道沿いなどでも目撃されております。

また、被害の情報につきましては、幸い人身被害の情報は寄せられておりませんが、果樹を主とする農作物被害が多く寄せられているところであります。

次に、緊急銃猟の実施に備えた現在の町の準備状況のご質問にお答えします。

7月に環境省から示された緊急銃猟ガイドラインには、緊急銃猟の実施権者である市町村が緊急銃猟の流れを理解し、現場で安全に緊急銃猟を行うことができるよう、事前の準備から緊急銃猟の実施手順、また原状回復までの対応方法が示されております。

先月、飯山市で開催されました環境省主催の緊急銃猟に係る現地研修会には当町の担当者も出席し、緊急銃猟ガイドラインについて詳細な説明を受けたほか、実際に模擬訓練を見学し、緊急銃猟の進め方を研修してまいりました。

今後、今回の研修を参考にして、町における対応マニュアルの作成や、長野県や千曲警察署、坂城町猟友会などと連携した事前の現地訓練も実施してまいりたいと考えております。

次に、緊急銃猟制度の実運用に関しての考えのご質問であります。この制度は住宅地など人の日常生活圏に熊やイノシシが出没し、人身に危険が及ぶ可能性がある場合に市町村長の判断で迅速に銃猟による捕獲を可能としている制度であり、実施には、人の生活圏への侵入、危害防止の緊急性、他の手段での捕獲が困難、発砲による人的被害の懸念がないことの四つの条件を満たす必要があります。

今後、住宅地など人の生活圏へ熊などが出没し、緊急銃猟が必要となった場合には、この四つの条件をクリアした上で、県や警察、町猟友会とも連携し、周辺道路の通行規制や近隣住民への周知、捕獲関係者による現地確認を行い、十分に安全を確保した上で緊急銃猟を実施することが重要となるものと考えております。

次に、来年度以降の熊対策についてであります。先月、熊被害対策等に関する関係閣僚会議において、クマ被害対策パッケージが決定されました。

このパッケージでは、緊急的に対応すること、短期的に取り組むこと、中期的に取り組むことが示され、緊急的に対応することの中では、警察官によるライフル銃を用いた駆除や緊急銃猟制度の運用ノウハウ、事例の共有などが含まれております。

短期的に取り組むことの中では、熊おりや電気柵、安全装備など資材への支援、中期的に取り組むことの中では、国が主導する熊の個体数管理の強化や、広葉樹林化等による人の生活圏とのすみ分けなどが含まれるところであります。

当町におきましては、このパッケージの内容を踏まえ、緊急銃猟に備えて県や警察、町猟友会との情報共有や協力体制の確認・強化を図るとともに、補助金なども活用して、熊おりや電気柵などの資材の整備などを推進してまいりたいと考えております。

また、町では、これまでも熊をはじめとした有害獣の目撃情報や被害情報が町に寄せられた場合には、すぐメールによる周知を行ってまいりましたが、今年度からは、新たに町のホームページに熊とイノシシの出没マップを掲載することで町内外の方へ幅広く周知し、注意喚起を促しております。

さらに、地域のご理解をいただく中で、山と人の生活圏とを広域的に隔てることを目的に、侵入防止柵の設置を進めておりますが、この防止柵は、人の生活圏へ熊を寄せつけない対策として一定の効果が見込めることから、引き続き未設置の地域にも設置の効果などを説明する中で、設置を進めてまいりたいと考えております。

国では、近年まれに見る熊被害に対して、国家プロジェクトとして対応すべく、このパッケージと併せて、熊対策に対し、都道府県や市町村を支援する費用などを補正予算で対応する予定としております。

町におきましては、こうした国の財政支援を活用しながら、今後も県や警察、猟友会、近隣市町村と連携し、熊対策の強化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、ロとして、鳥害対策についてのご質問であります。かつて、坂城町周辺の千曲川は、アユ釣りシーズンになりますと巨大なアユが釣れるポイントとしてファンを魅了し、県内外から多くの釣り客が訪れ、にぎわいを見せておりました。

また、春から初夏にかけては、ウグイも多く見られ、つけば漁も盛んに行われていましたが、最近では、アユやウグイをはじめとする千曲川在来の川魚が減少し、釣り客を見かけることが少なくなってきております。

川魚の減少の要因につきましては、更埴漁業協同組合にお聞きしたところ、ブラックバスなど外来魚による食害や水温の上昇、令和元年東日本台風の影響による生息環境の変化のほか、ご質問にもありますとおり、カワウやサギ等による食害もその一因となっており、町といたしましても、こうした状況を憂慮するところであります。

次に、千曲川に飛来するカワウやサギ等の駆除の状況につきましては、毎年、町猟友会が更埴漁業協同組合から委託を受け、駆除を実施しており、カワウとサギを合わせて、令和5年度は8羽、6年度は28羽、今年度は11月末時点で16羽駆除されたところであります。

続いて、漁協や猟友会と連携した今後の取組であります。更埴漁業協同組合では、これまでもアユやニジマスの稚魚の放流やニジマス釣り大会、河川のごみ拾い活動など、住民の皆様が千曲川に親しみを持ち、自然環境を考える機会とするための事業を実施されてまいりました。

また、ブラックバス釣り大会の開催、ブラックバスの生態調査や駆除に加え、カワウやサギ等の駆除や追い払いといった鳥害対策が進められており、千曲川従来を取り戻すとともに、川魚を守るための活動も行われてきております。

町におきましても、更埴漁業協同組合の取組に対して、平成27年度から補助金を交付し支援を行うとともに、イベント等の際の事業運営についても協力しているところであります。

さらに、鳥類生態学の権威で、坂城町特命大使の中村浩志先生が、上田市議会農政議員連盟主催の、外来魚駆除をテーマに開催した講演会において設立を提起されたことが契機となり、当町を含む千曲川流域に所在する上田市、千曲市、東御市及び上小漁協・更埴漁協、長野大学・筑波大学などの様々な団体が参加し、千曲川の恵みを取り戻す会が設立されました。

この会は、アユ釣りのメッカ復活を目指し、アユやウグイなど外来魚が住みやすく、住民に愛される千曲川の環境づくりに取り組むことにより、水産業や観光産業の振興や地域活性化を図ることを目的にしており、今年10月に開催された通常総会におきましても、中村先生から、千曲川の恵みを取り戻すために、流域市町村や漁業団体などが広域的な連携により取り組む必要について研究報告がなされたところであります。

町といたしましては、今後、千曲川にアユやウグイなどの在来魚が住みやすい環境を取り戻

すため、更埴漁業協同組合への支援を継続していくとともに、千曲川の恵みを取り戻す会の活動や、中村先生をはじめ専門的知見のある研究機関の方々のご指導や助言をお聞きする中で、今後の取組などを研究してまいりたいと考えているところであります。

4番（水出君） 鳥獣被害について、町長よりご説明いただきました。1点、再質問をお願いします。熊の被害については、個体管理という言葉が先ほども出てまいりましたけれども、中期的に取り組む対策として、やはり個体管理というのは、駆除方針を含め自治体として対応する必要があるなど私も考えます。

町として個体数を把握すること自体必要か否かもありますが、現状として個体数を把握できているのか。または、外部所轄機関もしくは民間団体等に依頼すれば把握する手段があるのかを含め、個体管理についての考え方を伺います。以上お願いします。

商工農林課長（北村君） 水出議員の再質問にお答えいたします。

熊の個体数についてのご質問であります。現在、町において坂城町に生息する熊の個体数の情報は持ち合わせておりません。長野県のデータによりますと、令和2年の県の調査では、県全体で3,831頭から1万128頭はいるというふうに推計されていまして、中央値とすれば県全体で7,270頭という状況です。

それぞれ8ブロックに分かれていて、熊の動きも広域にわたるもので坂城町に特に何頭いるかというところは持ち合わせておりませんが、今年11月に政府が発表いたしましたクマ被害対策パッケージの中で、環境省が中期的な取組として、適切な個体数管理のための統一的な手法による個体数の推計や、熊の個体数の削減などに向けて対応を検討していくということとしております。

今後、国からの熊の個体数等の情報を得る中で様々な政策等も出てくると思いますので、県や町、猟友会、近隣市町村とも連携を図る中で、町の熊対策についても考えてまいりたいと考えております。

4番（水出君） ただいま担当課長より、再質問に対して説明をいただきました。自然界の生き物が相手だけに、特に猟銃については一方的に人様の都合で駆除することは問題があります。人の生命が奪われる条件下で人を守る最低限の対応は、ルールと安全を図る中で行われたいところでは。

そのためにも、これからも取り組むことや手順を常に更新し、必要な訓練は惜しまず実施されることをお願いしておきます。

そして、私たち人間がやらなければいけないことは共存できる環境を整えることではないでしょうか。人間界は人口減少、片や鳥獣界は増加と食料不足かもしれません。環境を鳥獣のために整備できるのは人間です。鳥獣たちは人間のために環境整備はできません。

短期的には、現在、山との境に侵入防止柵の設置や田畑への電気柵設置が進められており、

エリアを分ける活動の一部が取り組まれております。さらに、今後も生活圏内に侵入してくるケースは増加の傾向にあると思われまます。侵入防止について、さらなる強化を望みます。

政府としては、対策パッケージでは特別交付金措置を講じますが、使途は自治体に任される予定です。特に短期的にできることとして、子どもたちなど弱者を守るためにも、幼稚園、保育園、学校、障がい者施設、高齢者施設、公共施設、自治区の施設などを対象に、獣たちが侵入する視点で再点検いただきたいと思ひます。侵入防止対策費用や侵入防止柵等設置や修理等について、支援、補助を検討いただけることを要望しておきます。

そして、中期に取り組むこととして、私たちの自然豊かな坂城町のために鳥獣の個体数の管理を行い、川、里、山を含め暮らしやすい環境を整備していくことが重要です。

川の環境は、現在、釣り人の減少、毎春行われていた野焼きの中止などや、人の出入りが減り、草木は生い茂り、鳥獣は安心して暮らせる環境により個体が増加していると思ひます。

対策パッケージでは、河川における出没対策のための樹木伐採なども国土交通省管轄で取り組まれる計画も示されているので、話し合い、取組を進めていただきたいと思ひます。

山の環境でも、林業の減少、山や山裾の耕作放棄など、山への立入りが減少し、獣たちが安心して暮らせる環境となり、個体が増加していると思ひます。山も川も人が訪れなくなり、手入れが遠のきつつあることが根底にあると考えています。

第6次総合計画でも、第4章7節に花と緑、潤いのあるまちづくり施策の内容として、1. 環境と調和した景観形成、2. 公園の整備、3. 緑化の推進が挙げられています。詳細内容まで読み上げませんが、着実に内容が実行されていくことを期待しております。

川、山とも町独自の活動に限界はありますが、農用地の適切な管理を含め、今後も積極的に国や県の支援や交付金を適切に使い、豊かな自然を守り、安全で安心して暮らせる坂城町を共に目指していきたいと思ひます。

以上で、私の一切の質問を終わります。

議長（中嶋君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時50分～再開 午前11時00分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

次に、2番 大日向進也議員の質問を許します。

2番（大日向君） ただいま、議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

本年は、酷暑にて大変な夏を過ごし、暑さが和らいだ途端、全国で熊の被害ニュースの第一報となる日が続いておりました。当町でも目撃情報や被害情報が寄せられております。町においても侵入防止柵の設置等を行い、野生動物と人環境のすみ分けを進めております。冬期の気温が高いため、冬眠を行わず被害が拡大する懸念も出ております。年間を通じて鳥獣被害が深

刻となる前に、県や国と協力し、町民の住環境の安全確保をお願いしたいと思います。

それでは、質問に入ります。

1. 令和8年度の町の展望についてということで、イ. 令和8年度予算編成について、4点についてお聞きします。

1点目、令和8年度の予算編成の方針は。

2点目、過去5年で町民税、固定資産税はどのように変化しているのでしょうか。これは決算時ベースでお願いいたします。

3点目、令和8年度の町税の収入見込みは。

4点目、令和8年度の地方交付税の交付見込額は。

ロといたしまして、令和8年度重点事業はということで、令和8年度の重点事業としてはどのような事業を考えているのでしょうか。

以上質問いたします。

町長（山村君） ただいま、大日向議員さんから1番目の質問としまして、令和8年度の町の展望についてということで、イとロのご質問をいただきました。私からは、予算編成方針と重点事業についてお答え申し上げまして、その他につきましては担当課長から答弁いたします。

10月公表の内閣府月例経済報告による国の経済動向は、「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心に見られるものの、緩やかに回復している。」との見方が示されております。

県内の動向につきましては、日銀松本支店が11月に公表した金融経済動向において、「一部に弱めの動きが見られるものの、持ち直している」とされており、前月の「持ち直している」との判断から、景気の回復ペースが減速し、緩やかになっていることがうかがえます。

また、関東財務局長野財務事務所の10月の判断では、「持ち直している」としつつ、先行きについては、「各種政策効果が、景気の持ち直しを支えることが期待される。ただし、物価上昇の継続、米国の通商政策、金融資本市場の変動等の影響に注意する必要がある」との観測になっております。

町内の状況につきましては、主要20社を対象とした7～9月期の経営状況調査において、前年同期と比較して、生産量を増加とした企業の割合が減少し、一方で減少とした企業の割合が増加しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響から景気は回復傾向にありましたが、そのペースは鈍化していることがうかがわれるところであります。

いずれにしましても、長期化する物価高が、消費者マインドの下振れを通じて個人消費や、賃上げによる企業活動に影響を及ぼすなど、景気を下押しするリスクとなっております。

また、ガソリン税の暫定税率廃止や、税制改正による、いわゆる「年収の壁」引き上げに伴

う町政への影響は不透明であり、令和8年度の当初予算編成につきましては、このような状況を十分注視する中での編成作業になるものと考えております。

しかしながら、こうした財政状況の中にあっても、第6次長期総合計画に掲げる町の将来像「輝く未来を奏でるまち」の実現を目指すとともに、誰もが心身とも充実し、幸福を感じることができるよう、「チャレンジSAKAKI ウェルビーイング」を職員全体で共有しつつ、各種施策を着実に実行していかねばなりません。

令和8年度の予算編成の方針といたしましては、多様化する住民ニーズに合わせた行政需要への対応を図りつつ、第6次長期総合計画に沿った事業の取組を基軸とし、住民一人一人のウェルビーイングの実現に向け、SDGsの達成とデジタル変革への取組を意識した事業の実施を行うこととしております。

また、今年度策定する第6次長期総合計画後期基本計画及び第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標達成に対する高い意識を持つとともに、坂城町公共施設個別施設計画や実施計画等に位置づけられた事業につきましても、限られた財源の中で、より効率的・効果的な事業の実施を図り、創意工夫による徹底した経費節減や特定財源の確保に努める中で、メリ張りのある編成を行うこととしております。

続きまして、口として令和8年度重点事業はとのご質問であります。当町を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化の一層の進行や物価高騰への対応、地域経済の構造変化など、依然として厳しい状況にあります。

一方で、デジタル技術の進展やカーボンニュートラルへの流れ、働き方の多様化など、新たな可能性も広がっているところでもあります。

こうした中、町におきましては、令和3年度から12年度までを計画期間とし、まちづくりの基本理念や町の将来像である「輝く未来を奏でるまち」の実現に向け、第6次長期総合計画を策定し、計画の実現に向けた六つの基本目標を定め、10か年の展望を示しているところであります。

また、基本計画では、基本構想で定めた基本目標等を達成するための基本施策の方向性を定め、実施計画において具体的な各種事業を計画し、実施に向け取り組んでおります。

本年度は、令和8年度からの後期基本計画の策定年度であり、前期計画5年間の振り返りと、来年度からの後期計画5年間の課題や方向性などを確認しながら、計画の策定を進めているところであります。

また、この後期基本計画におきましては、町民一人一人が心身ともに健康で、安心して暮らすことができる社会を目指すため、経済的な豊かさだけでなく、心身の充実、人のつながりや地域交流など、暮らしの中の様々な幸せを大切にしたいウェルビーイングの実現への視点を踏まえた計画として進めているところであります。

令和8年度の重点事業といたしましては、現時点では予算編成前であり、後期基本計画や実施計画も策定途中でありますので、主に事業展開の方向性としてお答えをいたします。

まず、新複合施設建設事業であります。町の保健・福祉分野の施策を推進する基幹的な機能を持ち、子どもから高齢者まで多様な世代が集うコミュニティ活動の場として、さらに、隣接する図書館や文化センター等と連動し、交流と生きがいづくりの場として整備を進めているものであります。

本年度は、建物の詳細な設計を行う実施設計を進めており、来年度からは、その実施設計に基づき、施設の建設に着手する予定であります。

次に、環境分野では、葛尾組合において新リサイクルセンターの整備が進められております。令和9年度から、現在回収を行っているプラスチック製容器包装やペットボトルのほか、新たに製品プラスチックの処理施設を稼働し、資源循環の促進を図ることとしております。

今後もしっかりと葛尾組合をはじめとした関係機関と連携を図り、環境負荷低減に向けた循環型社会の形成に努めてまいりたいと考えております。

また、道路・交通網などの交通インフラ整備の施策としましては、国道18号バイパスや県道坂城インター線の延伸に向けて、早期完成に向けた国・県への働きかけを継続するとともに、町の基幹道路でありますA01号線道路改良工事等に引き続き取り組み、経済の活性化や生活の質の向上、防災力の強化などにつなげてまいりたいと考えているところであります。

さらに、公共施設の省エネルギー化と維持管理の効率化を進める観点から、町内に設置されている防犯灯及び小中学校の照明器具につきましてLED化を図り、安全で快適な環境整備を進めるとともに、消費電力の削減による電気料金の節約や、長寿命化によるコストの低減、そして環境への配慮につなげていければと思っております。

次に、DXの推進につきましては、今年度末に運用開始を予定する自治体統合アプリの円滑な運用や、新複合施設におけるデジタル化の具体的方策の検討など、デジタル技術やAI等の活用により、住民の利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図ってまいりたいと考えております。

ただいま申し上げました取組以外にも、人口減少・少子高齢化という喫緊の課題に向かい合いながら、子育て支援、医療・福祉、防災・インフラ、産業・観光、環境といった各分野において、将来を見据えた事業の展開を考えているところであります。

町民の皆様の安心と笑顔を守り、坂城町に暮らしてよかったと実感していただき、ウェルビーイングを実現させるまちづくりを進めるため、限られた財源を最大限に活かし、効率的かつ効果的な施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

収納対策推進幹（北沢君） 令和8年度の町の展望について、イ. 令和8年度予算編成についてのご質問のうち、町税に関するご質問にお答えいたします。

初めに、過去5年間の町民税及び固定資産税の変化についてお答えします。

個人町民税につきましては、令和2年度7億7,751万円、3年度8億3,783万円、4年度7億3,759万円、5年度7億5,356万円、6年度8億8,491万円でありました。

法人町民税につきましては、令和2年度2億8,265万円、3年度3億2,927万円、4年度5億2,931万円、5年度4億685万円、6年度7億1,801万円でありました。

固定資産税につきましては、令和2年度12億9,670万円、3年度12億2,876万円、4年度13億765万円、5年度13億193万円、6年度12億8,555万円でありました。

法人町民税につきましては、世界規模で新型コロナウイルス感染症により、社会経済が停滞したことによる経済状況の悪化の影響も受けましたが、3年度以降、コロナ禍からの回復が見られ、さらには6年度は多くの事業所の好況により、7億円を超える税収となりました。

今年度の状況であります。個人町民税につきましては、賃上げによる給与所得の増加、令和6年度に実施した定額減税分の減額分が課税に転じたことによる増額要因はありますが、6年度は一時的な所得による税収が大きかったこともあり、11月末現在の調定額は8億4,483万円で、前年同時期に比べマイナス4.8%、4,347万円の減額、法人町民税につきましては、11月末現在の申告による調定額は、8億3,145万円で、前年同時期に比べプラス21.2%、1億4,563万円の増額、固定資産税につきましては、11月末現在の調定額は、13億679万円で、前年同時期に比べプラス1.0%、1,331万円の増額となっております。

次に、令和8年度の町税の収入見込みについてお答えします。

個人町民税につきましては、県情報統計課の毎月勤労統計調査によると、現金給与の総額及び雇用の動きが、やや増加傾向にあることから、給与所得の増加に伴う個人町民税の増収を期待するところであります。

法人町民税につきましては、県の景気動向調査や日銀松本支店の県内の金融経済動向などによると、「一部に弱めの動きがみられるものの、持ち直している」とされておりますが、米国の関税政策、ウクライナや中東地域の情勢、原材料費の高騰、設備投資など、不透明な要因も多く、今後の状況を注視してまいります。

固定資産税につきましては、土地の下落傾向が続いていることが、やや影響するものと見込まれます。このほか軽自動車税、町たばこ税、入湯税につきましては、大きな変動はないものと想定しております。

総務課長（竹内君） 1. 令和8年度の町の展望について、イ. 令和8年度予算編成についてのご質問のうち、地方交付税の交付見込額についてお答えいたします。

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を是正し、全ての住民に一定の行政サービスを提供できるよう財源を保証するものであり、国税として徴収された税の一部を、一定の合理的な基準によって再配分されるものであります。

地方交付税には、普通交付税と特別交付税があり、普通交付税は基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額が交付基準額として算定され、特別交付税は災害など基準財政需要額で捕捉されなかった特別の財政需要に対して交付されるものであります。

国は、地方交付税の概算要求にあたり、経済・財政新生計画や経済財政運営と改革の基本方針2025を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、「令和7年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」としており、概算要求額は19兆3,367億円で、前年度対比2%、3,792億円の増額となっております。

当町の令和8年度の地方交付税の交付見込額につきましては、例年1月に開催される地方財政対策に係る説明会において示される国における算定費目や係数等の変化を勘案するとともに、町の税収等の動向を注視し、8年度の予算編成の中で算出してまいりたいと考えております。

2番（大日向君） ただいまは、それぞれの質問にお答えいただきました。昨今の物価高騰が町で行っている様々な事業に影響が及んでくると推察されます。基金等の繰入れなどを適切に実施していただき、長期的な目線で安定した財政運営が行われることを期待しております。

また、令和8年度の重点事業といたしまして、新複合施設の建設、新リサイクルセンター建設、交通インフラの整備が継続しまして行われるようです。工期についても予定どおり進められるよう、引き続き注力いただくことをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

二つ目の質問といたしまして、安全、安心な町について。年の瀬となり、毎年様々なトラブルを聞くことが増えております。6月に同僚議員より町内における犯罪についての一般質問が行われております。今回、私からは6月の質問でお聞きしたことを少し掘り下げた質問を行いたいと思います。

それでは、イとして、町内にて発生している犯罪について、2点についてお伺いします。

1点目、過去5年で発生した犯罪の件数と内訳は。

2点目として、町として犯罪抑制に対してどのような対策を行っているか。

ロ. 火災について

1点目、過去5年で発生した火災の件数は。

2点目、野焼きの状況とその対応は。

ハ. 防犯灯について

1点目、町内に設置されている防犯灯の数は。

2点目、その防犯灯はどのように管理運用がされているのでしょうか。

3点目、防犯灯のLED化率はどのくらい町内では進んでいますか。

以上質問します。

住民環境課長（山下君） 2. 安全、安心な町について、イ、ロ、ハのご質問に順次お答えいたします。

初めに、イ. 町内にて発生している犯罪についてのご質問にお答えいたします。

最初に、過去5年で発生した犯罪の件数と内訳でございますが、当町における直近5年間の犯罪の認知件数につきましては、令和2年34件、3年110件、4年53件、5年41件、6年42件となっております。

その内訳といたしまして、殺人、強盗、放火などの凶悪犯は、令和2年2件、4年1件となっており、令和3年、5年、6年においてはゼロ件、暴行、傷害、脅迫などの粗暴犯は、令和2年3件、3年3件、4年ゼロ件、5年1件、6年3件、窃盗犯は、令和2年22件、3年96件、4年44件、5年28件、6年26件、詐欺、横領、偽造などの知能犯は、令和2年4件、3年2件、4年5件、5年6件、6年7件、賭博、わいせつなどの風俗犯は過去5年間において認知はなく、公務執行妨害や住居侵入、器物破損など、その他の犯罪は、令和2年3件、3年9件、4年3件、5年、6年ともに6件、認知しております。

また、知能犯における特殊詐欺被害につきましては、令和2年における被害はありませんでしたが、3年から5年にかけて毎年2件ずつの被害があり、6年には6件の被害が確認され、件数、金額とも増加している状況であります。

年により増減はあるものの、主なものとして、窃盗犯による犯罪件数が多く、また、特殊詐欺被害の増加とともに知能犯による犯罪件数も増加しております。

次に、犯罪抑制に対する対策について、お答えいたします。

町では、警察などの関係機関と、町防犯協会をはじめとする関係団体などとの連携強化を図り、地域ぐるみで、誰もが安心して暮らすことができる、犯罪の起こりにくい環境づくりを進めているところでございます。

毎年、各区からの防犯灯に関する要望を取りまとめ、新設や器具の交換などの対応を順次進めているほか、町防犯指導員会が行う防犯パトロールや防犯灯点検では、樹木に覆われている箇所や点灯していない箇所がないか確認し、防犯環境の維持に努めております。

また、毎年、8月、10月、12月に実施される地域安全運動の際には、警察や町防犯協会、町防犯指導員会などと協力して、防犯パトロールや啓発ポスター、立て看板の設置をするなど、防犯対策意識の高揚にも努めております。

その他、電話でお金詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺につきましては、千曲警察署や町消費者の会、更埴防犯協会連合会女性部と連携して、年金支給月に金融機関へ出向き、高齢者などの来店者に向けて、広報啓発活動を続けております。

誰もが被害に遭う可能性があるとの危機意識・当事者意識を持っていただくことが必要であ

りますので、引き続き、年金支給日に金融機関へ出向き、啓発を行うとともに、詐欺の手口や手法を知っていただくため、高齢者が集まる機会を捉えて、啓発してまいりたいと考えております。

また、電話でお金詐欺につきましては、特殊詐欺防止装置付き電話機の導入のほか、留守番電話設定、ナンバー・ディスプレイの利用、国際電話利用の休止の申込み等の対策を講じておくことが大切と考えます。

町では、高齢者に向けて、特殊詐欺防止装置取付費補助事業を実施しており、自動応答録音機能や未登録の番号からの着信に注意を促す機能などがついた電話機などを購入した際、5千円を上限に購入費の2分の1を補助しておりますので、より多くの方に、ご利用いただきたいと存じます。

これらの取組によって、犯罪を起こさせない、見逃さない環境づくりを目指し、地域の安全確保に努めており、今後につきましても、関係機関・団体との連携により、地域ぐるみで犯罪を未然に防止できるよう、取組を推進してまいります。

続きまして、ロ. 火災についてのご質問にお答えいたします。

最初に、過去5年、町内で発生した火災件数につきましては、令和2年は、建物火災5件、その他火災6件で計11件、3年は、建物火災5件、林野火災1件、その他火災10件で計16件、4年は、建物火災3件、その他火災5件で計8件、5年は、建物火災4件、林野火災2件、その他火災3件で計9件、6年は、建物火災6件、その他火災9件で計15件となっております。

次に、野焼きの状況とその対応とのご質問であります。野焼きにつきましては、農業を営むために、やむを得ず行う場合など、部分的に認められている場合がありますが、法律上、原則禁止となっております。

部分的に認められている野焼きにつきましては、農業による剪定枝や草木などで、それ以外の物の焼却は法律違反となるため、警察や消防署と連携して、適切な対応をしております。

また、認められている野焼きにおきましても、煙が住宅地に流れてくることや、焼却の範囲が大きい場合など、苦情になるケースがあります。

そのため、町では、苦情に対して、現地での確認を実施した上で、行為者に対して苦情があった旨を伝え、煙等が近隣の住宅地へ行かないよう、また、火の粉が土手などに飛んでいかないよう、細心の注意を払っていただくとともに、消火の準備をしておくなど、必要に応じて焼却方法などの指導を行っているところであります。

苦情の状況といたしましては、令和4年度15件、5年度11件、6年度9件、7年度につきましては、11月末現在で11件となっております。

最後に、ハ. 防犯灯についてのご質問にお答えいたします。

最初に、町内に設置されている防犯灯の数についてであります。令和6年度末時点における当町の防犯灯の総数は1,636基あり、内訳といたしましては、蛍光灯1,167基、白熱灯159基、水銀灯73基、LED灯237基であります。

次に、防犯灯の管理運用についてであります。日常的な電球切れや蛍光灯の交換など、軽微な維持管理については、各区において対応していただいているところであります。

一方で、防犯灯の躯体そのものの故障や、老朽化による改修など、より大きな修繕が必要となる場合においては、町で状況を確認し、緊急性の高いものから順次対応を行っているところであります。

このように、区と町が役割を分担しながら、地域の安全確保に支障が生じないよう維持管理に努めているところであります。

次に、防犯灯のLED化率につきましては、令和6年度末現在14.4%となっております。

LED化につきましては、消費電力の削減や長寿命化により維持管理の負担軽減が図られること、また、明るさの確保による防犯効果の向上が期待されることから、LED化を進め、地域の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えます。

町としましては、安全・安心なまちづくりに向け、関係機関等と連携し、犯罪防止や火災予防意識の高揚を図るため、啓発活動を実施し、犯罪や火災の起きにくい環境づくりに努めてまいりたいと考えます。

2番（大日向君） 質問にお答えいただきました。その中で、町内における犯罪の中で、特に窃盗が多く発生しているというお答えがあったのですが、どのような手口が多いのでしょうか。

それと特殊詐欺防止装置設置補助金の過去5年の交付件数の推移、それとその補助に対する申請方法はどのようなものなのでしょうか。

それと火災についてなんですけれども、各地区に設置されている消火栓について、使用の可否の確認はされているのか。それと、屋内でやっぱり火を使うことがあるんですけれども、その防火対策についてはどのようなものなのでしょうか。再質問いたします。

住民環境課長（山下君） ただいまの再質問につきまして、順次お答えいたします。

まず、窃盗犯の手口として多いものにつきましては、町内で見ますと、自転車の盗難が最も多く、次いで万引きといった状況でございます。

自転車等につきましては、決められた場所に駐輪し、二重ロックなど必ず鍵をかけるようにして盗難の未然防止に努めていただきますようお願いいたします。

その次に、特殊詐欺防止装置設置補助金の過去5年における交付件数の推移と申請方法につきましては、令和2年25件、3年28件、4年24件、5年37件、6年29件となっております。年によってばらつきはありますが、毎年平均28件程度を交付しております。

補助金の申請方法といたしましては、機器を購入し、設置後、町住民環境課に補助金交付申

請書兼実績報告書により申請していただきます。申請書提出の際に、電話機設置後の状況写真と領収書の写し、特殊詐欺防止機能を有しているかを判断するため、電話機等の取扱説明書等の写しを添付書類としてご提出いただくことになります。

次に、各地区に設置されている消火栓の使用可否の確認につきましては、毎年5月、8月、11月、3月に、消防団により各分団の担当地区における消火栓及び防火水槽の水利点検を実施しております。各分団において、受持ちの地区にある消火栓につきましては、開栓をし、水の出の有無を確認しております。その際には、水道水に赤水が発生することもありますので、同報系防災行政無線により皆様にお知らせをしているところであります。

次に、家庭における防火対策についてのご質問でございますが、まず、火災予防として住宅用火災警報器の設置及び点検を行っていただきますようお願いいたします。

平成23年から全ての住宅に火災警報器の設置が義務づけられており、その当時に設置されたお宅は、既に10年以上経過しておりますので、動作確認や電池交換など、定期的な点検を行っていただきたいと考えております。

また、冬を迎え、石油ストーブや薪ストーブなどの暖房器具を使用する頻度が高くなることから、機器の取扱説明書をよく読み、誤った使い方をせず適切な使用をしていただくことと、火器のそばには洗濯物や燃やしやすいものなどを絶対に置かないこと、万が一の場合に備えて火災警報器のほかに消火器等を準備しておくことなどを実践していただきたいと考えております。

2番（大日向君） 再質問にお答えいただきました。師走となり、まだ慌ただしい日が続きます。一瞬の気の緩みから犯罪や火災の発生が起きてしまいます。引き続き防災行政無線やメールの活用にて注意喚起等啓発を行っていただくようお願いをし、私の一般質問を終わります。

議長（中嶋君） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時36分～再開 午後 1時30分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

次に、3番 塚田 舞議員の質問を許します。

3番（塚田さん） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を始めます。

本日は、子育て支援、乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度の導入について質問いたします。

まず初めに、現在の子育てを取り巻く環境について触れたいと思います。かつては近所同士が声を掛け合い、少し見ていてあげるよ、困ったときはお互い様といった自然な支え合いが日常の中に根づいていました。地域の大人たちの見守りがあり、親も子どもも安心して暮らせる環境がありました。しかし、今社会全体で子育ての風景は大きく変わりました。核家族化が進み、共働き世帯が増加し、地域とのつながりが弱まる中で、子育てを1人で抱え込む家庭が増

えています。

特に保育所や幼稚園などに通っていない未就園児の家庭では、一日中子どもと向き合う生活の中で、自分の育児はこれでいいのだろうか、子どもの発達について誰に相談すればよいかわからない、買物以外で大人と話すことがなく気持ちが沈むといった不安や孤立感が生まれやすいとされています。

さらに、近年は在宅ワークの普及、非正規雇用の増加、育児と介護を同時に担うダブルケア家庭の増加、ひとり親世帯の増加など、家庭の状況は本当に多様化しています。従来働いているから預ける、働いていないから預けないという単純な区分では捉え切れない子育てニーズが確実に広がっています。その中で増えているのが、長時間ではなく短時間でよいので安心して預けたい、週に数回でよいから子どもに集団経験をさせたいという声です。

こうした社会の変化を受け、国もこの状況に応じ、大きな政策転換を行いました。これまでの政策は、待機児童対策とした量の拡大が中心でした。こども家庭庁が公表している保育所等関連状況取りまとめによれば、平成29年度に約2万6千人いた待機児童は、令和6年度には2,500人台まで減少しています。これは受皿整備の成果であり、一定の役割を果たしたと言えます。

しかし、人口減少が続く中、多くの自治体では保育所の定員に余裕が生まれる一方で、未就園児家庭の支援ニーズはむしろ高まり、量を増やすだけでは地域の子育て課題に対応できなくなっています。そこで、国は、令和5年にこども基本法を施行し、全ての子どもと家庭を社会全体で支えるこどもまんなか社会を掲げ、政策の軸を量から質へと大きく転換しました。

この理念を具体化するために創設されたのが、こども誰でも通園制度です。この制度は、保育所等に通っていない、ゼロ歳6か月から満3歳未満の子どもを対象に、保護者の就労の有無を問わず、月10時間を上限に、短時間利用できる仕組みです。

子どもにとっては、専門性を持つ保育者の下で安心できる環境や同年代の子どもとの関わりを持つ大切な機会になり、保護者にとっては、育児の負担感や孤立の軽減につながると期待されています。

制度は、令和7年度に制度化、令和8年度から本格実施が予定されていますが、既に全国の自治体では制度導入に向けた取組が進んでいます。例えば名古屋市では、全国に先駆け10月から本格実施が始まっており、現在、既に運用が進められています。また、他の自治体でも制度導入に向けた条例整備や未就園児支援の強化が広がりつつあります。

長野県でも動きが見られ、須坂市では受入れ事業者の公募が行われ、制度導入に向けた準備が進められています。

こうした全国・県内の動向を踏まえますと、坂城町においても制度開始となる令和8年度に向けて、どのように準備し、どのように位置づけていくのか、具体的な実施方法や整備体制な

ど、今後の子育て支援の方向性を左右する非常に重要な視点です。

坂城町でも子育て家庭に寄り添う様々な取組が進められてこられました。令和7年度からは、第3期子ども・子育て支援事業計画がスタートし、これまでの施策に加えて新たな事業も盛り込まれ、「坂城の子は坂城で育てる」というスローガンの下、切れ目のない子育て支援の充実を進めていくこととされています。

その柱の一つとして位置づけられているのが、この制度です。しかし、制度導入には受入れ施設の確保、人材確保、安全管理、システム導入、利用料・利用時間の設定、事業者と保護者への周知、研修体制、そして条例整備と、検討すべき課題は決して少なくありません。本定例会には、制度導入に必要な条例案が上程されていますが、条例が整備されても、町が具体的に検討すべき点は多く残されています。

そこで、今回、制度の理念を踏まえ、坂城町がどのような姿勢で制度導入に向けて取り組むのか、三つの視点から質問してまいります。

それでは、質問に入ります。

イ．制度の概要と町の現状について

一つ目として、坂城町として、こども誰でも通園制度の本格実施をするにあたり、制度の概要についてお聞きします。

二つ目として、子育てニーズの現状について、どのように認識されているかお聞きします。町独自のアンケート調査などから得られた傾向があれば、お聞かせください。

ロ．実施に向けた検討状況について

一つ目として、令和8年度からの本格実施に向け、坂城町としてどのような施設での実施を想定されているかお聞きします。

二つ目として、町が実施する場合、利用者負担（利用料）や利用時間の設定について、町の考えをお聞きします。また、保育士などの人材確保策についてもお聞きします。

三つ目として、令和7年度から運用が始まる、こども誰でも通園制度総合支援システムを町ではどのように導入・運用する予定か。また、町内の施設への導入支援についてお聞きします。

四つ目として、通園制度及びシステム導入にあたり、事業者や保護者への周知や操作支援体制をどのように整えていくのかお聞きします。特に、初年度導入時の混乱を防ぐための支援策についてお聞かせください。

ハ．保育の質の確保について

一つ目として、こども誰でも通園制度のこども基本法や、こどもまんなか社会の理念を踏まえ、町として保育の質をどのように確保し、高めていく考えかお聞きします。特に短時間利用であっても、子どもの発達を支える保育を実現するために、町がどのような支援や指導を行うのかお聞かせください。

二つ目として、制度に参加する町内施設に対し、質の確保を目的としたガイドラインや研修体制をどのように整備していくのか、考えをお聞きします。

三つ目として、子どもの安全確保と保育の安心のため、職員配置基準の遵守、安全計画や事故防止マニュアルの整備など、町として施設への監督・助言をどのように行うのか、お聞きします。特に、制度導入初期における安全管理の徹底や、町のチェック体制についてお聞かせください。

四つ目として、こども誰でも通園制度を含め、こども基本法やこどもまんなか社会の理念を踏まえ、坂城町として今後どのような保育の方向性かお聞きします。特に、町が重視する視点をお聞かせください。

町長（山村君） ただいま、塚田議員さんから、こども誰でも通園制度について、イ、ロ、ハとご質問をいただきました。私からは、イの制度の概要と町の現状についてお答えし、その他については子ども支援室長より答弁いたします。

初めに、こども誰でも通園制度の創設の背景といたしましては、令和5年4月に施行されましたこども基本法において、全てのこどもの権利を守ることが基本理念として定められ、保育園等の利用の有無など、子どもの置かれた環境に関わらず、全ての子どもの育ちを等しく切れ目なく保障し、子どもの成長を社会全体で支援・応援していく仕組みが必要であること、また、子育て家庭の中には、孤立した育児となるケースがあったり、不安や悩みを抱えていても自らSOSを発信できない場合もあり、そうした世帯や子どもへの支援を、より適切にきめ細かく行っていく必要性について、国において議論が重ねられてきました。

こうした背景から、保育園等を利用していない子どもを含め、全ての子どもの育ちを応援するこども誰でも通園制度が児童福祉法において規定され、令和8年4月から全国の自治体で実施するとされたところであります。

この制度は、子どもにとっては、家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会が得られることで、新しい経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり成長していくことが期待されるとともに、保護者にとっては、地域の様々な社会的資源につながる契機となり、孤立感や不安感の解消となるとともに、子どもとひとときでも離れ、自分のための時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減にもつながると考えられております。

また、制度の概要につきましては、対象となる子どもは、ゼロ歳6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない子どもで、月一定時間までの利用が可能であり、保育園や認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業所のほか、市町村の認可基準を満たした施設で実施できるものとされております。

また、実施施設は利用者から利用料を徴収することができるとされており、その実施方法として、独立した保育室や在園児と合同の保育室を利用する一般型と、空き定員を活用した余裕

活用型の二つの方法があります。

なお、利用者が実際に利用する際は、各市町村・実施施設・利用者が利用できるこども誰でも通園制度総合支援システムにより利用予約ができることとなっております。

続きまして、町の子育てニーズの状況、現状についてであります。昨年度、第3期町子ども・子育て支援事業計画を策定する際に実施したニーズ調査におきまして、母親が就労している割合が前回調査と比べて高くなっているとの結果が出ており、この調査結果を踏まえ、保育園や幼稚園などの利用のニーズは今後も高まっていくものと考えられ、実際にこども誰でも通園制度の対象年齢と重複する3歳未満児の利用については、町内保育園で増加傾向となっております。

また、同じくニーズ調査における、未就学児童を持つ保護者へのこども誰でも通園制度が創設された場合の利用希望の設問では、約4割の方が利用したいと答えております。

そうしたことから、町といたしましても、それらニーズに対する受皿を適切に確保するよう努めていく必要があると考えているところであり、本議会にこども誰でも通園制度の認可基準を定める条例案を上程させていただいたところであります。

昨今、少子化や人口減少社会の在り方について、国をはじめ、各所において盛んに議論がされているところでありますが、町といたしましても、少子化対策を重要な課題と位置づけるとともに、少子化の現状を一人一人に寄り添ったきめ細かな支援ができる好機と捉え、こども誰でも通園制度を含め、引き続き、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対しての支援に資するよう、様々な子育て支援施策を推進してまいりたいと考えているところであります。

子ども支援室長（橋本君） 私からは、1. こども誰でも通園制度についてのご質問のうち、ロ. 実施に向けた検討状況についてと、ハ. 保育の質の確保について順次お答えいたします。

まず初めに、実施に向けた検討状況についてですが、先ほど町長が申し上げましたとおり、この制度は保育園や認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業所のほか、市町村の認可基準を満たした施設で実施できるものとされております。そのうち、適切な事業を実施できる施設ということを考慮しますと、町内保育園も実施施設の候補として想定されるところであります。

次に、仮に町が実施する場合の利用料や利用時間につきましては、国において標準単価等が示されますが、令和8年度につきましては固まっていない部分があり、これからの検討事項となります。令和7年度で申し上げますと、1時間当たり300円を標準に徴収ができること、また、利用可能時間の上限は月10時間以内であることが示されております。保育士などの職員配置につきましては、対象児童数及びニーズ調査における利用希望割合などを考慮する中で、利用見込みを想定し、その利用見込みの受皿を提供でき、かつ、認可基準の職員配置基準も満

たすよう、こちらも適切に確保し、配置するものと考えているところであります。

続きまして、こども誰でも通園制度総合支援システムについてであります。令和7年度から、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図るため、各市町村・実施施設・利用者が利用できるこども誰でも通園制度総合支援システムが運用開始となっております。

このシステムは、国が運用するシステムで、利用者が予約できる予約管理の機能、実施施設が子どもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認したりできるデータ管理の機能、実施施設が市町村へ請求書を発行することができる請求書発行機能といった、三つの機能を併せ持つシステムとなります。

当町におきましても、利用者や実施施設の利便性等を考慮し、来年度からの実施と合わせ、導入することを検討しているところであります。

なお、導入することとした場合は、町内実施施設に対し、操作マニュアルの配布をはじめ、コールセンターの案内や操作方法の直接指導を行うなど、制度の円滑な実施に向けた支援を検討しているところであります。

続いて、制度及びシステム導入に伴う事業者や保護者への周知につきましては、広報や町ホームページをはじめ、さかき子育て応援アプリ「はぐはぐ」のほか、今年度末に運用開始を予定している自治体統合アプリなどにより行ってまいります。

システムの操作方法等につきましては、操作マニュアルを配布するほか、操作方法について不明な点は、子ども支援室窓口にて対応させていただくなどの方法を検討してまいります。

なお、初年度導入時等の支援策といたしましては、システムにより予約が難しい保護者に対しましては、町や実施施設が代理予約できる機能がありますので、それらを活用することを考えております。

続きまして、ハ．保育の質の確保についてのご質問にお答えいたします。

まず、保育の質を確保・向上するための町の取組についてであります。こども基本法やこどもまんなか社会の理念であります「すべての子どもの最善の利益」のため、こども誰でも通園制度を実施していくことが求められていることを踏まえ、こども誰でも通園制度における事業の内容につきましては、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準で、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。」とされております。

この内閣総理大臣が定める指針とは、保育所保育指針を指しますが、この指針は、保育の質を確保する保育の基本となる考え方や保育の狙い及び内容など保育の実施に関わる事項と、これに関連する運営に関する事項について定めたものであります。

町といたしましては、保育の質の確保及び向上のため、保育所保育指針の内容について、改

めて、実施施設に対し周知・徹底してまいりたいと考えているところであります。

続きまして、保育内容のガイドライン及び研修体制であります。こども誰でも通園制度の保育内容のガイドラインを定めたものとして、こども家庭庁がまとめた「こども誰でも通園制度の実施に関する手引き」があります。

この手引きは、実施施設や自治体が制度を適切に実施できるよう、制度の目的、利用方法、年齢ごとの関わり方、必要な計画作成など、具体的な実施内容を示したものであります。

手引きの中には、先ほど申し上げました保育の質の確保や向上につながる、保育所保育指針との関係や子どもの発達に応じた安全な環境を整え、職員が子どもの育ちを支援するための指針、職員間で認識や見通しを共有し、一人一人の子どもに応じた関わりや支援を行うための職員間の連携強化の重要性も盛り込まれております。

町といたしましては、手引きの内容が、制度に直接携わる職員だけでなく、実施施設全体の職員に浸透し、制度の適切な運営に資するよう、保育所保育指針同様、実施施設に対し手引きの内容の周知・徹底を図るほか、関連する研修会への積極的な受講を勧奨してまいりたいと考えているところであります。

次に、職員配置・安全管理・事故防止等の監督及び支援体制についてですが、こども誰でも通園制度の実施にあたっては、安全計画の策定や設備の基準、職員の配置基準が定められた乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に適合しなければならないとされており、市町村は、こども誰でも通園制度における事業を実施する施設について、基準を満たしているかどうかの指導監査、勧告、命令等を行うことになっております。

子どもを受け入れ、その育ちを支えていく上では、子どもの安全が確保されることが大前提となります。そのため、町といたしましては、当該基準の遵守について、実施施設に対し適切に働きかけてまいりたいと考えているところであります。

また、事故等の発生を防止するための取組のため、子どもの発達の特性と事故等の関わりに留意した上で、事故防止のためのマニュアルの策定や定期的な施設内外の安全点検の実施とその結果に基づく問題箇所の改善など、安全に関する認識や情報を職員間で共有し、組織的に取り組む必要性についても実施施設に対し適切に働きかけてまいりたいと考えているところであります。

特に、町といたしまして、制度導入初期におきましては、実施施設に対し設備運営基準を遵守することはもとより、実際の運営の状況を把握し、必要に応じて助言や指導を行ったり、研修の受講を案内するなど、職員の資質向上の取組を支援・指導していきたいと考えているところであります。

続きまして、こども誰でも通園制度を含め、今後の保育の方向性についてであります。かねてより、町では「坂城の子は坂城で育てる」の教育理念の下、保育の分野におきましても、

次代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、多様なニーズに応じ、乳幼児保育や要支援児保育、一時預かり保育の実施をはじめ、発達相談事業であります5歳児すくすく相談事業や発達フォロー支援事業であります6歳児すくすくランド事業の実施、教育コーディネーターや教育・心理カウンセラー、子育て支援センター相談員による保育園等巡回訪問事業、さらに第3子以降の保育料無償化や副食費無償化等の経済的支援など、一人一人に寄り添った、切れ目のない子育て支援を行ってきたところであります。

町といたしましては、先ほど町長も申し上げましたが、少子化対策を重要な課題と位置づけつつ、少子化の現状を一人一人に寄り添ったきめ細かな支援ができる好機と捉え、引き続き、こども基本法やこどもまんなか社会の理念でもあります、子どもの最善の利益を最優先に、一人一人の権利が尊重され、健やかに成長できる環境づくりに配慮した視点に基づく保育を行っていきたいと考えているところであります。

3番（塚田さん） ご答弁いただきました。こども誰でも通園制度の概要、実施に向けた検討状況、そして制度導入後の保育の質の確保について質問させていただきました。

今回の制度は、未就園児の家庭を支える新たな仕組みであり、子どもの健やかな育ちと保護者の安心につながる非常に大きな意義を持つものです。短時間であっても、専門職が関わり、安心できる環境で子どもが過ごす経験は、子どもの成長にとっても、そして保護者の心のゆとりにとっても大変価値のあるものです。

一方で、この制度は、つくれば終わり、導入すれば終わりというものではありません。制度が本来の目的を果たすためには、実施形態、人材確保、安全管理、研修体制など、事業者や保護者への周知など、町が丁寧に積み上げていくべき点が数多くあります。だからこそ、制度をどのように運用し、どのように町民にとって使いやすいものとしていくか、その具体化こそが問われています。

坂城町が掲げる「坂城の子は坂城で育てる」という理念を実現するためには、制度の導入をきっかけに、子育て環境の充実と地域全体での支え合いをどのように広げていくかが大切になります。町としての姿勢や今後の方向性を明確にし、制度を町の未来につながる確かな一歩として丁寧に進めていただくことを期待して、私の一般質問を終わります。

議長（中嶋君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日10日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

（散会 午後 1時58分）

12月10日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 13名

| | | | |
|------|--------|------|-------|
| 1番議員 | 中嶋登君 | 8番議員 | 玉川清史君 |
| 2 " | 大日向進也君 | 9 " | 山城峻一君 |
| 3 " | 塚田舞君 | 10 " | 柰津明子君 |
| 4 " | 水出康成君 | 11 " | 朝倉国勝君 |
| 5 " | 宮入健誠君 | 12 " | 滝沢幸映君 |
| 6 " | 中村忠靖君 | 13 " | 大森茂彦君 |
| 7 " | 星哲夫君 | | |

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

| | |
|----------|--------|
| 町長 | 山村弘君 |
| 副町長 | 臼井洋一君 |
| 教育長 | 塚田常昭君 |
| 総務課長 | 竹内祐一君 |
| 企画政策課長 | 長崎麻子君 |
| 会計管理者 | 竹内優子君 |
| 住民環境課長 | 山下昌律君 |
| 福祉健康課長 | 鳴海聡子君 |
| 商工農林課長 | 北村一朗君 |
| 建設課長 | 高橋卓也君 |
| 教育文化課長 | 細田美香君 |
| 収納対策推進幹事 | 北沢明君 |
| まち創生推進室長 | 小河原秀昭君 |
| D X推進室長 | 瀬下幸二君 |
| 総務課長補佐 | 宮下佑耶君 |
| 総務係長 | 宮嶋和博君 |
| 総務課長補佐 | 宮原卓君 |
| 財政係長 | 川島徳夫君 |
| 企画政策課長補佐 | 橋本直紀君 |
| 企画調整係長 | |
| 保健センター所長 | |
| 子ども支援室長 | |

4. 職務のため出席した者

| | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 大橋勉君 |
| 議会書記 | 井上敬子君 |

5. 開 議 午前10時00分

私は8月24日に上田リバーズ会議に参加し、元福岡市財政調整課長 今村 寛さんの講義とシミュレーションを通じて、自治体財政の構造と意思決定の重さを改めて実感しました。その中で特に印象に残ったのがビジョンと対話の重要性です。

10年後、20年後の子どもたちから見て、あの判断は正しかったと言われるかどうか、今私たちが向き合うべき責任は、まさにそこにあると考えています。事業の取捨選択だけではなく、何を守り、何を次の世代に引き継ぐのかという視点こそ、これからの坂城町に欠かせません。こうした視点から見ても、現在進んでいる大型事業は、いずれも町の将来に大きな影響を与えるものです。

主な大型事業の総事業費の概算を確認しますと、上田長野地域水道事業広域化が約1,200億円余、葛尾組合リサイクルセンター建設工事が約46億円余、千曲衛生センター基幹的設備改良事業が約22億円余、そして、町の新複合施設建設事業は、基本構想において建屋が18億円余、外構費は含まれておりません。国や県の補助に加え、水道事業や各種組合事業では、市町村割や人口割により負担割合が決まるため、総事業費を町が全て負担するわけではありません。また、各組合では基金の積立てによる備えも行われています。それでも、町が最終的に負担する実質的な経費や将来の維持管理コストには不確定な要素が残ります。だからこそ、財政への影響を正確に見通す姿勢がこれまで以上に重要になっています。

私は、一般質問や予算・決算審査に臨む際、坂城町の財政を預かる立場として、そして次の世代によりよい町を残すため、次の3点を常に意識しています。1点目は、町の未来を一步前に進める選択か。2点目は、次の世代に自信を持って引き継げる判断か。3点目は、本当に支えが必要とする方に届く施策かということです。こうした視点を踏まえ、今回は公共施設の更新と財政運営について伺います。

イ. 坂城町公共施設個別施設計画について

公共施設は住民生活を支える根幹であり、計画的な更新・改修は不可欠です。どの施設をどの順番で更新し、どの程度の費用が見込まれているのか、財政の見通しを立てる上でも極めて重要です。

まず、次の2点について伺います。

1点目として、計画期間の前半にあたる令和3年度から令和6年度の間実施された主な改修・整備の内容についてお示してください。

2点目として、令和12年度までの計画期間において、更新や改修が必要とされる主な公共施設にはどのようなものがあるのかを伺います。

次に、ロ. 今後を見据えた財源の確保について。

イでは、公共施設に関する使い方・投資について伺いました。ロでは、それを支える財源と運営の在り方について伺います。

県内市町村の令和6年度普通会計決算の状況を見ますと、経常収支比率は県内全体で高めの傾向にあります。市では、長野市94.3%、上田市93.4%、千曲市95.2%などの90%台が多く、県内市の平均は91.3%です。町村の平均は82.5%、市町村全体では88.7%となり、多くの自治体で財政の硬直化が進み、将来に向けた柔軟な運営が難しい状況が共通の課題となっています。

その中で、坂城町は比較的安定した財政運営を維持してきました。しかし、健全である今こそ、将来に向けた備えを着実に進めていくことが重要です。人口減少による税収減、社会保障費の増加、老朽化した施設群、そして大型事業の負担、これらが同時に重なっていく今後10年は、まさに選択と集中が問われる時期です。単なる削減ではなく、町のビジョンと次世代の視点に基づく再構築が必要です。

以上を踏まえ、次の2点を伺います。

1点目として、財政指標である経常収支比率や財政力指数の現状について伺います。あわせて、財政健全化法に基づく健全化判断比率の現状についてお示してください。

2点目として、人口減少や物価高騰などの環境変化に加え、複合施設をはじめとした大型事業の財政負担を踏まえて、限られた財源の中でどのような備えを行い、事業の優先順位や見直しをしていくのでしょうか。

以上、イ、ロについてご見解を伺います。

町長（山村君） ただいま、祢津議員さんから、1番目の質問としまして、公共施設更新と財政運営について、また、イとして坂城町公共施設個別施設計画について、ロとして今後を見据えた財源の確保についてのご質問をいただきました。極めて重要なテーマでありますし、内容が多岐にわたりますので、若干お時間をいただきまして詳しく順次お答えしたいと思います。

初めに、イの公共施設個別施設計画についてであります。全国的に公共建築物やインフラ施設等の老朽化が進み、更新時期を迎える施設が多くなりつつあることから、国の公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針を受け、町では、公共施設の更新・改修・除却等を計画的に進めることで、財政負担の軽減や平準化を図ることを目的として、坂城町公共施設等総合管理計画を平成28年度に策定し、さらに将来のまちづくりを見据え、公共施設の最適な在り方と施設整備の方向性を示すため、坂城町公共施設ランドデザインを令和元年度に策定いたしました。

また、これら二つの計画に基づき策定している坂城町公共施設個別施設計画は、個別施設の劣化状況や施設特性などを勘案し、施設の計画的な整備や維持管理、または除却などを計画的に進めることで財政負担を平準化し、持続可能なまちづくりにつなげることを目的としているものであります。

この計画では、町内67か所の公共施設について、文化系施設、産業系施設など九つの区分

ごとに整備の方向性等を示し、社会動向や利用者ニーズの変化に対応した適切な施設整備と、効率的・効果的な公共サービスの提供を目指しております。

そのため、外部有識者による現地調査により公共施設の現状把握を行い、施設の健全度として劣化状況を数値化し、比較可能な形で整理いたしました。

あわせて各施設の建築年度、経過年数、構造、階層、延べ床面積、耐震基準等を整理し、施設のハード面としての劣化状況と、ソフト面としての機能、役割の双方を踏まえた総合的な施設評価を行っております。

その上で、対象となる67施設について、更新・改修・除却・保全・譲渡といった整備手法を定め、それぞれに応じた対策内容・実施時期・対策費用の検討を行っているところであります。

ご質問の、令和3年度から6年度までの公共施設の主な改修・整備の内容といたしましては、まず、設備などの更新について申し上げますと、冷暖房機器や空調設備の更新については、令和3年度に鉄の展示館、びんぐしの里農産物加工センター、坂城保育園で実施し、4年度には、子育て支援センター及び勤労者総合福祉センター、5年度には、坂城保育園及び南条保育園、また6年度には、中心市街地コミュニティセンターにおいてそれぞれ実施しております。

施設の耐震補強・大規模改修につきましては、令和4年度に町体育館、5年度から6年度にかけて文化センターの工事を実施しております。

また、びんぐし湯さん館におきましては、令和3年度に源泉ポンプの更新、4年度には開館20周年に合わせたリニューアル工事、5年度には源泉送水ポンプの更新とろ過循環装置のオーバーホール、6年度には中継ポンプ更新と太陽光パネルの新設などを順次実施してまいりました。

公共施設の除却につきましては、令和4年度に網掛園芸施設の解体撤去工事及び中川原教員住宅の除却を行い、5年度には村上の教員住宅を除却いたしました。

このように、建設当初の目的を果たした施設や、老朽化や耐震性等に課題のある施設につきまして、公共施設個別施設計画等に基づき、順次更新・改修・除却を実施してきたところであります。

次に、令和12年度までに予定している公共施設の整備についてであります。主なものを申し上げますと、来年度から保健センターと老人福祉センターを統合し、子育て支援センターと図書館の一部機能を集約した新複合施設の建設を予定しております。

また、令和9年度から12年度までの間において、武道館及び隣保館につきましては耐震工事を予定しているほか、10年度から11年度にかけて村上児童館の長寿命化工事を、11年度にはふれあいセンターのボイラー更新を予定しております。

公共施設の除却につきましては、新複合施設の建設に伴い、令和9年度に老人福祉センター

を、10年度には保健センターの除却を計画しております。この他にも10年度に大型共同作業所、11年度に旧南条児童館及び金井の教員住宅の除却を計画しております。

公共施設の更新・改修・除却にあたりましては、引き続き、町の財政状況や施設利用の優先度などを総合的に判断しつつ進捗管理を行い、必要に応じて計画の見直しなどを行いながら、持続可能な公共施設マネジメントの推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、ロの今後を見据えた財源の確保についてお答えいたします。

まず、財政指標である経常収支比率の現状であります。地方公共団体の財政の弾力性を示す経常収支比率とは、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源が、地方税、普通交付税などの経常的に収入される一般財源に占める割合を示す指標であり、この比率が高いほど財政構造が硬直化していることを示すものであります。

当町の令和6年度決算における経常収支比率は79.9%、5年度は82.2%であり、前年度から2.3ポイント改善している状況であります。

また、先ほどお話がありました。県内市町村平均の88.7%、町村平均の82.3%、また、さっき近隣の市では90%以上というお話がありましたけれども、これを大きく下回っておりまして、当町の財政状況は比較的弾力性が高く、昨今の物価高騰や人件費引上げ、社会保障費の増加等の社会情勢の変化にも柔軟に対応できる状態であると考えております。

続いて、財政力指数についてであります。財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指標であり、基準財政収入額を基準財政需要額で除した過去3年間の平均値で算出されます。数値が高いほど財源に余裕があることを意味しており、1.0を上回ると普通交付税の不交付団体ということになります。

当町の令和6年度決算における財政力指数は0.63、5年度は0.62であり、前年度から0.01ポイント上昇しております。県内市町村の平均が0.38、町村平均が0.32であり、県内77市町村中6番目、町村の中では軽井沢に次ぐ2番目となっております。

続いて、財政健全化法に基づく健全化判断比率の現状についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成21年4月に全面施行され、この法律に基づき、財政の健全化を客観的に表す指標について、監査委員の審査及び議会への報告と公表が義務づけられております。

指標については、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの財政指標が健全化判断比率として定められており、これに下水道事業の公営企業会計に係る資金不足比率を加えた五つの指標について公表しております。

令和6年度決算に基づく監査委員の審査については、算定資料に基づき8月に実施され、9月議会において令和6年度決算財政健全化判断比率に関する意見書のとおり、監査委員から全ての指標について、国が示す早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、健全な財

政状況にあることが報告されております。

また、これらの健全化判断比率は、広報10月号において令和6年度の決算状況と併せて公表しているところであります。

次に、限られた財源の中での事業の優先順位や見直しについてのご質問ですが、総務省が毎年公表している地方財政の状況（令和7年版地方財政白書）では、最近の地方財政をめぐる諸課題への対応について、人口減少や担い手不足による日常生活の持続可能性の低下などの様々な課題解決のため、地方創生、物価高対策、防災・減災、国土強靱化、公共施設等の適正管理、自治体DX・地域社会DXの推進等が挙げられております。

このうち、公共施設の適正管理の推進については、町では第6次長期総合計画において、持続的な行財政の実現に向け、公共施設等の適正な管理を推進するとともに、施設機能の複合化や既存施設の有効活用によりコスト削減を図り、持続的な行政サービスの確保に努めていることとしております。

先ほど申し上げました、今後予定されている公共施設の更新・改修に加え、道路や橋梁等、インフラ整備に係る投資的経費は多額の予算を要することから、限られた財源の中で計画的に実施する必要があります。そのためには、一般財源のみならず、補助金等の特定財源の確保が重要となってまいります。

財源の確保策として、国・県の補助事業や交付税措置のある有利な起債の活用にも努めるとともに、町税等が上振れした際には、保健福祉等複合施設整備基金などの特定目的基金への積立てを行ってまいりました。一方で歳出については、全ての事務事業について点検・精査を行い、徹底した経費の節減を図っております。

事業の優先度につきましては、第6次長期総合計画に基づく基本施策を具体的に実施するため、3か年を範囲とする事業計画や所要事業費を取りまとめた実施計画を毎年度策定し、この実施計画を指針として事業を進めております。

町では、限られた財源の中で、人口減少等による社会変容や価値観の変化といった時代のニーズを踏まえた行政需要に的確に対応しつつ、効率的な事業の実施による経費削減や既存事業の見直しを進める中で、健全化判断比率等の財政指標を注視しながら、今後も引き続き健全な財政運営に努め、well beingの実現に向けて取り組んでまいります。

10番（柵津さん） ご答弁いただきました。議会は、町の財政運営に関する重要な決定権を持つ機関です。将来に責任を持つ視点でチェックし続けることが、議会に課せられた最も重要な役割です。10年後、20年後の子どもたちに、なぜこんなものを造ったのかと問われることのないよう、将来に誇れる判断を積み重ねていく。それが議員として最も大切な使命であり、私自身、その責任を強く自覚して臨んでいきます。

次に、2. 生涯を通じた口腔健康づくりについて。

11月15日に開催された「女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかき2025」において、元NHK「ためしてガッテン」の演出担当デスクであった北折 一さんの講演を拝聴しました。講演では、ユーモアを交えながらも口腔の健康が全身の健康に直結するという、非常に示唆に富む内容で紹介されていました。

例えば、北折さんが提示した数字では、2020年の新型コロナによる死者が9,110人だった一方、口腔内の細菌が原因となる誤嚥性肺炎では、同年4万354人に上ります。さらに、歯が10本未満の人は要介護となるリスクが15.6倍、20本未満の人は転倒リスクが2.5倍に高まるなど、口腔ケアの重要性を示す根拠が数多く挙げられました。

「転ばぬ先の杖は歯医者さんである」という印象的な言葉があり、会場からは笑いと共に共感が何度も起きる、学びの多い講演でありました。

こうした話を伺い、私が強く危惧したのは、坂城町では健康増進事業として歯周疾患検診を実施しているにもかかわらず、一般的な健診と比べて受診率が伸び悩んでいる現状です。町民の健康寿命を延ばし、介護予防を進めるためにも、口腔の健康は極めて重要であり、受診率向上は、町として取り組むべき大きな課題であると考えています。

そこで、イ. 町民の歯周疾患検診受診率の推移と今後の取り組みについて。

口腔の健康は、全身の健康と密接に関連しており、歯周疾患検診の重要性を改めて整理する上で以下の4点について伺います。

1点目として、過去5年間の町民の歯周疾患検診受診率の推移と年代別の特徴について伺います。

2点目として、歯周疾患の早期発見・早期治療による効果や検診による健康面・生活面のメリットをどのように捉えているのか伺います。

3点目として、歯や口腔の健康状態が原因で発症・悪化する主な疾患や体調不良にはどのようなものがあるのか伺います。

4点目として、受診率を向上させるために、町としてどのような取組が必要と考えているのか伺います。

以上、イについてご見解を伺います。

保健センター所長（川島君） 生涯を通じた口腔健康づくりについて、イ. 町民の歯周疾患検診受診率の推移と今後の取り組みについてのご質問に順次お答えいたします。

歯周疾患、いわゆる歯周病は、口の中にいる細菌により、歯を支える骨や歯茎などの歯周組織が壊されていき、進行すると歯を失う大きな原因となる病気であり、成人期の有病者率が高いことや、全身疾患、生活習慣との関係が指摘されていることから、歯周病対策をより一層推進していくことが重要であります。

このため、生涯を通じて、歯・口腔の健康を保つために、歯周疾患検診を通じて、歯・口腔

の検査や歯科保健指導等を行い、日常的に受診者自らが歯周病の予防に努めることが求められております。

町では、歯周疾患検診について40歳以上の節目年齢を対象としておりましたが、昨年度から対象者を拡大し、20歳から70歳までの10歳ごとの節目年齢になる方に対して検診の自己負担額を一部助成するとともに、妊婦の方を対象に検診の自己負担額を無料として検診を実施しております。

ご質問の過去5年間の歯周疾患検診受診率の推移と年代別の特徴についてお答えいたします。

まず、節目年齢になられる方の検診受診率の推移につきましては、令和2年度は14.1%、3年度15.9%、4年度13.7%、5年度14.8%、6年度11.5%とほぼ横ばいの状況であります。

受診率の年代別の特徴としましては、70歳の方の受診率が20%程度と一番高く、次に高いのが60歳の方で15%程度、50歳以下の方は11%以下となっており、高齢の方ほど受診率が高く、また、女性の受診率が男性の2倍程度高い状況であります。

また、妊婦の検診受診率につきましては、2年度は33.3%、3年度35.1%、4年度27.9%、5年度35.6%、6年度32.7%となっております。

続きまして、歯周疾患の早期発見・早期治療による効果や検診による健康面・生活面のメリットについてのご質問にお答えいたします。

口腔内の細菌は、歯磨きが不十分であったり、甘い飲物や食べ物の摂取が多いと、粘りのある物質を作り出し、歯垢となって歯周ポケットと呼ばれる歯と歯茎の溝に潜むことや、歯を支える組織を破壊して炎症を繰り返し、この細菌が歯周ポケットから全身に入り込み炎症を起こすことによって、様々な病気を引き起こしたり、悪化させる原因となることが指摘されております。

歯周疾患検診による歯周病の早期発見・早期治療は、歯周病の進行を防ぐだけでなく、細菌が全身に入り込むことによる全身の様々な病気のリスクを下げることにつながり、また、かむ機能を保つことにより日常生活に欠かせない食事を取ることへの不安が減ることにもつながるものと考えております。

次に、歯や口腔の健康状態が原因で発症・悪化する主な疾患や体調不良についてですが、歯周病は歯や歯茎の炎症だけでなく、疲労感や肩凝り、頭痛といった慢性的な体調不良や、口腔内の悪化・痛みによるストレスが自律神経に影響し、睡眠の質の低下を引き起こしたり、歯を失うことでかむ機能が低下し、食事が減り栄養不足にもなりやすくなります。

さらに、歯周病による全身に関係する疾患としては、細菌が血管に入り込み炎症を起こすことにより、血管を狭くしたり塞いでしまうため、狭心症や心筋梗塞、脳梗塞を発症することや、血糖値を下げるインスリンの働きを悪くするため、糖尿病を悪化させることも確認されてきて

おります。

また、妊娠中はエストロゲンという女性ホルモンが増加し、歯周病に関係する細菌の増殖を引き起こすため、早産や低体重児出産にも関係していると言われております。

この他にも、口腔機能の衰えてくる高齢者は、誤嚥性肺炎の発症を起こしやすくなることや、口腔内の細菌には関節炎や糸球体腎炎といった病気の原因となるものも多く存在することがわかってきております。

次に、受診率を向上させるための取組につきましては、歯周疾患検診の周知について、対象となる方全員に受診を案内する通知を個別に送付し、あわせて「広報さかき」への掲載や防災行政無線等により広く周知を図っているところであります。

国民のおよそ2人に1人が歯周病に罹患していると言われており、町の歯周疾患検診結果から、受診者の5人のうち3人に歯周病の状態が確認されておりますが、受診の必要性を感じないといった理由から検診を受診しない方も多いとされております。

町では、歯周病は誰もがなり得る身近な病気であることや、全身の様々な病気に関係していることから、予防する必要性を感じていただくことが重要であると考えており、乳幼児健診や各種の健康教室・講座など様々な場面において、理解しやすい資料を作成して、周知・啓発を図ってまいります。

歯・口腔の健康を保つためには、町が実施する歯周疾患検診に限らず、定期的に歯科医療機関において検査を受けていただくことが重要であり、町民の皆さんが生涯を通じて自分の歯を守れるよう、引き続き歯周病予防対策を推進してまいりたいと考えております。

10番（柘津さん） ご答弁いただきました。先日、テレビで熊本県の小児科の先生がお話されていましたが、医師の間では風邪予防の新定番として、1日4回の歯磨きを習慣にするということが広がりつつあり、実際に風邪の発症率が10分の1まで減ったという報告があるそうです。このことからわかるように、口腔の健康は歯だけの問題ではなく、全身の健康や生活の質、さらにはインフルエンザなど感染症の予防にも深く関わっています。町民の健康寿命を延ばし、介護予防を進めていくためにも、歯周疾患検診の受診率向上と、日頃の口腔管理の重要性を広く伝えていくことが欠かせないと改めて感じています。

次に、3. 町民とつながるデジタル発信について。

本町の情報発信は、広報誌・ホームページ・防災無線を中心に行われていますが、町民の皆さんが外出中でも必要な情報を受け取れる仕組みが求められています。スマートフォンの普及が進む中で、自治体の情報発信の在り方は大きく変わりつつあり、住民が日常的に利用する媒体へ確実に届ける体制づくりが不可欠です。

近隣市町村や長野県では、公式LINEや専用アプリを活用した情報発信の整備が進んでいます。災害時の即時通知、ごみ出しや子育て情報、申請案内などの一元化によって、住民サー

ビスの向上や行政の業務効率化に大きな効果を上げているとお聞きします。本町としても、町民への確実な情報提供を行い、行政の負担軽減にもつながるため、こうした仕組みの活用を積極的に検討すべきと考えています。

デジタルツールの導入には、次の利点があります。第1に、必要な情報を確実に、そして災害時には即時に届けられること。第2に、生活情報や町の手続が一つにまとまり、町民の利便性が大きく向上すること。第3に、問合せや紙の削減につながり、行政の業務負担が軽くなることの3点です。

さらに、本県には既に多様なアプリが用意されています。犯罪・不審者情報や事故情報をリアルタイムに届け、防犯に役立つ機能を通じて県民の防犯意識を高め、安全で安心な長野県づくりを目指す長野県警察公式防犯アプリ「ライポリス」、災害に備え、防災を学び、適時適切な避難行動を支援するための県公式の「信州防災アプリ」、県内のバス・鉄道等の交通案内や観光情報をまるごと提供する県公式の「信州ナビ」、全国1,022自治体が導入中である各自治体の広報誌やニュースが閲覧できるアプリ「マチイロ」など、有益なアプリは多数ありますが、必ずしも浸透しているとは言えません。町民が必要な情報にスムーズにたどり着ける仕組みを整備することが、今後の行政に大きな役割になると考えます。

そこで、イ．町の情報発信の現状と今後について。

近年、生活に関わる情報量は増え続けています。町民の皆さんが必要な情報を確実に、そして速やかにアクセスできる環境を整えることは、行政の大きな役割の一つです。こうした視点から、本町の情報発信の現状と今後について、以下の2点について伺います。

1点目として、現在町が行っている情報発信手段の現状をどのように評価しているのか伺います。あわせて、町として課題と感じている点についてお示してください。

2点目として、これらの課題を踏まえ、既存の手段に加えた新たなデジタルツールの導入を検討しているのか伺います。

以上、イについてご見解を伺います。

企画政策課長（長崎さん） 町民とつながるデジタル発信について、イ．町の情報発信の現状と今後についてのご質問に順次お答えいたします。

現代社会におきまして、各種の情報は必要不可欠なものとなっており、行政から地域住民の皆様への情報提供も、その重要性がますます増加しております。

このような状況を踏まえまして、町からの情報発信の手段やあり方について、日々検討を行い、可能な限り町民の皆様が必要とされる情報を、わかりやすく様々な手段を用いてお伝えするよう努めているところでございます。

初めに、現状の情報発信手段の評価、課題のご質問ではありますが、町の最上位計画である第6次長期総合計画におきましては、「つながる あんしん 坂城町」をキーワードに、誰もが

必要な情報を確実に受け取れるコミュニケーションを行う社会の実現に向けて、様々な媒体が連携し、確実な情報伝達を図るため、トータルメディアコミュニケーションの取組を進めていくこととし、これまでその推進を図ってきたところであります。

この方針に基づき、当町では、「広報さかき」を筆頭に、町ホームページ、登録制のメール配信「すぐメール」のほか、防災行政無線による戸別受信機、SNSのX、また、防災Webなど多種・多様な媒体を活用した情報発信を行っております。

特に同報系防災行政無線につきましては、平成30年の運用開始から8年目を迎え、平時は定時のお知らせ、緊急時は即時放送により、町からの緊急放送に加え、国の省庁から配信された国民保護情報及び緊急地震速報・地震情報・気象情報などを屋外拡声子局設備及び戸別受信機のほか、防災WebやSNSのXと連携して、緊急同時通報が可能となっており、その即時性と多重化された仕組みは、町民の皆様の生命・財産を守る上で非常に重要な位置づけとなっております。

また、活用方法についても、それぞれ使い道をすみ分けた対応としており、「広報さかき」では発行する月ごとのお知らせや情報を、町ホームページはごみの分別方法から各種制度や計画など、多岐にわたる情報を膨大な情報の中から利用者側がいつでも検索、閲覧できる利点のほか、紙媒体では難しい即時性や広域性を活かし、「広報さかき」に掲載された詳細情報をホームページでご覧いただくなど、その特性を活かしております。

また、現在進めております町ホームページのリニューアルにつきましては、多言語化や検索メニューの充実、音声検索への対応、視覚に障がいがある方向けには読み上げ機能など、必要とする情報に素早くアクセスでき、見やすくわかりやすいホームページを構築する予定でございます。

そうした中で、情報発信手段の課題といたしまして、情報取得に対する格差をできる限り少なくするとともに、全ての町民の皆様が情報を取得できる環境づくりにあると考えております。

現在、「広報さかき」は、自治区のご協力をいただく中で、町民の皆様にご覧いただけるよう配布しており、同報系防災行政無線に関しましては、全ての世帯を対象に戸別受信機の無償貸与を実施しているほか、聴覚に障がいのある方には文字情報で内容がわかる戸別受信機も配布し、町民の皆様が受動的に情報を取得できるよう対応しております。

これに対し、ホームページやXは、町民の皆様や、その情報を必要とする方がスマートフォンやパソコンを用いて能動的に情報取得をするもので、町としては、それぞれの媒体が持つ特徴やメリットを活かしつつ、行政情報や生活情報などを複数の手段で町民の皆様伝える、情報伝達手段の多重化を図っているところであります。

しかしながら、現状では外国籍の町民の方々への対応として、全ての媒体が多言語化に対応しているわけではないことや、一方的な情報伝達だけでなく、利用者側からのプッシュ型の情

報伝達など、双方向性などの課題もあり、今後も改善の余地があるものと考えております。

次に、新たなデジタルツールの導入の考えについてのご質問であります。ただいま申し上げましたように、町ホームページのリニューアルなど、現在提供する既存の情報伝達手段の機能性を定期的に検証する中で、さらにブラッシュアップし、より町民の皆様に必要な情報が伝わりやすく、情報取得に対する格差をなくしていく取組を引き続き行っていく必要があるものと考えているところでございます。

その一方で、現代社会におきましては、若者から高齢者に至るまで日常生活の中でスマートフォンやタブレット端末を使って、タッチパネルによる直感的な操作方法が可能であることから、様々な情報やソーシャルメディア、配信コンテンツに触れる機会が圧倒的に多くなってきており、今や国民の多くが所有しているスマートフォンやタブレット端末での利用に特化した形の情報提供ツールの活用も今後必要になるものと考えているところでございます。

こうした背景を受けて、町では、町民の皆様は町からの情報を一元的にお届けし、様々な町のサービスやアプリの入り口を集約した一つのフロントアプリとなる「自治体統合アプリ」の導入を計画しており、来年3月の運用開始を目指しているところであります。

導入するシステムの検討にあたりましては、ご質問にもございました公式LINEを含め、各社のシステムを比較し、機能やデザイン、拡張性等を検討する中で、今回導入するシステムを決定したところでございます。

お使いいただく町民の皆様が愛着を持ちながら長年にわたり継続的にご利用いただけるようなアプリとして、デザインも含めて構築してまいりたいと考えております。

このアプリの主な機能といたしましては、冒頭申し上げました町や公共機関が提供する様々なサービスやアプリの入り口を集約し、このアプリ内から手軽にアクセスしていただけるほか、町からの防災情報や様々なお知らせを、アプリを通じて一元的に受け取ることができるものでございます。

さらには、ご利用者の年代や興味・関心事のカテゴリーをご登録いただいた場合には、その属性情報にひもついた情報を優先的に受け取ることができるため、個人にとって必要としている情報がその他の多くの情報に埋もれてしまうことを防ぎ、ターゲットとするユーザーにピンポイントで情報が伝えられることを期待しているところでございます。

また、カレンダー機能では、お住まいの地区ごとのごみの収集日や町のイベントなど公的なスケジュールが確認できるほか、ご自身やご家族といったプライベートなスケジュールも併せて管理することができるなど、一つのアプリに様々な機能を集約しており、お使いいただく方のライフステージに応じて必要な機能を選択していただける形としているところでございます。

このように、今回構築いたしますアプリにつきましては、多彩な機能を有しており、このアプリを通じて、人と様々なサービスや情報がつながることを目指し、「さかきコネクト」と命

名したところでございます。

アプリは、どなたでも無料でお使いいただくことができますので、運用を開始した際には、ぜひご活用いただきたいと考えております。

住民の生命・財産を守り、全ての住民が公平に利益を享受するためには、行政からの情報の伝え方が大変重要であると考えております。

町といたしましては、日々情報が進歩する中では、新たな手段も取り入れながら、そのときそのときの最善の方法を常に考え、より効果的な伝達手段を模索してまいりたいと考えているところでございます。

10番（柵津さん） ご答弁いただきました。1点、再質問というか確認をお願いします。

先ほど、新たなデジタルツールを導入するということでしたが、先ほど私が言った県公式アプリなど既存のデジタルツールとの連携について、どのように考えているのでしょうか。

企画政策課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。

国や県、さらには各種公的機関が提供しております公式アプリやサービスは、町民の皆様にとって有用な情報源である一方で、操作がわかりにくかったり、十分に周知されていなかったりするなど、必ずしも利用が広がっていない状況があるものと考えております。

こうした国や県のアプリにつきましては、町といたしましても、町ホームページや広報誌を通じて随時ご紹介し、利用促進に努めてきているところでございます。

現在構築を進めております自治体統合アプリにおきましても、技術的にはこれら外部サービスとの連携が可能ではございますが、一方で、過度に多くの情報を取り込むことで使い勝手が損なわれてしまう懸念もございます。このため、連携させる情報の内容や範囲につきましては、利便性の確保という観点などを含めて検討してまいりたいと考えております。

10番（柵津さん） ご答弁いただきました。新たなデジタルツールの導入には大きな期待を寄せています。これにより、町民の皆さんは必要な情報を瞬時に受け取ることができ、生活の利便性が格段に向上します。今後、デジタル化やシステムの一元化がさらに進むことで、町民サービスの向上とともに、職員の働き方も改善されることを期待しています。

まとめますと、今回の一般質問を通して強く感じたのは、未来の財政を守るのは、今を生きる私たちの選択と行動であるということです。人口減少や施設の更新、医療費の増加など、これから直面する課題は決して少なくありません。

現時点で財政が危機にあるわけではありませんが、将来への責任を果たすためには、行政・議会・地域が同じ目線で状況を共有し、計画的に備えを進めていくことが欠かせません。

その中でも、将来の安定した財政基盤をつくる上で鍵となるのが、税収の確保です。いわゆる稼ぐまちづくりは、選択肢ではなく、地域が生き残るための戦略です。

ふるさと納税や企業版ふるさと納税は、地域の魅力や自治体の姿勢が問われる取組であり、

磨き上げて、発信することで、自主財源を安定的に積み上げることができます。

一方で、医療費をどう抑えていくかという視点も欠かせません。予防は最大の投資と言われています。

熊本市では、大腸がんについて早期発見なら90%以上が治ると示し、令和7年度には55歳から59歳の先着1千名を対象に、無料で全大腸内視鏡検査を実施しました。一時的には費用がかかりますが、将来の医療費を減らすために今の段階で予防に踏み込むという判断です。自治体がこうした投資の必要性を受け止め、思い切って行動すれば、健康づくりは財政負担を軽くできる。その象徴的な事例だと考えます。

また、基金の積み増しも将来を守る大きな柱です。基金は単なる貯金ではなく、町の将来を支える盾であり、必要なときに戦略的に使うための力です。計画的な積立てと明確なルールが長期的な財政運営の安定につながります。

さらに、地域の安心を守る取組として、デジタルの活用が有効です。最近熊被害が全国的に深刻化し、安全の確保は喫緊の課題です。先ほど紹介したライポリスには、熊よけの鈴の音、防犯ブザー機能、危険エリア通知など、住民の安心を支える機能が備わっています。

こうしたデジタル活用は、大きな投資を必要とせず、効果的に地域の安全を高められる取組であり、これからの自治体運営に欠かせない視点です。

行政だけでは何も変わりません。議会も地域も当事者として同じテーブルにつき、対話し、考え、行動する。その積み重ねが坂城町の未来を確実に前へ進める力になります。未来の子どもたちに、この町でよかったと思ってもらえるために、今こそ私たちが覚悟を持ち、力を合わせて前に進むときだと考えています。その決意をもって質問を終わります。

議長（中嶋君） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時57分～再開 午前11時07分)

議長（中嶋君） 再開いたします。

次に、8番 玉川清史議員の質問を許します。

8番（玉川君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をします。

水田の維持管理と今後の対応について、隣保館について、町内の遺跡の出土品について、必要な支援を必要な人への4項目について質問をします。

最初の質問です。

1. 水田の維持管理と今後の対応について

イ. 水田の維持管理の現状は、ロ. 今後の対応についての二つを伺います。

イ. 水田の維持管理の現状はについて、1として一つ伺います。

1、耕作者の高齢化と後継者の確保が難しいことで、あぜの管理や耕作されていない水田が

見受けられる現状をどう捉えているか。

米の価格が高値で推移しています。米だけが値上がりするわけではなく、加工品も影響を受けていますので、消費者は大変な思いをしています。

さらに、首相交代で政府の米政策が増産から減産へと変わっていくなど、生産者にとっても先の見えない状況が続いています。このような状況では、後継者もできず、水田所有者もご自身の体が続くまではとお話をされていますけれども、それにも限界はあります。

もう既に、歯が抜けるように管理のできていない水田が目立っており、管理がされている隣り合う水田にも、さらには人間関係にも悪い影響が出ているともお聞きします。このような現状を、町はどのように捉えているのでしょうか。

二つ目の質問です。

ロ．今後の対応について、1、2の二つ伺います。

1、解決策として集落営農組織による対応が考えられるが、どう考えるかとして伺います。

耕作者の皆さんに現状についてお聞きする中で、個人での維持管理には限界がある。集落営農のように何人かが協力し合うことが必要だとのことをご意見を伺いました。集落営農については、全国を見ても既に多くの事例があり、営農と農地の維持管理の問題を解決しているようです。

ただ、よい点ばかりではないとも報告はあります。町は、集落営農についてはどのように考えますか。

二つ目として、2、水田を大区画化することについての考えはとして伺います。

集落営農の実例の中で、小さな飛び地のような水田よりも効率よく作業できる大区画化の水田に集積しているものがあります。町内でも多くの水田の委託管理を受けて耕作する皆さんの立場から考えると、所有者さんが協力して、水田をまとめる大区画化も維持していくための方法の一つとも思います。このことについて、町の考えはどうでしょうか。

以上、1．水田の維持管理と今後の対応について、答弁ください。

町長（山村君） ただいま、玉川議員さんから1番目の質問としまして、水田の維持管理と今後の対応について、イ、ロのご質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

まず、初めのイですが、水田の維持管理の現状についてのご質問であります。現在町内には耕作されなくなってしまった水田や、畦畔、これはあぜですね。の草刈りなど、適正な維持管理がされていない水田が見受けられるところでもあります。

その背景には、農業従事者の高齢化と後継者不足などにより、農業人口が減少していることに加え、米作りには、田植機やコンバインなど高価な農機具が必要であり、維持や更新をするための費用が負担となり、耕作を断念した水田も一定程度あるものと認識しているところでもあります。

また、第三者に営農を委託しようとした場合でも、いわゆる担い手と呼ばれる中核的農家が

不足しており、担い手側も全てを引き受けるだけの余力がないという現状もあり、今後、適正な維持管理がされない農地や耕作放棄地の拡大が懸念されているところであります。

続いて、ロの今後の対応についてのご質問ですが、集落営農組織とは、一つの集落の中に存在する農地を集落全体で守ることを目的として、農業生産の一部または全部を共同で行う組織であります。

この集落営農組織は、共同で農業生産を行うため、農機具の共同利用によるコスト削減が図られる点や、構成員それぞれの体力や知識・経験に見合った作業の分業化を行うことによって、負担軽減や作業の効率化が見込まれ、耕作放棄地の解消にもつながるものと考えるところであります。

しかしながら、集落営農組織を立ち上げるためには、事前に集落全体での十分な話し合いによって合意形成を進めていくことや、各構成員の位置づけ、役割、組織の将来展望等を明確にすることが重要となってまいります。

また、組織の設立後も運営にあたっては、特定の方に負担が偏らないように配慮しなければならないことや、組織の新陳代謝を意識して新たな構成員を確保していくことが必要になるなど、携わる方全員が共通の認識の下、取り組んでいく必要があります。

そうした要件を踏まえる中で、地域において集落営農組織による農業経営の機運が高まった際には、他市町村における先進事例の紹介や、集落営農組織設立に伴う諸手続に係る支援等について積極的に行ってまいりたいと考えております。

また、続きまして、水田の大区画化についてお答えします。

農業の生産性を高める手法の一つとして、隣り合う小規模な農地を複数集めて、一つの大きな農地に大区画化することにより、農作業の連続性が高められ、生産コストや手間の削減が図られる農地の大区画化が挙げられます。

しかしながら、水田の大区画化を行う場合には、既存の境界の役割を果たすあぜを取り払う必要があるため、地権者の合意が大変重要となりますので、まずは、農地所有者の皆さんが事業への理解を深めていくことが大事であると考えております。

今後、各地域において、大区画化に向けて町への相談がありましたら、手続など必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

また、現在、国では、令和9年度からの新たな水田政策について、検討が進められております。町におきましても、こうした状況を注視する中で、今後の坂城町における水田や米に対する施策について検討してまいりたいと考えております。

8番（玉川君） ご答弁いただきました。米は、米騒動となるほど、私たちの食に欠かせないものであることは言うまでもありません。水田を維持していくために、関係者が知恵を絞り協力していくことが、今後さらに緊急性を持ってきます。町にも最新情報の提供、手続など、町内

の水田の維持のために力を尽くしてほしいとお願いいたします。

次の質問に入ります。

2. 隣保館について伺います。

イ. 利用状況と今後の改築予定はとして、1. 直近3年間の利用状況は。2. 耐震改修の予定は。3. エレベーター設置の考えはの三つ伺います。

1. 直近3年間の利用状況は。

町内全域から多くの利用者がある施設です。1階と2階の利用状況はどうでしょうか。

2. 耐震改修の予定は。

1977年建築の2階建てということで、町施設とすればかなり古い施設です。

3. エレベーター設置の考えは。

利用者の高齢化やバリアフリー化のため、耐震補強工事に合わせて設置の考えはありますでしょうか。

以上、2. 隣保館について、ご答弁をいただきたいと思います。

企画政策課長（長崎さん） 2. 隣保館について、イ. 利用状況と今後の改築予定のご質問にお答えいたします。

坂城町隣保館は、同和対策事業特別措置法の施行により、住民の生活改善及び向上を図るための各種事業を行うことを目的として、昭和52年に建設されました。

現在、隣保館では、福祉の向上や人権啓発、住民交流の拠点となる開かれたコミュニティの場としての利用や人権課題の解決のための各種相談事業などを行っております。

公民館の（同日、「隣保館への」に発言訂正あり）貸し館業務といたしましては、1階に教養娯楽室、小会議室など3部屋が、2階には大会議室が1部屋あり、使用者からの申請に基づきご利用いただいております。

隣保館を毎月ご利用いただいている団体には、絵手紙、オカリナ、短歌、社交ダンス、フォークダンス、スマイルボウリング、コーラスなどがございます。

使用される部屋につきましては、少人数の会議、学習会や創作活動などは1階の部屋を、また、大人数のサークル活動や軽スポーツなどは2階の大会議室をご利用いただいております。

ご質問の直近3年の利用状況であります。令和4年度は全体で416回、4,473名の利用で、1階の利用は146回、1,148名、2階の大会議室は270回、3,325名の利用がございました。

5年度では、全体で476回、5,089人の利用で、1階は191回、1,382名、2階は285回、3,707名の利用がございました。

6年度は、全体で437回、5,114名で、1階は168回、1,354名、2階は269回、3,760名でございます。

次に、耐震改修の予定でございますが、町では、公共施設の総合的な管理を推進するための基本方針として、令和3年度に、今後の施設の改修等の実施時期等を定めた坂城町公共施設個別施設計画を策定しております。また、毎年、3年間の実施計画を策定し、より具体的な計画を立てております。

隣保館は、昭和52年に竣工しており、昭和56年に改正された新耐震基準で建築された建物ではないことを考慮し、坂城町公共施設個別施設計画の中で、令和9年度に耐震予備診断、10年度に耐震診断を行い、その結果を受けて、その後耐震改修の実施設計を行うことを計画しております。

続きまして、エレベーターの設置についてであります。まずは、隣保館の耐震診断を行い、その結果を踏まえ、今後の施設の在り方について検討を行う中で、必要の有無を含めて研究してまいりたいと考えております。

すみません、先ほどの答弁で、隣保館の貸し館業務というところを公民館と言ってしまったということで、訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

8番（玉川君） ご答弁をいただきました。一つ確認というか、お聞きをしたいんですけど、個別施設計画で令和10年に耐震診断、そして12年には耐震工事等となっております。5年後の工事というのはちょっと遅いのではないかと思うんですが、これについて前倒しということは可能でしょうか。答弁をお願いします。

企画政策課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。

耐震診断の時期を前倒しできないかということでございますけれども、町の公共施設の総合的な管理につきましては、先ほども公共施設個別施設計画や今後3年間の実施計画の中で各種事業方針を計画して、実施しているところでございます。

ハード面の施設の改修や修繕などにつきましても、各課で予定しております事業が集中しないよう、優先順位を決めて計画を作成しておりますので、町全体の状況を見る中で検討してまいりたいと考えております。

8番（玉川君） 年間5千人以上の方がご利用されているということなので、利用者の安心・安全のために、早めの対策を要望します。

次の質問に移ります。

3. 町内の遺跡の出土品について

イ. 文化財センターに展示している出土品について、ロ. 青木下遺跡についてとして、二つ伺います。

一つ目の質問、イ. 文化財センターに展示している出土品について、1と2を伺います。

1、展示室の過去5年の見学者の数は。

文化財センターの展示室は、青木下遺跡を中央に見やすく展示されていて、ぜひ多くの皆さま

んに見ていただきたいものです。どれくらいの見学者が訪れているのでしょうか。

2、展示場所を新設したり、文化財センターの休館日を、鉄の展示館やふるさと歴史館などと統一して、いつでも見学できるようにできないでしょうか。

せっかく近くにある施設なので、見学者の皆さんが一日で見学できるように調整してはどうでしょうか。

ロ、青木下遺跡について、1と2を伺います。

1、集客効果はもちろんです。町民が坂城町を誇りに思うことができるこの遺跡、これをどのように扱っていくのか。平成8年（1996年）に発掘調査をされ、当時、新発見の環状祭祀以降の大発見として新聞全国紙で報道されたり、文化庁主催の「発掘されたされた日本列島展’98年」で出土土器が全国7か所で巡回展示されたと資料にあります。

これだけ注目された国内唯一のこの遺跡は、30年たっても色あせてはいないし、もっと町の宝として押し出すべきだと考えますが、今後の扱いについて伺います。

2、文化財指定の考えはどうでしょうか。

先ほども言いましたけれども、この遺跡の価値は発掘当初から指摘されていたようです。30年間静かに保管されていただけなのでしょう。まずは町の文化財指定をして、県・国による再評価を受けることができれば、さらに価値を高めることもできるのではないのでしょうか。

以上、3、町内の遺跡の出土品について答弁ください。

教育文化課長（細田さん） 3、町内の遺跡の出土品について、イ、ロのご質問に順次お答えいたします。

初めに、イ、文化財センターに展示している出土品についてであります。文化財センターでは、青木下遺跡の出土品をメインに、考古資料を展示するための展示室を設け無料で公開しております。

メインとなっている青木下遺跡は、A01号線の鼠橋通り南側に位置し、平成4年度及び平成8年度から9年度にかけて行った発掘調査により、多量の土器類をはじめとするおびただしい遺物が円形状に出土し、全国的にも珍しい環状祭祀遺跡として注目を集めた遺跡であります。

展示室では、神や先祖をまつる儀式を行ったとされる青木下遺跡の環状祭祀の様子を再現しており、中心に大がめを据え付け、その周囲をかめや壺のほか様々な形状の器などを円形に配列し、その周囲をぐるっと一周して見学することで、千年以上前の祭祀の様子を容易に想像することができるようになっております。

また、他の土器や石器等につきましても展示し、ガラスケースに入れるのではなく、極限まで近づいて観察できるような工夫も行っております。

ご質問の展示室の過去5年の見学者数につきましては、令和2年度は129名、3年度は102名、4年度は122名、5年度は145名、6年度は118名で、おおむね100名か

ら140名で推移しております。なお、今年度は11月末時点で138名であります。

次に、展示場所を新設したり展示室をいつでも見学できるようにはできないかのご質問ですが、文化財センターにつきましては、平成18年度末に、中之条から現在の倉庫や部屋など広いスペースがあるB1プラザさかき内に移転し、今の展示室が設けられました。

展示室の公開時間は、平日の午前9時から午後5時までで、休日となる土日祝日等につきましては、団体等で事前に申込みがあった場合について、その都度対応しているところであります。

団体での見学の希望の際は、町教育委員会のさかきふれあい大学出前講座において「坂城の遺跡について」としてメニューの一つとしておりますので、ご活用いただけたらと思います。

ご質問の展示室の新設や公開時間ですが、現状において良好に展示がされており、学芸員が常駐し、いつでも見学者の質問等に答えられること、休日等は個別に対応していること等を踏まえ、当面は現状どおりの展示を継続していきたいと考えております。

続きまして、ロ. 青木下遺跡についてのご質問にお答えいたします。

青木下遺跡は、先ほども申しましたとおり、多量の土器類をはじめとする遺物が円形状に出土し、全国的にも珍しい環状祭祀遺跡であり、出土した土器などの遺物は、古墳時代の後半頃のものと考えられ、その地において100年以上にわたって断続的に祭祀が行われていたことも確認できることから、本遺跡内で祭祀の形態が時代により移り変わっていく様子を推測することができるものであります。

青木下遺跡を今後どのように扱っていくのかのご質問ですが、発掘調査終了後30年近く経過した現在においても、国内で同様な遺跡は発見されておらず、古墳時代後期の祭祀を考える上では大変重要な遺跡として、関係者の注目を集めています。

しかしながら、青木下遺跡の現状としましては、大型店舗が建設され、遺跡があったことはわからない状況となっておりますので、町では、店舗角の町道敷地内に標柱を設置し、周知を行っているところであります。

あわせて、令和6年度に整備されたデジタルマップにおきまして、写真つきの説明文を配し、出土品につきましても文化財センターで展示している旨を表記いたしましたので、スマートフォンなどから簡単に情報や地図上の位置を確認できるようになっております。

また、発掘調査の内容等につきましては報告書にまとめられており、出土品につきましては、主要なものは文化財センターの展示室で展示し、残りのものにつきましても文化財センターにおいて保管し、研究者や学生さんから要望がある場合は、その都度閲覧の対応を行っているところであり、今後も貴重な文化財として、町において大切に保護してまいりたいと考えております。

続いて、文化財指定のご質問ですが、青木下遺跡の発掘調査は、埋蔵文化財の記録保

存のために行われたものであり、現在は遺構が破壊されていることから、青木下遺跡の文化財指定は適当ではないと考えております。

また、発掘調査が行われた青木下遺跡の周辺につきましては、いまだ調査がされておらず現地に埋まったままの遺物等もあるのではと考えるところではありますが、こちらにつきましては周辺の埋蔵文化財包蔵地として、町の遺跡地図に掲載されていることから、この遺跡の範囲内で掘削を伴う開発を行う場合には、文化財保護法により届出が必要とされ、遺跡等が発見された際は、発掘調査を行い報告書を作成することで、記録として保存されることとなります。

そのほか、青木下遺跡から出土した土器などの遺物につきましても、町において大切に保管されていることから、青木下遺跡周辺や出土品につきましては、適正に保護されており、現時点においては、文化財指定に関する特段の措置を取る必要はないものと考えております。

しかしながら、青木下遺跡は、全国的にも珍しい環状祭祀遺跡でありますので、今後におきましても、機会を捉えて積極的にPRに取り組んでまいりたいと考えております。

8番（玉川君） すみません、再質問をお願いしたいんですが、見学者の人数についてですが、この中に学校の見学みたいなものは入っているのかということと、それと文化財指定の流れというのはどういうふうになるのか。それと、指定の審査をする委員さんがいらっしゃると思うんですが、この方々はどのような方々なのか。それについて教えていただきたいと思います。

教育文化課長（細田さん） 再質問にお答えいたします。

まず初めに、人数の中に小学生が入っているのかというご質問でありますけれども、人数の統計を取る際に、年齢による統計のほうは取っておりませんので、具体的な数字を申し上げることはできませんが、今までの状況から見まして、団体で来られる方には、小学校の児童が授業やクラブ活動で見学に来る場合がございますので、小学生も含まれているものと思われま

す。続きまして、町の文化財指定の流れでございますけれども、町の文化財指定につきましては、坂城町文化財保護条例に定めておりまして、城跡や住居跡、古墳や遺跡などの史跡につきましては、あらかじめ指定をしようとする史跡の所有者及び借主など、正当な権利を持つ占有者に同意を得た上で、史跡の形状や価値等を記載した詳細な調査書等を作成し、坂城町文化財保護審議会に諮問、答申を受けた上で坂城町教育委員会に諮り、可決後、告示をすることにより指定の効力が発行するものであります。

続きまして、坂城町文化財保護審議会の構成についてでありますけれども、現在の町の文化財保護審議会委員は4名で構成されており、文化財に精通した学識経験者から、町教育委員会の同意を得て委嘱しているものでございます。

8番（玉川君） すみません、その委員の学識経験者というのは、考古学の専門家というような捉え方でよろしいでしょうか。

教育文化課長（細田さん） 再質問のほうにお答えいたします。

文化財保護審議会委員ですけれども、考古学の専門家というよりは文化財に見識の深い方に委嘱しております。

8番（玉川君） 見学者の人数の中で、全部まとめていないという、小学生、大人というのは分かれていないというお話でしたが、今後はですね、特に小学生については、坂城町の歴史の重要な部分でありますので、クラスで授業の中で来ていただくというようなことも必要ではないかと思います。坂城の歴史を知り、より一層坂城町に誇りを持てるように活用を考えていただきたいと希望します。

議長（中嶋君） 要望でいいですね。

8番（玉川君） そうです、要望です。

議長 了解です。

8番（玉川君） 最後の質問に行きます。

4. 必要な支援を必要な人にとりして、イ. 生活保護について、ロ. 低所得者について、ハ. 独居高齢者について、三つ伺います。

1番目として、イ. 生活保護について、1、2を伺います。

1、坂城町の生活保護の被保護者数は。

2、生活保護制度を周知するために、公共施設にポスターを貼り出せないかとして伺います。

今年の6月27日の最高裁判決では、2013年から2015年の生活扶助費の引下げを違法として、原告が求めた改定取消しを認めました。基準引下げはなかったものとして、改定前に戻すことです。減額された分を遡って補償するということです。

しかし、国は、11月21日、違法とされた13年改定の代わりに保護基準を引き下げて、その差額を追加支給することにしました。さらには、原告と原告以外の受給者を分断するような追加支給策を厚生労働大臣の裁量で決定しました。生活保護利用者の人間としての尊厳を再び踏みにじる司法軽視の再減額は撤回すべきです。

坂城町は、長野県の長野保健福祉事務所の管轄ですので、町が把握している被保護者の人数と、前回は伺っていますが、生活保護の利用は権利であることを一般の方にもご理解いただくための周知ができないかについて、ご答弁をいただきたいと思います。

2番目として、ロ. 低所得者について。

1、福祉灯油やエアコンの購入補助などの経済支援について、一つ伺います。

坂城町において、4年前、令和3年（2021年）に実施していただいた低所得者の皆さんに対する冬季燃料費補助（福祉灯油）について、2年前も要望しましたが、これは実現しませんでした。物価高騰を考慮して、前回よりも増額をして、この冬にも実施するべきだと考えます。

また、近年は、エアコンで暖を取る家庭も多くなっています。しかし、2027年からは格安エアコンが販売中止となりますので、低所得の皆さんにはますます手の届かないものになってしまいます。今のエアコンが故障しても同じ状況になります。

最後の質問です。

ハ．独居高齢者について

1．独居高齢者の状況把握はどのようにしているかとして、一つ伺います。

町では、要支援認定をしている方へのサービス等を行っています。対象にならない方についてはどのようにしているでしょうか。

以上、4．必要な支援が必要な人について、答弁を求めます。

福祉健康課長（鳴海さん） 4．必要な支援が必要な人として、イ、ロ、ハのご質問について順次お答えいたします。

全国的な人口減少と少子高齢化が進む中で、非正規雇用などによる生活の不安定化や、ひとり暮らし高齢者、高齢夫婦のみの世帯の増加など、経済的な困窮だけでなく、孤立や健康不安を背景とした複合的な課題が生まれており、その対応についても、個人や家庭内での解決が難しいことから、市町村をはじめ関係機関との連携による支援の必要性が高まっております。

町におきましては、子育て世帯や障がい者、高齢者への福祉施策など、国・県の制度を活用しながら、各種支援に取り組んでいるところであります。

ご質問のイ．生活保護について、坂城町の生活保護の被保護者数といたしましては、令和7年11月末現在31名であります。

生活保護は、憲法第25条に定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するもので、生活保護法に基づき、生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、自立を助長することを目的とした制度であり、国民の権利として保障された社会保障となっております。

しかしながら、困窮しているにもかかわらず、制度を知らないことや、周囲の目を気にして相談をためらうことがないよう、国・県及び町のホームページでお知らせするとともに、関係機関の窓口では、相談を受けた際にその内容から生活保護制度について説明をしているところであります。

当町におきましては、生活保護の実務は長野保健福祉事務所が所管しておりますが、町といたしましても、生活に困窮している方の相談窓口として、生活に困り事を抱える方の相談に応じ、早期発見・早期支援につなげる役割を担っております。

町では、生活に困窮する方の関わりとして、生活保護の申請に至る前の段階においての支援が重要であると考えており、まいさば信州長野による就労支援や家計改善支援、その他の福祉サービスの利用などにより、包括的な相談支援体制を整えているところであります。

ご提案のありました公共施設へのポスター掲示につきましては、限られた紙面で詳細をお伝えすることは難しく、制度を知らない方へ正しい理解・周知につながりにくいことから、現時点では考えておりません。

町といたしましては、生活に困っている方が、どこに相談してよいかわからない、生活保護までにはと思い、相談をためらっているといた方々が、早い段階で気軽に相談いただけるよう、相談窓口の周知に努めるとともに、町社会福祉協議会等、関係機関との連携により、生活に困窮する方々の早期発見から必要な支援につなげてまいりたいと考えております。

次に、ロ．低所得者について、灯油やエアコン購入補助などの経済支援についてのご質問にお答えいたします。

冬季の灯油代やエアコンの購入費など、物価高騰が家計などを圧迫し、とりわけ低所得者の生活に与える影響についても憂慮されるところであります。

一方で、物価高騰に伴う低所得者世帯への経済的支援につきましては、これまでも国及び県の施策を通じて、集中的な支援を講じてきたところであります。

今年度におきましては、坂城町物価高騰対応重点支援給付金として、住民税均等割非課税世帯を対象に1世帯当たり3万円、対象世帯の子ども1人につき2万円を、また、長野県・坂城町価格高騰特別対策支援金として、住民税所得割非課税世帯を対象に1世帯当たり2万円、対象世帯の子ども1人につき2万円をそれぞれ給付しており、エネルギー費や食費の物価高騰による家計負担の増加を緩和するための給付事業を実施してまいりました。

このようなことから、町独自の灯油代やエアコン購入費への補助を実施することは考えておりませんが、物価高騰が長期化していることから、社会福祉協議会をはじめとする各種相談窓口の活用をし、既存の福祉施策・制度の中で支援が行き届くよう努めていくとともに、今後の国や県の動向にも注視し、低所得者を対象とした経済対策が行われる場合には、最大限に活用をして必要な支援につながるよう取り組んでまいります。

続きまして、ハ．独居高齢者についてのご質問にお答えいたします。

少子高齢化が進行し、ひとり暮らし高齢者は年々増加傾向にあり、健康や生活面で様々な問題が生じているケースも多いことや、社会とのつながりが希薄になることによる孤立化など、独居高齢者の抱える課題に対しては、包括的な支援が求められています。

独居高齢者とは、一般的に65歳以上で親族など同居せず、1人で生活をしている高齢者を言いますが、お一人で暮らす高齢者の方については、元気で就労されている方、地域で積極的に活動されている方など、ご自身で健康増進に努め、生きがいを持って活躍している方も多くいらっしゃいます。

一方、平時の見守りや生活に不安を感じるひとり暮らし高齢者の方には、町で管理する台帳に登録を勧めており、登録された高齢者には、定期訪問をする中で、健康状態や生活状況など

を把握しているところであります。

また、地区の民生児童委員の皆さんが、日頃からひとり暮らし高齢者の方の状況に気を配り、声かけや訪問などの見守り活動を行っていただくことに加え、福祉に関する情報提供や困り事の有無についても、地域に密着した立場から状況を把握していただいております。気になることがある場合には、地域包括支援センターや町担当課へ連絡・相談をいただく体制を整えております。

この他にも、地域の様々な活動などから、独居高齢者に限らず、最近見かけない、様子が気になるといった小さな気づきや情報が、地区民生児童委員や町に寄せられることから、地域での見守り体制が構築されつつあり、町への情報提供に対しては、ケアマネジャー・町職員より確認を行っております。

町では、地域で暮らす高齢者、障がい者、子ども、外国人など生活上の困難を抱える人を含め、多様な人々が地域で共に生活できる共生社会と、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていけるまちづくりを目指しており、支援が必要な方を、できるだけ早い段階で把握し、専門職や関係機関の連携強化により、必要な支援につなげていくことが、必要な支援を必要な人に届ける上で重要な取組であると考えております。

8番（玉川君） ご答弁いただきました。町民の命を守るために、一層の支援をよろしくお願ひしたいと思います。

これで一般質問は終わりになりますが、12月議会での大トリであります。まだ半月以上ありますが、年末にお会いする方ばかりです。しかし、ご挨拶をさせていただきます。全町民の皆さんや、町長をはじめ町の職員、関係者の皆さん、同僚議員の皆さんには、よいお年をお迎えいただきますよう祈念して締めさせていただきます。

議長（中嶋君） 以上で、通告のありました9名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいまから11日までの間は、委員会審査等のため休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまから11日までの間は、委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は12月12日午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

(散会 午前11時56分)

1 2 月 1 2 日 本 会 議 再 開 (第 5 日 目)

1. 出席議員 13名

| | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 中 嶋 登 君 | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃 | 大日向 進 也 君 | 9 〃 | 山 城 峻 一 君 |
| 3 〃 | 塚 田 舞 君 | 10 〃 | 柰 津 明 子 君 |
| 4 〃 | 水 出 康 成 君 | 11 〃 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 5 〃 | 宮 入 健 誠 君 | 12 〃 | 滝 沢 幸 映 君 |
| 6 〃 | 中 村 忠 靖 君 | 13 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
| 7 〃 | 星 哲 夫 君 | | |

2. 欠 席 議 員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

| | |
|-----------------|-------------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 白 井 洋 一 君 |
| 教 育 長 | 塚 田 常 昭 君 |
| 総 務 課 長 | 竹 内 祐 一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 長 崎 麻 子 君 |
| 会 計 管 理 者 | 竹 内 優 子 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 山 下 昌 律 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 鳴 海 聡 子 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 建 設 課 長 | 高 橋 卓 也 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 細 田 美 香 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 北 沢 明 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 小 河 原 秀 昭 君 |
| D X 推 進 室 長 | 瀬 下 幸 二 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮 下 佑 耶 君 |
| 総 務 係 長 | 宮 嶋 和 博 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮 原 卓 君 |
| 財 政 係 長 | 川 島 徳 夫 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 橋 本 直 紀 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | |
| 子 ど も 支 援 室 長 | |

4. 職務のため出席した者

| | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 大 橋 勉 君 |
| 議 会 書 記 | 井 上 敬 子 君 |

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 諸報告

第 2 陳情について

第 3 議案第48号 上田地域広域連合規約の変更について

第 4 議案第49号 坂城町下水道条例の一部を改正する条例について

第 5 議案第50号 坂城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第 6 議案第51号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について

第 7 議案第52号 令和7年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について

第 8 議案第53号 令和7年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

追加第 1 議案第54号 坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について

追加第 2 議案第55号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

追加第 3 議案第56号 坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

追加第 4 議案第57号 令和7年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について

追加第 5 議案第58号 令和7年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

追加第 6 発委第 2号 医療・介護分野の処遇改善と報酬引き上げを求める意見書について

追加第 7 発議第 5号 柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に反対する意見書について

追加第 8 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（中嶋君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思います。ご異議ありますか。

(異議なしの声あり)

議長(中嶋君) 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

議長(中嶋君) 会議に入る前に、総務課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

総務課長(竹内君) 貴重なお時間を頂戴いたしまして誠に申し訳ございません。本定例会初日に上程をいたしました議案第52号 令和7年度坂城町一般会計補正予算(第5号)について、一部訂正がございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書4ページ、款18繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金の右側説明欄の記載に誤りがございました。財政調整基金繰入金4万7,805を4万7,837に訂正をお願いいたします。

度重なる修正となりまして大変申し訳ございません。お手元に正誤表を配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

議長(中嶋君) お諮りいたします。ただいまの説明のとおり、訂正することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(中嶋君) 異議なしと認め、ただいまの説明のとおり訂正することに決定いたしました。

◎日程第1「諸報告」

議長(中嶋君) 監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりであります。

◎日程第2「陳情について」

議長(中嶋君) 所管の常任委員会に審査を付託いたしました陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「陳情第2号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書」

議長(中嶋君) この陳情に関する委員長報告は採択でありました。これより質疑に入ります。

(進行の声あり)

議長(中嶋君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、陳情第2号に反対の方の発言を許します。

4番（水出君） 私は、発議第5号（同日「陳情第2号」に訂正あり）「診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書について」反対の立場から討論いたします。

昨今、医療関係の経営赤字や債務超過など、私たち病院など診療機関を利用する者も、報道等を通じて経営の厳しさを耳にします。また、私自身も家族を含め診療・福祉の関係ではお世話になり、献身的な対応をいただける診療関連従事者の皆様には頭が下がる思いです。そして、その皆様の処遇改善を急いで行うことは必要と認識しております。

陳情の趣旨については、おおむね理解するところであります。記載されている趣旨内容は、付託された社会文教常任委員会にて審議されておりますし、陳情者様のご意向や所属されている団体様の処遇事情もありますので、この場で報酬や処遇に関する数値の扱いは、私の賛否の基準からは除外しております。

陳情事項についてですが、2026年度の診療改定と併せ、1年前倒しで介護・障害福祉サービス等報酬改定を実施することとあります。1年間前倒しに関して、2026年度の診療報酬改定の基本報酬はこれから決まるので、2025年度末までに前倒しでき得る算定基準や内容が不明であります。

また、仮に診療報酬を各10%上げた場合の想定で賃金反映額を試算しても、賃金を支援することを要求されているため、2026年度春闘結果の反映も必要です。2025年度中にそれぞれ未確定な金額に対して、全額公費による賃上げ支援を今現在要求することには賛同できません。

以上によりまして、発議第5号（同日「陳情第2号」に訂正あり）「診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書」については反対いたします。

すみません、今、発議番号が間違っておりましたので、ここで再度訂正させていただきます。発議第5号と私のほうで冒頭に言いましたけれども、発議第2号の誤りでございます。訂正をお願いいたします。以上です。

度々失礼いたしました。発議ではなく陳情第2号です。申し訳ございません。度々の間違いについて、ここで訂正させていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（中嶋君） 次に、陳情第2号に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） 特にないようですので、次に、陳情第2号に反対の方の発言を許します。ございませんか。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） ないようでございます。

次に、陳情第2号に賛成の方の発言を許します。

(進行の声あり)

議長(中嶋君) 特にないようでございます。

これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第2号を採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと見て、これにて採決を確定いたします。

賛成多数。よって、陳情第2号は採択とすることに決定いたしました。

議長(中嶋君) 日程第3「議案第48号」以下、日程に掲げた議案につきましては、全て去る12月1日の会議において、提案理由の説明を終えております。

◎日程第3「議案第48号 上田地域広域連合規約の変更について」

「質疑、討論なく(原案賛成、電子採決、全員賛成により)可決」

◎日程第4「議案第49号 坂城町下水道条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく(原案賛成、電子採決、全員賛成により)可決」

◎日程第5「議案第50号 坂城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」

議長(中嶋君) これより質疑に入ります。

13番(大森君) この条例について不明な点がありますので、質問していきたいと思います。

この条例は、一般事業者も参入できるという事業で、坂城町の場合、果たして参入される事業者がいらっしゃるかということとはわかりませんが、万が一あった場合のこともありまして、お尋ねしたいというふうに思います。

まず、第1章総則の第5条、「乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、」とありますが、この定期的というのは、一体どういう期間を指すのか不明確であります。毎日受けるのか、1週間なのか、1年なのか、あるいは5年ごとなのか、この規定はきちっと定める必要があると思いますが、それについていかがでしょうか。

問い2、外部の者による評価を受けなきゃいけないということになっているんですが、この外部の者というのは誰を指しているのか明確になっていないんですよね。大森を外部の者としてやってもらうということでもいいのかどうか、これについても明確にするべきだというふう

に思います。

次に、第9条の乳児等通園支援事業者の職員の一般要件についてですが、保育士の資格がなくてもいいというふうに書かれているんですが、裏返せばのことですけれども、これは第2章の第22条でいう、町長が行う研修を修了した者、これにあたるのかどうか。

この3点についてお尋ねいたします。

子ども支援室長（橋本君） ご質問にお答えいたします。

まず、定期的に外部の者による評価についてでございますが、こども家庭庁から示されている質疑応答集におきましては、外部の者による評価については努力義務とされておりまして、その期間に特段の定めはございませんが、今後、国から示される事項等を参考に、サービスの質の向上につながるよう、実施施設におきまして、期間についての扱いにつきましては適切に検討されるものと考えているところでございます。

続きまして、外部の者による評価についてでございますが、外部の者による評価は、事業者の提供をするサービスの質を事業者以外の公正中立な第三者機関、こちらにつきましては、県の認証を受けた第三者機関を想定しておりますが、こちらの機関が専門的かつ客観的な立場からの評価をするものでございます。

続きまして、乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件についてでございますが、乳児等通園支援事業に従事できるのは、保育士及び町が行う研修や町長が指定する都道府県知事その他機関が行う研修を修了された者とされているところでございます。

13番（大森君） まず、問い1の定期的に、そして外部の者という点ですが、お答えでは今後検討していただくだろうということで、じゃあこの条例は今つくる必要はないんじゃないですかね。こんな不安定な条例でやっつけていいのかどうか。

それから、外部の者による評価、公正中立ということはおっしゃいますが、あと県が認定している第三者機関と、具体的に明記すべき内容だと。これまでのいろんな条例の中で、こんな不明確な条例はないんじゃないでしょうか。

その点ですね、もう一度お尋ねするんですが、町独自でつくってもいいじゃないですか。町の条例ですから。例えば年1回は町の検査を受けなければならないと明記すべきでありますし、また、外部の者による評価は町が評価すると。これは当然認可し、そして監督は町長ですので、町が行うというふうに明記していいはずですが、これすらやっつけていないと。こんな不十分な条例はないと思いますので、ぜひ書き直して再提出していただきたいと思いますが。

子ども支援室長（橋本君） まず、定期的なという期間の取扱いにつきましては、先ほども申し上げましたように、今後国から示される事項等を参考に、実施施設において期間においては適切に検討されるものと考えているところでございます。

また、外部の機関の明記につきましても、こちらのほうも国等の情報等を精査した上で、適

切なサービスの質の向上につながるよう検討していきたいと考えております。

議長（中嶋君） もう一度。子ども支援室長、答弁漏れのところを答弁していただきたいと思いますが、どうですか。

子ども支援室長（橋本君） 失礼いたしました。条例案につきましては、原案のとおりとしたいと考えております。

13番（大森君） 来年4月、来年度からスタートするわけですから、書き直して臨時会でも開いて、そしてそれを間に合わせればいいだけのことで、今ここで急いで決めなくてもいいと思うんですが、町長、その考えはどうですか。

町長（山村君） ただいま、子ども支援室長が説明しました。実施時期は来年4月1日ということであります。その間に、国からの連絡もあるというふうに聞いておりますので、確実にそれをフォローしてやっていくと。

それから、第28条にその他決まっていないことは町長が決めるとなっておりますので、私が責任を持って遂行していくということであります。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、賛成多数により）可決」

◎日程第6「議案第51号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について」

議長（中嶋君） これより質疑に入ります。

13番（大森君） これは指定管理者にする上で、委託費などこういう金額というのは発生するのかどうか。そして、建物修繕等についての費用はどこが負担するのか。その辺の関係はどうなっているのかお尋ねいたします。

総務係長（宮下君） ただいまのご質問の委託費についてでございますが、こちらにつきましては、施設ごと委託費の発生するもの、しないもの、そうした性質を見極めて検討しているところでございます。

また、施設の修繕についてでございますが、こちらは公の施設ということで町が所有する施設となりますので、大規模な修繕ですとか、そういったものについては、町が行うものでありますけれども、その他日常使っている中での損耗ですとか、そういったところは、各それぞれの施設の指定管理にあたって協定を結ぶこととなりますけれども、そうした中でどうするというものの取決めを行っているものでございます。

13番（大森君） これは、引き続き継続でお願いしていくということになると思うんですが、なっていると思うんですけれども、この委託費、例えばちょっと私は調べてこなかったんですが、今年の場合はどうなふうになっているんでしょうか。

総務係長（宮下君） ただいまの委託費がどうなっているかということでありまして、こちらは、今回計上している施設において、上平集会所、網掛集会所については、委託費を支出

しているものでございます。また、坂城集会所、金井地区麦・大豆等生産振興センター、南条・泉区集会所等については、委託費は支出していないものでございます。

その他、農機具保管庫については、委託費を支給しているというところでございます。

13番（大森君） 上平集会所と網掛集会所は、委託費が発生しているということですけど、それぞれ今年度の金額はどうなっているのでしょうか。

企画政策課長（長崎さん） 再質問にお答えします。

網掛集会所、上平集会所の指定管理の委託料につきましては、施設の光熱水費ですとか施設維持管理に係る経費といたしまして、網掛集会所へは13万8千円、上平集会所へは12万8千円を支出しているところでございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第7「議案第52号 令和7年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について」

議長（中嶋君） これより質疑に入ります。

4番（水出君） 歳出について、3点質問をお願いいたします。

まず初めに、5ページ、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、節12委託料264万円、複合施設建設事業設計測量委託費等となっておりますけれども、この内容について説明をお願いします。

続きまして、10ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、節14工事請負費200万円。この農道等基盤整備事業町単工事の内容について説明をお願いします。

最後、三つ目です。12ページ、款9消防費、項1消防費、目3消防施設費、節14工事請負費245万4千円、この消防施設工事の内容の説明をお願いいたします。

以上です。

まち創生推進室長（小河原君） ただいまご質問いただきました、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、節12委託料の内容についてのご質問にお答えいたします。

こちらは、8月に開催いたしました複合施設の周辺関係者に対する事業説明会の際、住民の方からご要望いただきました内容につきまして、対応可能な事項につきまして、実施設計の設計変更を行うための経費として計上したものでございます。

商工農林課長（北村君） 補正予算書の10ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、農道等基盤整備事業町単工事の内容でありますけれども、小網地区にあります六ヶ郷用水の沈砂池のしゅんせつ工事、土砂の撤去を行うものでありまして、約170立米の土砂撤去を予定しているものでございます。

住民環境課長（山下君） 私からは12ページ、款9消防費、項1消防費、目3消防施設費、節14工事請負費の245万4千円の消防施設工事の内容についてお答えいたします。

民地に設置されていた防火水槽 1 基の撤去費用で、土地所有者より当該土地に住宅を建設するにあたり撤去の依頼があったもので、これを撤去する工事費となっております。

4 番（水出君） 説明ありがとうございました。特に最初の複合施設の関係等については、町民のそういう意見を聞いて、すぐ反映しているいい内容だと思います。これからもよろしく願いしたいと思います。

以上です。

議長（中嶋君） ほかに質疑。

10 番（祢津さん） 補正予算書 14 ページ、款 10 教育費、項 4 社会教育費、目 6 文化センター管理費の文化センター管理一般経費の 21 万円について、詳細をお願いいたします。

教育文化課長（細田さん） 補正予算書 14 ページ、款 10 教育費、項 4 社会教育費、目 6 文化センター管理費、修繕料 21 万円の内容についてでありますけれども、文化センター正面玄関自動ドアにつきまして、昨年度まで実施しておりました大改修では改修しなかった箇所になりますが、こちらについては 2 2 年経過し、外側扉について開閉の不具合が生じていることから、修理するものであります。

2 番（大日向君） 4 点お願いします。

補正予算書 6 ページ、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 11 防犯対策費、防犯灯工事 60 万円。これ何基設置の予定なのでしょうか。また、設置箇所については。

13 ページ、款 10 教育費、項 2 小学校費、目 4 坂城小学校管理費、坂城小学校の修繕の内容について。

14 ページ、款 10 教育費、項 5 保健体育費、目 1 保健体育総務費、体育施設改修工事、この工事の内容。

同じく 14 ページ、目 3 の食育・給食センター運営費、今回これは賄材料費 70 万円とありますが、この内容についてお願いします。

住民環境課長（山下君） 私からは、6 ページ、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 11 防犯対策費、節 14 工事請負費 60 万円の防犯灯工事の質問についてお答えいたします。

防犯灯の躯体の故障による交換や、周辺の工事などによる移設の撤去・新設・改修工事のもので、緊急性の高いものについて対応するもので、こちらは 6 区 6 か所の工事になります。

教育文化課長（細田さん） 補正予算書 13 ページ、款 10 教育費、項 2 小学校費、目 4 坂城小学校管理費の修繕料 52 万 8 千円の内容でございます。

坂城小学校駐車場道路側のポールライトにつきまして、現在点灯しなくなり、柱についても経年劣化から亀裂やさびが見られることから、照明と柱も併せて修繕するものであります。

続きまして、14 ページ。款 10 教育費、項 4 社会教育費、すみません、15 ページですね。15 ページの項 5 保健体育費、目 1 保健体育総務費の体育施設改修等工事 95 万円の内容でござ

ざいます。こちらは、文化センターグラウンドの高圧受電設備更新工事費用として、当初予算で360万円計上していたところですが、高圧トランスの基準が令和8年4月から変更になることから、新基準に変更したことなどにより、不足となる95万円を補正計上するものでございます。

続きまして、同じページ、目3食育・給食センター運営費の賄材料費70万円の内容でございます。学校給食の米飯について、公益財団法人長野県学校給食会へ委託しているところで、通常は1年度間で単価が変わることなく、提供できていたところですが、今年度は新米価格の上昇によりまして、同価格での提供が厳しいとの長野県学校給食会からの依頼によりまして、1月から小学校で1食当たり約12円、中学校で1食当たり約18円の値上げとなり、その分について70万円の増額補正を計上いたしました。

2番（大日向君） 答弁ありがとうございました。今の賄材料費のところなんですけれども、物価の高騰が顕著な状況であるのですが、そのようなことを勘案して、8年度の予算立てを今していると思うんですが、そういったところは学校給食費についてどのようにお考えでしょうか。

教育文化課長（細田さん） 再質問にお答えいたします。

今の米飯につきましては、長野県学校給食会で1年度分を見積もりまして、1食当たりの単価が示されますので、町の当初予算はこの単価で積算をしております。今年度につきましては、想定よりもちょっとお米の価格が高騰したということで、今回補正のお願いをしているところでございます。

また、給食費全体の賄材料費につきましては、毎年1人当たりの単価を積算して、人数とか人数とかで計算しているところでございますけれども、物価高騰分も勘案しまして必要な栄養素を取れるように予算計上しているところでございます。

7番（星君） 11ページをお願いします。款8土木費、項3河川費、目2河川改良費、場所と距離をお願いいたします。河川改良一般経費、水路しゅんせつ工事74万8千円、お願いいたします。

建設課長（高橋君） 予算書11ページであります。款8土木費、項3河川費、目2河川改良費、節14工事請負費、河川改良一般経費の水路しゅんせつ工事についてのご質問にお答えします。

こちらは四ツ屋区になりますけれども、産業道路の旭橋から下流ですね、第二美里園様の方角に向かっていくんですが、この間約35メートルから40メートルの部分のしゅんせつ工事を予定しております。

7番（星君） わかりました。ありがとうございました。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第8「議案第53号 令和7年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

議長（中嶋君） 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「議案第54号 坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から追加日程第7「発議第5号 柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に反対する意見書について」までの7件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（中嶋君） 朗読が終わりました。

次に、提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第54号から58号まで、順次ご説明申し上げます。

まず、議案第54号「坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、議会の議員及び町長、副町長、教育長の期末手当につきまして、県の議会議員、特別職の期末手当の支給月数の引上げに準じて、支給月数の引上げを行うため、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、議会の議員及び特別職の期末手当の年間支給月数を0.05月分引き上げ、年間支給月数を3.45月から3.5月に引き上げることとし、令和7年12月1日から適用するものであります。

次に、議案第55号「坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、令和7年度の県人事委員会勧告に基づく県の一般職の給与改定を踏まえ、町の一般職につきまして、県に準じて給与改定を行うため、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、給料月額につきまして、給料表を改定し、月額8,100円から1万2,400円の引上げを行い、期末・勤勉手当につきまして、年間の支給月数をそれぞれ0.025月分ずつ引き上げ、期末・勤勉手当の年間支給月数を4.6月から4.65月に引き上げるものであります。

また、通勤手当及び宿日直手当につきましても、県の改正に準じて支給額を改定するものであります。

なお、給料表、通勤手当及び宿日直手当の改定につきましては令和7年4月1日から、期末・勤勉手当の引上げにつきましては令和7年12月1日から、それぞれ適用するものであります。

次に、議案第56号「坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正することに伴い、本条例において引用する箇所について、同様に改めるものであります。

次に、議案第57号「令和7年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,668万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を77億4,097万6千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、財政調整基金からの繰入金3,668万1千円を増額するものであります。

歳出の内容につきましては、議員及び特別職の期末手当並びに一般職及び会計年度任用職員の給料及び手当改定に伴う人件費等3,665万6千円、県消防防災ヘリコプター運航協議会負担金2万5千円をそれぞれ増額するものであります。

最後に、議案第58号「令和7年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ50万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億3,447万7千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、国庫補助金12万2千円、県補助金6万2千円、一般会計繰入金24万4千円、介護保険支払準備基金繰入金7万3千円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容につきましては、給与改定に伴う会計年度任用職員の人件費として総務管理費18万2千円、包括的支援事業・任意事業費31万9千円をそれぞれ増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（中嶋君） 次に、趣旨説明を求めます。

9番（山城君） 私からは、発委第2号「医療・介護分野の処遇改善と報酬引き上げを求める意見書について」趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

国による医療報酬削減政策がおしすすめられる中で、公定価格である診療報酬は上がらず、昨今の物価上昇に対応していない。

また、医療や介護・福祉従事者の賃金を他産業と同じように上げることも難しく、人員不足

にもつながっている。全国的に救急の受け入れや入院の受け入れを制限する病院が相次ぎ、開業医の閉院も起きている。

医療機関は過去最大の規模で倒産、廃業が進み、深刻な経営危機に陥っている。地域住民の医療を受ける権利が困難な状況にあると言える。「地域医療は崩壊寸前」でこのままでは医療機関がなくなり、医療にかかれぬ地域が全国でさらに広がることが強く懸念される。

また、政府は看護師、保健師、介護士、障害福祉などのケア労働者の賃金引き上げを2021年に打ち出したが、その効果は極めて限定的であり、2025年民間主要企業賃上げに遠く及ばない。

政府の責任による医療や介護・福祉事業の安定的な維持発展と、すべてのケア労働者の処遇改善のために、下記の事項について国に要望する。

記

1 2026年度の診療報酬改定と合わせ、1年前倒して介護・障害福祉サービス等報酬改定を実施すること。

2 すべての医療機関と介護・福祉事業者の物価高騰対策も含めて、各報酬の引き上げ改定を実施すること。

3 当面の支援策として、2025年度中に全額公費による賃上げ支援策を実施すること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

議長（中嶋君） 次に、趣旨説明を求めます。

9番（山城君） 続きまして、私からは、発議第5号「柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に反対する意見書について」趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

柏崎刈羽原子力発電所は、東京電力福島第一原子力発電所事故後、原子力規制委員会による度重なる安全性の指摘や、核物質防護上の重大な不備などにより、世界でも例を見ない長期停止を余儀なくされてきた。

とりわけ、令和3年に明らかとなったID不正利用事件や侵入検知設備の故障放置などは、原子力事業者としての根本的な安全意識の欠如を示すものであり、地域住民は事業者の信頼回復が道半ばであることに強い不安を抱いている。

県民アンケートでは、避難経路や放射線の防護対策施設、除雪体制、さらなる整備が必要とする回答が、どちらかといえども含めれば9割の回答である。

一度大事故が起きれば、柏崎市及び刈羽村のみならず、隣接するこの長野県北部の広い地域が被害圏に含まれ、地域社会が破壊され多くの人が故郷を奪われることになる。

再生可能エネルギーの急速な普及や省エネルギー技術の発展により、原子力発電に依存しないエネルギー供給体制は現実的な選択肢となっている。エネルギーの安全保障・安定供給の観

点からも、原発再稼働を前提としない政策転換が求められている。

以上の理由から、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に反対する。

よって、本議会は、国に対し下記の事項を強く求めるものであります。

記

- 1 柏崎刈羽原子力発電所の再稼働の進めないこと。
- 2 東京電力に対し、原子力施設の安全対策の抜本的改革と情報公開の徹底を求めること。
- 3 国として、原子力発電に依存しないエネルギー政策への転換を図ること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（中嶋君） ご苦労さまでした。提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。

ここで議案調査のため、10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時02分～再開 午前11時12分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第54号 坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第2「議案第55号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第3「議案第56号 坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第4「議案第57号 令和7年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について」

議長（中嶋君） これより質疑に入ります。

8番（玉川君） この補正によって繰入金が出るわけですが、財政調整基金の残高について、お答えをお願いします。

財政係長（宮嶋君） 予算書3ページ、款18繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金、財政調整基金の残高の質問についてお答えいたします。

本補正予算で3,668万1千円を繰入れし、補正予算後の残高は23億1,850万1千

円でございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第5「議案第58号 令和7年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第6「発委第2号 医療・介護分野の処遇改善と報酬引き上げを求める意見書について」

議長（中嶋君） これより質疑に入ります。

4番（水出君） 質問をお願いいたします。まず、この意見書の趣旨等を説明している最初のところでございますが、「国による医療報酬削減政策が推し進められる中で」となっておりますけれども、ちょっとこれは陳情書とは、意見書なので関係ないかもしれませんが、陳情書では「医療費削減政策が推し進められる中」ということになっておりますが、なんかその辺で意図等があればお聞かせください。

それとですね、あと要望事項で「2026年度の医療報酬改定と合わせ、1年前倒しで介護・障害福祉サービス等報酬改定を実施すること。」というのは、1年前倒しの仕方とか報酬改定というのは、どんなことを意識しての要望なのか、具体的にお聞かせください。

あと、「当面の支援策として、2025年度中に全額公費による賃上げ支援策を実施すること。」となっておりますけれども、賃上げ支援策はどんなことを想定しているのかお聞かせください。

以上についてお願いいたします。

9番（山城君） 今、水出議員さんから削減の意図と1年前倒しの件と、あと報酬改定全額支援、この三つについてご意見をいただきました。

削減、本文の中に、皆さんご承知のとおり、医療費は、国会の中でも削減については様々な話がありますが、意図としては、陳情者の陳情書を見て、ここはこの文言を入れたほうがいいという委員会としての意図があって、この文を入れました。

1年前倒しというところですけど、できるだけ早く、これも委員会として付託されていきますので、この文言も委員会としてその文言、陳情者の趣旨にのっとり、これも入れたということとであります。

最後の全額公費の件ですけども、同じ答弁になってしまうんですけども、これも委員の皆様から様々なご意見いただく中で、できるだけ早くというご意見等もあったということもあり、この文言については、何度も申し上げますが、委員の皆様からの様々な議論、提案、提言

等があった中での言葉の選びになっておりますというお答えになります。

以上です。

4 番（水出君） まず、最初の削減と言っておりますけれども、医療報酬と医療費との違いについてご理解されているのかなというところが一つあります。その辺はいかがでしょうか。

9 番（山城君） 水出議員さんから改めての再質問ということですがけれども、医療報酬削減と医療費の違いを理解しているかということに関してのお答えですがけれども、これも委員長として私が皆さんと話をした上で、理解した上でここに載せているというお答えです。

4 番（水出君） 陳情者の意図をそのまま採用するということでは、陳情書には「医療費削減政策」と記入しているんですよ。発委第2号で出されたのは「医療報酬削減政策」と書いてあるんですよ。これは明らかに違うんですよ。

報酬というのは、私たちが病院にかかったら、病院側に支払うものですよね。医療費というのは、私たちが自ら出す費用のこと。報酬は向こうが私たちから受け取るものです。結果的には同じようなものになってくるんだと思うんですけど、全然違うんですよ。その辺をこうやって意図を酌んでと書いても、意図を酌まないで変えている。

あと、これは政府に出していく意見書なので、国では医療費削減計画ということでやっているんですよ。本来、正式は医療費適正化計画なんですよ。医療費削減計画についてということで、今いろいろ対策を打って、よく最近私も入院したり、母親が病院にかかったりしてあれなんですけど、皆さんもかかっていたらおわかりかもしれませんけれども、病院は早く出されちゃうとか、何でこんな早く出ないといけないんだと。そんな実情もあったかと思うんですけども、そういったことで今は無駄に医療費をかけることを防いだりしているので、だから医療側とすると受け取る費用は確かに減っているんですけども、そういったことで苦しくはなってくるんですけども、私たち国民が医者に払う費用をできるだけ少なくするように、生活改善もそうです。そういったことを、みんなこういう策定計画の中で計画してやっているんですよ。我々の医療費が全体的に下がっていくことを狙ってやっているんですけども、その辺を、意図を酌んでそのままということでも言われても、ちょっとやっぱり納得する打合せをされていないというふうに私は理解してしまいます。

以上でございます。

13 番（大森君） 質問は3回まででしょうか。

議長（中嶋君） 3回です。

13 番（大森君） わかりました。

9 番（山城君） 水出議員さんから再度のご質問、またご指摘を受けて答弁させていただきます。

水出議員さんがおっしゃるとおり、医療費と医療報酬、その違いについて水出議員さんからご指摘というか、ご教示いただいたことには大変感謝いたします。

今、委員会として皆さんそれぞれ調べられて、そして委員会としてこの文言にした。その責任者は、私、委員長の山城ですけれども、この文言にもし誤りがあると、水出さんから見てそう思うのであれば、それに基づいてご判断いただきたい。

ただ、これは私の意見というより、委員会の総意としての意見をまとめたものでありますので、そこら辺をお酌み取りいただく。同じ答弁になっちゃいますけれども、以上でございます。

議長（中嶋君） ご苦労さまです。規定によりますので、3回、3回ということで、水出議員には、そういうことでひとつよろしく願いしておきたいと思います。

ほかに質疑はございますか。

(進行の声あり)

議長（中嶋君） 特にないようですね。これにて質疑を終結いただきます。

これより討論に入ります。

4番（水出君） 私は、発委第2号「医療・介護分野の処遇改善と報酬引き上げを求める意見書について」反対の立場から討論いたします。

本議案について、まず、冒頭、要旨について。「国による医療報酬削減政策がおしすすめられる中で」と書き出しております。そして、こちらは先ほどの質問のとおり、陳情者の意図を酌んでいるということで、そのまま記載したとなっております。

しかし、陳情者の意図は「医療費削減」です。そここのところが大きく違っておりまして、意図を酌んでおりませんので反対とさせていただきます。

その他にも他の引上げ要件等々ありますけれども、まずここが大きく違いますので、本件の差戻し、もしくは反対でとなることを私のほうでは付け加えさせていただきます、私の反対とさせていただきます。以上です。

議長（中嶋君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。どなたかございますか。

(進行の声あり)

議長（中嶋君） 特にないようでございますので、次に、原案に反対の方の発言を許します。ございませんね。

(進行の声あり)

議長（中嶋君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。特にございませんね。

(進行の声あり)

議長（中嶋君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと見て、これにて採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第7「発議第5号 柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に反対する意見書について」
「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、賛成少数により）否決」

◎追加日程第8「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（中嶋君） 各委員長から、会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申出がありました。

お手元に配付のとおりでございます。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

議長（中嶋君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、町長から閉会の挨拶がございます。

町長（山村君） 令和7年第4回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

12月1日に開会されました本定例会は、本日までの12日間にわたりご審議をいただきました。提案いたしました、専決報告、広域連合規約の変更、条例の制定及び一部改正、公の施設の指定管理者の指定、一般会計及び特別会計補正予算、並びに、追加議案として本日上程いたしました条例の一部改正、一般会計及び特別会計補正予算も含め、全ての議案に対して原案どおりご決定を賜り、誠にありがとうございました。

さて、今月8日の深夜に、青森県東方沖を震源とするマグニチュード7.5、最大震度6強の地震が発生し、気象庁からは新たな大規模地震の可能性が平常時より高まっていることを示す「後発地震注意報」が発表されました。

このたびの地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げるとともに、一日も早く安全が確保され、被災地域の皆様に平穏な生活が戻られることを心からお祈り申し上げます。

さて、令和7年も残り少なくなり、年末に向け何かと慌ただしくなっております。

今年も、まちづくり坂城の皆さんにより、来週17日に冬の坂城駅前を鮮やかに飾るイルミネーションの点灯式が行われる予定となっております。これに合わせて、駅前多目的広場の

169系電車のライトアップも行います。イルミネーションとライトアップは、1月末まで行われる予定ですので、坂城駅前の冬の風物詩をお楽しみいただきたいと思っております。

また、今月15日から31日までの17日間は、警察、防犯指導員、千曲交通安全協会、交通指導員などの皆様と連携し、防犯・交通安全の啓発を強化する「年末特別警戒」及び「交通安全運動」を実施いたします。

あわせて、28日から30日までの3日間は、町消防団による「歳末特別警戒」が行われます。寒さの厳しい夜間の警戒に対し、敬意と感謝を申し上げる次第であります。

年末年始は、犯罪や交通事故が増加する時期でもあります。町民の皆様におかれましては、一層のご注意をお願いいたしますとともに、大切な生命、財産を守るため、火の取扱いには十分ご注意くださいよう、重ねてお願い申し上げます。

次に、現在、坂城高校南側のコンビニエンスストア付近にて道路拡幅及び舗装修繕を行っております。町道A01号線舗装修繕工事につきましては、年度内の完成を目指して進めております。また、昭和橋につきましては、9月29日から車両通行止めの交通規制を行い、国道側6連目から8連目の上流部の主構（アーチ部）の補修工事を実施しているところでありますが、工事は予定どおり進んでおり、今月末には交通規制を解除できる予定であります。

町民の皆様には長期間にわたりご不便をおかけしておりますが、工事が完了するまでの間、ご理解とご協力をお願いいたします。

さて、インフルエンザが猛威を振るっており、県ではインフルエンザ警報を発表し、感染予防を呼びかけております。町では、来月末までインフルエンザ予防接種の補助を行っており、65歳以上の方は1千円の自己負担で接種いただけるほか、中学生以下のお子さんは1回の接種につき1千円の助成をしております。インフルエンザの流行は今後も続くことが予想されており、年末年始をご家族全員が健康で過ごせるよう、早めの接種をお願いしたいと思っております。

さて、来年、令和8年の干支は「丙午（ひのえうま・へいご）」であります。「丙（ひのえ）」は、成長した陽気が困いに入り、エネルギーが膨れ上がることで勢いが増す状態を意味するとされています。また、「午（うま）」は、陰気が陽に逆らいながら成長する状態を表すとされています。

このようなことから、丙午の年は、在来の支配的な勢力が大いに伸びて盛んになる一方で、それに対する反対勢力も内側から力を増してくる年と言われております。こうした変化の動きを的確に受け止め、柔軟かつ適切に対応することができれば、大きな改革や飛躍につなげることができる年であるとも言われております。

令和8年が、干支のとおり、エネルギーに満ちた一年となり、様々な分野で前向きな変革が進むことを期待するところであります。

さて、町におきましては、これから来年度に向けての当初予算編成作業が本格化してまいります。歳入につきましては、国の動向や社会情勢などを的確に捉える中で町税や地方交付税などを見込むとともに、事業に応じた適切な財源の確保に努めてまいりたいと考えております。一方、歳出につきましては、さらなる事務事業の効率化を図り、限られた財源の中で「SDGsの達成」と「デジタル変革への取り組み」を意識しながら、町民の皆様の多様な行政ニーズへの対応を図ってまいりたいと考えております。また、今年度は町にとりましても、第6次長期総合計画の前期5か年が終了する節目の年でもあります。後期5か年に向け、町民の皆様に幸せを実感していただける「ウェル・ビーイング」のまちづくりに向けた諸施策を展開できましますよう、議会の皆様とともに取り組んでまいりたいと考えております。

さて、新春1月は、元旦に1年間の健康を願う「元旦マラソン」を皮切りに、4日には「新春賀詞交歓会」が開催され、5日の「席書大会」に続いて、7日にかけて作品を展示する「書初展」も行われます。また、18日には町消防団の「出初式」を挙げるほか、スキー&スノーボード教室も開催されるなど、新年も盛りだくさんのイベントが計画されております。

議員各におかれましては健康に十分留意され、新しい年をお迎えいただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

議長（中嶋君） これにて令和7年第4回坂城町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（閉会 午前11時42分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 中 嶋 登

坂城町議会議員 大日向 進 也

坂城町議会議員 塚 田 舞

坂城町議会議員 水 出 康 成

一般質問通告一覧表

| 発言順位 | 要 旨 | 通 告 者 | 答弁を求める者 |
|------|--|----------------|-------------------------|
| 1 | 1. 空き家対策について イ. 空き家の実態について ロ. 空き家対策への取り組みについて ハ. 空き家対策への課題について 2. 主要地方道坂城インター線について イ. 一部供用開始後の状況について ロ. 事業の状況について ハ. 今後の事業計画について | 5 番 宮 入 健 誠 | 町 長 担 当 課 長 |
| 2 | 1. 町の温暖化防止計画は イ. 宣言後の取り組みは ロ. 今後の計画は 2. 子ども・子育て事業 イ. こども誰でも通園とは ロ. 子ども・子育て支援金とは 3. 国保の子どもの均等割をゼロに イ. 子どもの均等割をゼロに 4. 町の農業政策について イ. オーガニック・ビレッジの推進を | 13番 大 森 茂 彦 | 町 長 教 育 長 担 当 課 長 |
| 3 | 1. 子育て支援の充実について イ. 児童福祉法改正を受けての子育て支援について 2. 産前・産後の支援について イ. 支援について | 6 番 中 村 忠 靖 | 町 長 教 育 長 担 当 課 長 |
| 4 | 1. ドローンの防災活用について イ. 防災ドローン導入について 2. エレベーターの設置について イ. テクノさかき駅へのエレベーター設置について | 7 番 星 哲 夫 | 町 長 担 当 課 長 |
| 5 | 1. 農業振興について イ. 移住・就農相談会について ロ. 新規就農者状況について 2. 鳥獣被害対策について イ. 熊害対策について ロ. 鳥害対策について | 4 番 水 出 康 成 | 町 長 担 当 課 長 |

| 発言順位 | 要 旨 | 通 告 者 | 答弁を求める者 |
|------|--|----------------|-------------------------|
| 6 | 1. 令和8年度の町の展望について イ. 令和8年度予算編成について ロ. 令和8年度重点事業は 2. 安全、安心な町について イ. 町内にて発生している犯罪について ロ. 火災について ハ. 防犯灯について | 2 番 大日向進也 | 町 長 担 当 課 長 |
| 7 | 1. こども誰でも通園制度について イ. 制度の概要と町の現状について ロ. 実施に向けた検討状況について ハ. 保育の質の確保について | 3 番 塚 田 舞 | 町 長 教 育 長 担 当 課 長 |
| 8 | 1. 公共施設更新と財政運営について イ. 坂城町公共施設個別施設計画について ロ. 今後を見据えた財源の確保について 2. 生涯を通じた口腔健康づくりについて イ. 町民の歯周疾患検診受診率の推移と今後の取り組みについて 3. 町民とつながるデジタル発信について イ. 町の情報発信の現状と今後について | 10番 祢 津 明 子 | 町 長 担 当 課 長 |
| 9 | 1. 水田の維持管理と今後の対応について イ. 水田の維持管理の現状は ロ. 今後の対応について 2. 隣保館について イ. 利用状況と今後の改築予定は 3. 町内の遺跡の出土品について イ. 文化財センターに展示している出土品について ロ. 青木下遺跡について 4. 必要な支援を必要な人に イ. 生活保護について ロ. 低所得者について ハ. 独居高齢者について | 9 番 玉 川 清 史 | 町 長 教 育 長 担 当 課 長 |

医療・介護分野の処遇改善と報酬引き上げを求める意見書

国による医療報酬削減政策がおしすすめられる中で、公定価格である診療報酬は上がりず昨今の物価上昇に対応していない。

また、医療や介護・福祉従事者の賃金を他産業と同じように上げることも難しく、人員不足にもつながっている。全国的に救急の受け入れや入院の受け入れを制限する病院が相次ぎ、開業医の閉院も起きている。

医療機関は過去最大の規模で倒産、廃業がすすみ、深刻な経営危機に陥っている。地域住民の医療を受ける権利が困難な状況にあると言える。「地域医療は崩壊寸前」でこのままでは医療機関がなくなり、医療にかかれない地域が全国でさらに広がるのが強く懸念される。

また、政府は看護師、保健師、介護士、障害福祉などのケア労働者の賃金引き上げを2021年に打ち出したが、その効果は極めて限定的であり、2025年民間主要企業賃上げに遠く及ばない。

政府の責任による医療や介護・福祉事業の安定的な維持発展と、すべてのケア労働者の処遇改善のために、下記の事項について国に要望する。

記

- 1 2026年度の診療報酬改定と合わせ、1年前倒しで介護・障害福祉サービス等報酬改定を実施すること。
- 2 すべての医療機関と介護・福祉事業所の物価高騰対策も含めて、各報酬の引き上げ改定を実施すること。
- 3 当面の支援策として、2025年度中に全額公費による賃上げ支援策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月 日

長野県埴科郡

坂城町議会議長 中 嶋 登

内閣総理大臣 高 市 早 苗 殿

総 務 大 臣 林 芳 正 殿

財 務 大 臣 片 山 さつき 殿

厚生労働大臣 上 野 賢一郎 殿